### 令和元年度 整備主任者研修 法令研修 【全国共通教材】

1.		法令等
	(1)	交換用マフラーを備えた四輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します
		(平成 30 年 11 月 30 日 国土交通省) 1
	(2)	指定整備工場で交付される適合標章が変わります
		(平成 31 年 3 月 8 日 国土交通省) 8
	(3)	道路運送車両法の一部を改正する法律
		(令和元年 5月 24日 国土交通省) 10
<b>2</b> .		通達等
	(1)	「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」の一部改
		<b>正について</b> (平成 30 年 4月 6日 国自整第 7号の 4)······ 17
	(2)	「封印取付け委託要領」の一部改正について
		(平成 30 年 8 月 28 日 国自情第 125 号) ***********************************
	(3)	「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について
		(平成 30 年 8 月 28 日 国自情第 129 号) 43
	(4)	「自動運転車の安全技術ガイドライン」の策定について
		(平成 30 年 9 月 12 日 国自技第 116 号) 51
	(5)	「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導
		の要領について(依命通達)」の一部改正について
		(平成 30 年 9 月 28 日 国自整第 152 号の 2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」
		<b>の一部改正について</b> (平成 30 年 11 月 30 日 国自環第 112 号の 3) · · · · · · · · 71
	, ,	「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成 16 年 9月 30 日付
		け、国自整第 93 号、国自技第 122 号)の一部改正について
		(平成 31 年 2 月 5 日 国自整第 245 号の 2) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」
		<b>の一部改正について</b> (平成 31 年 3 月 8 日 国自整第 259 号の 3) · · · · · · · · · · · 82
	(9)	「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について
		(平成 31 年 3 月 22 日 国自技第 256 号の 3 国自整第 305 号の 3)・・・・・・・・・・ 87
	(10	)元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて
		(平成 31 年 4 月 1 日 国自安第 231 号の 3 国自環第 198 号の 3 国自技第 272 号
		の3 国自情第 310 号の3 国自審第 2101 号の3 国自整第 313 号の3)・・・・・・ 98
	(11	)非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて
		(平成 31 年 4 月 1 日 国自環第 183 号)······ 105
		) 「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」の一部
		改正について(平成 31 年 4月 17 日 国自整第 14 号の 4)・・・・・・・・・・・ 139

(1	3)	Γ;	元 -	号 7	がi	改	め	ら	れ	る	Ξ	۲	に	伴	う	自	動	車	検	査	登	録	•	整	備	等	関	係	業	務(	のほ	Q ŧ	及し	1:	つ	
	い	τ.	J	に	係	る	保	安	基	準	適	合	標	章	の	裹	面	の	取	扱	い	に	つ	い	7	•										
	(	平,	成	31	年	:	4	月	26	日		事	務	連	絡	) •				• •	• •			• •					• •				• •			147
(1	<b>4</b> )	道旨	格 :	運	送.	車	両	の	保	安	基	準	の	細	目	を	定	め	る	告	示	別	添	38	B i	丘扌	妾 抱	非负	瓦驅	音	<del>-</del> の	測	定	方	去に	
	係	る	取	扱	い	等	に	つ	い	7	(	令	和	元	年	6	月	1	7	日	[	E É	自珍	景多	第	20	号	0	3		国自	1 灌	第第	2	47 号	<del>.</del>
	0)	3		E	自導	整	第	24	1	1 O	3																		• •				• •		• •	149

### 1. 法令等

(1)交換用マフラーを備えた四輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します

### 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年11月30日 自動車局環境政策課

### 交換用マフラーを備えた四輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します

~道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について~

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値を超える四輪自動車等に交換用マフラーを備える場合、新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を導入する等の改正を行います。

### 1. 背景

本日、「自動車騒音の大きさの許容限度」(昭和50年環境庁告示第53号)が改正され、 交換用マフラーを備えた車両のうち一部の四輪自動車等の近接排気騒音について、車種毎 に上限値を定めた絶対値規制に代え、使用過程時において新車時の騒音から悪化しないこ とを確認する相対値規制を導入することとなりました。

これに対応するため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号) について改正を行います。

### 2. 改正概要

新車時の近接排気騒音が車種毎に定められた一定の値<sup>\*1</sup>を超える四輪自動車等に対して 交換用マフラーを備える場合は、使用過程における近接排気騒音が新車時から悪化しない こと<sup>\*2</sup>を確認する相対値規制を適用します。また、これに伴い、近接排気騒音の測定方法 について所要の改正を行います。

なお、交換用マフラーを備えた車両のうち一部の二輪自動車等については、昨年 12 月に 同様の改正を行っております。

### ※1 車種毎に定められた一定の値

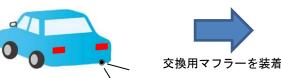
・乗合車・貨物車(車両総重量 3.5t 超、最高出力 150kW 超) : 94dB
 ・乗合車・貨物車(車両総重量 3.5t 超、最高出力 150kW 以下) : 93dB
 ・乗合車・貨物車(車両総重量 3.5t 以下) : 92dB
 ・乗用車(車両後部にエンジンを有するもの) : 95dB

・乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの) : 91dB

. ※2 新車時の近接排気騒音(車検証等に記載)に5dB を加えた値以下であること。

例:乗用車(車両後部にエンジンを有するもの以外のもの)

新車時の近接排気騒音:92dB (>91dB)





### <u>3. スケジュール</u>

公布・施行:11月30日(本日)

### 問い合わせ先

自動車局 環境政策課:河野、副島

電話:03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8604 (直通) FAX:03-5253-1636

### 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示案について

### 1. 改正の背景

自動車の騒音防止装置に係る「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号、以下「細目告示」という。)のうち近接排気騒音については、平成28年、国際基準を導入したことに伴い、新車時に測定したものと同等の値を使用過程車に求める規制(以下「相対値規制」という。)を採用した。

一方、消音器の改造又は交換を行った使用過程車の近接排気騒音について、従前の全開 走行による加速走行騒音を評価する基準(以下「従前基準」という。)に適合することが 確認された後付消音器を備える場合には、車種毎の限度値を設けた規制(以下「絶対値規 制」という。)を継続することとしていたところ、今般、この従前基準に適合することが 確認された後付消音器へと改造又は交換を行った場合に、相対値規制値を満たすものの絶 対値規制値を満たすことができずに保安基準不適合となるおそれがある四輪自動車が販 売されていることが確認された。

これに対応するため、従前基準に適合することが確認された後付消音器を備えた車両のうち一部の四輪自動車の近接排気騒音について、相対値規制を導入することとして、環境省において「自動車騒音の大きさの許容限度」(昭和50年環境庁告示第53号)が改正されることに伴い、騒音規制法(昭和43年法律第98号)第16条第2項に基づき、細目告示について所要の改正を行う。

なお、平成29年12月に、二輪自動車等について同様の改正を行っている。

### 2. 改正の概要

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ・従前基準に適合することが確認された後付消音器へと改造又は交換を行った使用過程 の四輪自動車の近接排気騒音について、当該四輪自動車の新車時の騒音値が一定の値 を超えるものであった場合は、相対値規制を行うこととする。
- ※ 使用過程での騒音値が、新車であった際に確認した騒音値に5dBを加えた値以下でなければならないこととする。

### 3.スケジュール(予定)

公 布: 平成 30 年 11 月中

施 行:公布の日

# ○国土交通省告示第千二百九十七号

道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。 平成三十年十一月三十日 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示 国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)の一部を次のように改正する。

線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍

と除く。以下この条において同じ。)が騒音を著しく発しないも	改正後
(自動車の騒音防止装置) 第118条 自動車(被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。)が騒音を著しく発しないも	改正前

第118条 自動車 (被牽引自動車を のとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号 (自動車の騒音防止装置)

四 使用の過程にある自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停 に掲げる基準とする。 定める基準に適合すること 止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに . [∐ (器)

> のとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号 に掲げる基準とする。

四 使用の過程にある自動車(排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停 定める基準に適合すること。 止状態において原動機が作動しないものを除く。)は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに

音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市 街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車にあって は二に定める基準を適用するものとする 接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒 は交換を行ったもの 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近

にカタビラ及びそりを有する軽目動車を除く。)	専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以下の自動車(三輪自動車並び		びにカタビラ及びそりを有する軽自動車を除く。)	乗車定員11人以上の専ら乗用の用 に供する自動車及び貨物の運送の 用に供する自動車(三輪自動車並	自動車
日 車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	.10 車両の後部に原動機を有するも 	車両総重量が3.5 t 以下のもの	軽 車両総重量が3.5 t を超え、原 動機の最高出力が150kW以下 のもの	)用 車両総重量が3.5 t を超え、原の 動機の最高出力が150kWを超述 えるもの	(の種別
96	100	97	98	99	騒音の大きさ

専ら乗用の用に供する乗車定員10 人以下の自動車			自 動 車乗車定員11人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車
車両の後部に原動機を有するものであり、かつ、第40条第1項のであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が95dBを超える騒音を発する構造のもの	車両総重量が3.5 t 以下のものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が92dBを超える騒音を発する構造のもの	車両総重量が3.5 t を超え、原動機の最高出力が150kW以下のものであり、かつ、第40条第1項第5号又は前号口に規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が93dBを超える騒音を発する構造のもの	の 種 別 車両総重量が3.5 t を超え、原 車両総重量が3.5 t を超え、原 動機の最高出力が150kWを超 えるものであり、かつ、第40条 第1項第5号又は前号口に規定 する基準に適合することを認め た際に確認した近接排気騒音値 が94dBを超える騒音を発する 構造のもの
			騒音の大きさ 第40条第1項第5号 双は前号口に規定す る基準に適合することを認めた際に確認 した近接排気騒音値 に5dBを加えた値

口 (略) 無談)

(略)
 消音器について改造又は交換を行った自動車(二輪目動車、四キュー……
 動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)
 動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。)別

(1) 次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車(いずれも(3)に掲げるものを除く。) 別添 38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であ

	しない構造のもの	
	音個が91dBを超える騒音を発	
	認めた際に確認した近接排気騒	
	規定する基準に適合することを	
	40条第1項第5号又は前号口に	
	の以外のものであり、かつ、第	
96	車両の後部に原動機を有するも	
	造のもの	
	dBを超える騒音を発しない構	
	確認した近接排気騒音値が95	
	準に適合することを認めた際に	
	第5号又は前号口に規定する基	
	のであり、かつ、第40条第1項	人以下の自動車
100	車両の後部に原動機を有するも	専ら乗用の用に供する乗車定員10

)別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した自動車 別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が当該消音器に係る性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

丘 (路)

・3 (器)

別添38 近接排気騒音の測定方法

1. ~3.1.3 (器)
3.2 トイクロ长ソ

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。

- ー マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45。に交わる排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から(排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあっては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から、細目告示第118条第1項第4号イ(3)、口(3)、八、二、第196条第1項第3号イ、ロ、第268条第1項第4号イ(3)、口、第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあっては、図1に示す基準点から)0.5m離れた位置(図2に示すM1(排気管の開口部(以下「開口部」という。)が上向き(当該開口部の鉛直線に対する角度が30。以下のものをいう。)の場合は、図2に示すM2の位置のことをいう。))で、かつ、開口部中心の高さ(開口部中心の高さが地上高さ0.2m未満の場合は地上高さ0.2m)の±0.025mの位置とする。
- 1 車両の一部が障害物となり、前号の位置にマイクロホンを設置できない場合(細目告示第 118条第1項第4号イ(3)、口(3)、ハ、二、第196条第1項第3号イ、ロ、第268条第1項第4 号イ(3)、口、第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあっては、マイクロホンの 位置が排気管に最も近い車両の側面から0.2m未満となる場合を含む。)は、開口部中心から 0.5±0.025mの距離で、前号の位置に最も近い設置可能な位置(排気流の影響を受ける位置 及び地上高さ0.2m未満の位置を除く。)をマイクロホンの位置とする。

ン・川 (器)

ガ (器)

2・3 (器)

別添38 近接排気騒音の測定方法

1. ~3.1.3 (略) 3.2 マイクロホン

騒音計のマイクロホンは、次の各号に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した 状態で設置する。この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の 位置をいう。また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示に よる。

- マイクロホンの位置は、排気流の方向を含む鉛直面と外側後方45。に交わる排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部中心から(排気管の開口部が上向きの排気管を有する自動車にあっては、車両中心線に直交する排気管の開口部中心を含む鉛直面上で排気管の開口部に近い車両の最外側から、細目告示第118条第1項第4号ロ、八、第196条第1項第3号イ、ロ、第268条第1項第4号ロ、第284条第1項第3号の規定が適用される自動車にあっては、図1に示す基準点から)0.5m離れた位置(図2に示すM1(排気管の開口部(以下「開口部」という。)が上向き(当該開口部の鉛直線に対する角度が30。以下のものをいう。)の場合は、図2に示すM2の位置のことをいう。)で、かつ、開口部中心の高さ(開口部中心の高さが地上高さ0.2m未満の場合は地上高さ0.2m)の±0.025mの位置とする。
- : 車両の一部が障害物となり、前号の位置にマイクロホンを設置できない場合(細目告示第 118条第1項第4号ロ、ハ、第196条第1項第3号イ、ロ、第268条第1項第4号ロ、第284条 第1項第3号の規定が適用される自動車にあっては、マイクロホンの位置が排気管に最も近い車両の側面から0.2m未満となる場合を含む。)は、開口部中心から0.5±0.025mの距離で、前号の位置に最も近い設置可能な位置(排気流の影響を受ける位置及び地上高さ0.2m未満の位置を除く。)をマイクロホンの位置とする。

(号外第 265 号)

 $\equiv \sim \Xi$ 

また、原動機の回転速度は、回転計(車載の回転計を除く。)により測定する。 を超えるもの又は細目告示第118条第1項第4号ロ⑶、二者しくは第196条第1項第3号ロの規 輪自動車に限る。)並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転 度が安定しない原動機にあっては、回転速度の平均値が前記の回転速度の範囲内にあればよい。 られる場合の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。ただし、構造上回転速 度無負荷運転されている状態から、加速ペダルを急速に放した場合又は、絞り弁が急速に閉じ 号口の規定が適用される自動車のうち、原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、 定が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のものにあっ 7500回転未満のものにあっては、3750) ±100min<sup>-1</sup> {rpm} の回転速度に連続して5秒間程 ては、50%)の回転速度(細目告示第118条第1項第4号口(3)、二若しくは第196条第1項第3 原動機を最高出力時の回転速度の75%(小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二

5.3 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

が適用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のものにあって 超えるもの又は細目告示<u>第118条第1項第4号口(3)、二</u>若しくは第196条第1項第3号ロの規定 置の作動により原動機の回転速度が5.2に定める回転速度に達しないものについては、5.2の規 動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度の95%の回転速度±100min-' {rpm}]) <u>口(3)、//、二</u>若しくは第196条第1項第3号イ、口の規定が適用される自動車にあっては、「原 制する装置が作動する回転速度+0、-50min<sup>-1</sup> (rpm}] (細目告示<u>第118条第1項第4号イ(3)</u>, 回転未満のものにあっては、3750)±100min-¹ {rpm}」とあるのは、「原動機の回転速度を抑 規定が適用される<u>自動車のうち、</u>原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500 動車に限る。)並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5,000回転を 定中「最高出力時の回転速度の75%(小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自 まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)であって、当該装 と読み替えて適用する。 は、50%)の回転速度(細目告示<u>第118条第1項第4号口(3)、二</u>又は第196条第1項第3号ロの 原動機の回転速度を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込

(悪)

別添112 後付消音器の技術基準

全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

一種後付消音器の騒音防止性能試験

 $\widehat{\Box}$ たときに、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。 第一種後付消音器を自動車等(当該後付消音器を備えることができるものに限る。)に装着し 第118条1項4号 (原動機付自転車にあっては、第268条1項4号)の基準に適合すること

4. • 5.

(悪)

別記様式 (悪)

この告示は、 公布の日から施行する。

三~五

動機の回転速度は、回転計(車載の回転計を除く。)により測定する。 の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。ただし、構造上回転速度が安定し 50%)の回転速度(細目告示第118条第1項第4号八若しくは第196条第1項第3号ロの規定が 輪自動車に限る。)並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転 ない原動機にあっては、回転速度の平均値が前記の回転速度の範囲内にあればよい。また、 転されている状態から、加速ペダルを急速に放した場合又は、絞り弁が急速に閉じられる場合 満のものにあっては、3750) $\pm 100 \mathrm{min}^{-1}$   $\{\mathrm{rpm}\}$  の回転速度に連続して5 秒間程度無負荷運 適用される自動車のうち、原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500回転未 用される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のものにあっては、 を超えるもの又は細目告示第118条第1項第4号八者しくは第196条第1項第3号ロの規定が適 原動機を最高出力時の回転速度の75%(小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二

5.3 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い

のにあっては、3750) $\pm 100 \mathrm{min}^{-1} \mathrm{\ (rpm)}$ ]とあるのは、「原動機の回転速度を抑制する装置が 50%)の回転速度(細目告示第118条第1項第4号八又は第196条第1項第3号ロの規定が適用 超えるもの又は細目告示第118条第1項第4号八若しくは第196条第1項第3号ロの規定が適用 置の作動により原動機の回転速度が5.2に定める回転速度に達しないものについては、5.2の規 る装置が作動する回転速度の95%の回転速度±100min<sup>-1</sup> {rpm}])と読み替えて適用する。 される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5000回転を超え、7500回転未満のも される自動車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分7500回転以上のものにあっては、 動車に限る。) 並びに原動機付自転車のうち原動機の最高出力時の回転速度が毎分5,000回転を 定中「最高出力時の回転速度の75%(小型自動車及び軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自 まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)であって、当該装 作動する回転速度+0、-50min<sup>-1</sup>{rpm}」(細目告示<u>第118条第1項第4号ロ、ハ</u>若しくは第 196条第1項第3号イ、口の規定が適用される自動車にあっては、「原動機の回転速度を抑制す 原動機の回転速度を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込

別添112 後付消音器の技術基準

I 全開加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

第一種後付消音器の騒音防止性能試験

たときに、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。 第一種後付消音器を自動車等(当該後付消音器を備えることができるものに限る。)に装着し 第196条1項2号 (原動機付自転車にあっては、|第284条1項2号)の基準に適合すること

(悪)

. 5.

別記様式 (悪)

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成31年3月8日自動車局整備課

### 指定整備工場で交付される適合標章が変わります

- 電子申請に対応するため押印が不要の様式を追加します -

指定自動車整備事業者が交付する保安基準適合標章について、電子 適合証を利用した場合 (※) の取扱いが変更になります。

※保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合をいう。

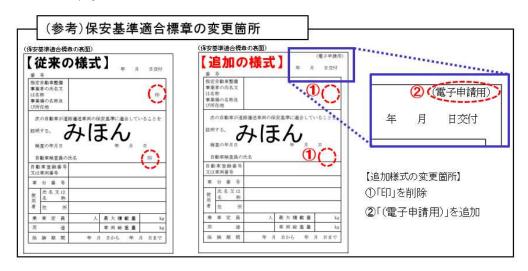
国土交通省では、自動車保有関係手続きについて、申請者の負担軽減を図るため、 オンラインで一括して申請が可能となるワンストップサービス(以下「OSS」とい う。)を導入・推進しております。

OSSによる申請について、平成29年4月から、指定自動車整備事業者(いわゆる「指定整備工場」)において、自動車が保安基準に適合する旨を証明したときに交付する保安基準適合証について、電磁的方法による取扱いを開始したところですが、併せてユーザーに交付する保安基準適合標章については、自動車検査員等の記名及び押印が必要であり、指定自動車整備事業者にとって一定の負担となっていたところです。

このため、自動車検査員等の作業の効率化及びより一層のOSSの普及促進を図るため、道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則について、改正を行うこととします。

### 1. 改正内容

指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合に保安基準適合標章を依頼者に交付するときは、自動車検査員等の押印を省略できることとします。この場合において、指定自動車整備事業者が依頼者に交付する当該保安基準適合標章については、新たに様式を追加することとします。



### 2. 公布•施行

公布 · 施行: 平成 31 年 3 月 8 日 (本日)

問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 : 田辺、齋藤

電話 03-5253-8111(内線 42423) FAX 03-5253-1639

### 指定自動車整備事業者の皆様へ

指定自動車整備事業規則等の一部改正により、

指定整備事業者が交付する保安基準適合標章について、

### 電子適合証を利用した場合※の取扱いが変更

になります。

※保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により 登録情報処理機関に提供した場合をいう。

【平成31年3月8日施行】

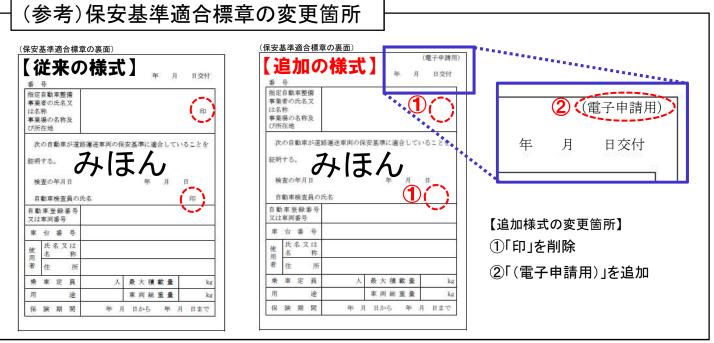
### 変更点①

・保安基準適合標章の<u>事業者及び自動車検査員の</u> 押印を省略可能

### 変更点②

- ・保安基準適合標章の様式を新たに規定
- ・<u>従前の様式も使用可能</u>

(この場合でも、事業者及び自動車検査員の押印を省略可能)



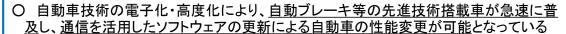


【お問合せ先】

### ●道路運送車両法の一部を改正する法律

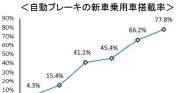
### 背景·必要性

○ 自動運転車については、高速道路において自動運転を実施する車や、過疎地等の限 定地域において無人で移動サービスを提供する車の2020年目途の実用化に向けて技 術開発が進められているが、現行法は自動運転車を想定したものとなっていない





高速道路における自動運転



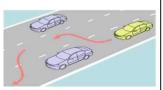
自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程 にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するための制度整備が必要

- 〇自動運転に係る制度整備大綱(平成30年4月17日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)
- ①保安基準の段階的な策定 ②保安基準と走行環境条件※により一体的に安全性確保(※走行速度、ルート、天候、時間等の制限等)
- ③使用過程車について、保守管理(点検整備・車検)及びソフトウェア更新に対する審査の在り方を検討し、必要な対策を実施

### 法案の概要

### 1. 保安基準対象装置への自動運行装置の追加

- 〇 保安基準の対象装置に 「自動運行装置」を追加
- 〇 自動運行装置が使用され る条件(走行環境条件)を国 土交通大臣が付すこととする

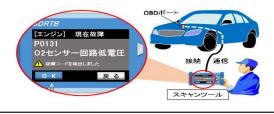


### 自動運行装置

- ・プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な装置 であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用さ れる場合において、自動車を運行する者の認知、予測、判断及び 操作に係る能力の全部を代替する機能を有する装置
- ・作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を含む

### 2. 自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理 に関する事務を行わせる法人の整理

○ 電子的な検査の導入に伴い、自動車の検査にお ける電子的な基準適合性審査に必要な技術情報 の管理に関する事務を(独)自動車技術総合機構 に行わせる



### 3. 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技 術情報の提供の義務付け

○ 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範 囲を、対象装置の作動に影響を及ぼすおそれのある 整備等に拡大、名称を「特定整備」に改正

新たに対象となる整備・改造の例(カメラ、レーダー等のセンサーの交換・修理)







〇 自動車製作者等から、特定整備を行う事業者等に対 し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を提供する ことを義務付け

### 4. 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変 による改造等に係る許可制度の創設等

- 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改 変による改造であって、その内容が適切でなけれ ば自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあ るものを電気通信回線の使用等によりする行為等 に係る許可制度を創設
- 許可に関する事務のうち技術的な審査を(独)自 動車技術総合機構に行わせる



### 5. その他

- 自動車の型式指定制度における適切な完成検査を確保するため、完成検査の瑕疵等の是正措置命令等を創設
- 自動車検査証の電子化(ICカード化)、自動車検査証の記録等事務に係る委託制度を創設



### 【目標·効果】

- 高速道路における自動運転(レベル3)の実用化
- 限定地域における無人自動運転移動サービス(レベル4)を実用化
- 〇 自動ブレーキの新車乗用車搭載率

2020年目途 2020年まで

2020年までに9割以上

第

同項を同条第七項とし、同条第五項中「の指定を」を「の規定による指定を」に改め、同項第一号 指定」を「の規定による指定」に改め、同条第六項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、

「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「の指定」を

第七十五条の二第一項中「この項及び第四項」を「この条」に改め、同条第二項及び第三項中「の

「の規定による指定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

項の規定による指定に係る部分に限る。)に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定(同

21

れた共通構造部について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。

この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作さ 置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。 反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措 道路運送車両法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名

令和元年五月二十四

### 法律第十四号

道路運送車両法の一部を改正する法律

中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「の指定」を 第九項第四号」に改め、同条第八項中「の指定を」を「の規定による指定を」に改め、同項第二号 「の規定による指定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 項の規定による指定に係る部分に限る。)に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定(同 第七十五条第二項及び第三項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同条第四項中「の指 れた自動車について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。 この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作さ 置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。 反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措 第八条中「次の各号」の下に「のいずれか」を加え、同条第三号中「及び自動車検査証」を削る。 を「の規定による指定」に、「(第八項」を「(第九項」に、「第七項及び第八項」を「第八項及び 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。 第

内閣総理大臣 安倍 晋三

に次の一号を加える。 一条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。 九 第七十五条第七項、第七十五条の二第四項又は第七十五条の三第五項の規定による命令に違 反した者 同条中第二十号を第二十一号とし、

第四十一条第十六号中「窓ふき器」を「窓拭き器」に改め、

第十九号の次に次の一号を加える。 二十 自動運行装置

第四十一条に次の一項を加える。

2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム(電子計算機(入出力装置を含む。この 態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理する を除き、以下同じ。)に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされた な情報を記録するための装置を備えるものをいう。 判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、 通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、 ための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交 ものをいう。以下同じ。)により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状 かつ、当該機能の作動状態の確認に必要

め、同条第二項中「予め」を「あらかじめ、」に改める。 十一条」を「第四十一条第一項」に、「第四十二条」を「前条」 -一条」を「第四十一条第一項」に、「第四十二条」を「前条」に、「附加する」第四十三条の見出し中「附加」を「付加」に改め、同条第一項中「こう配」 ー を を 「勾配」に、「 一に改四

自動車分解整備事業者」を「に規定する自動車特定整備事業者」に改める。 おそれがある整備又は改造」を加え、同項ただし書中「当該分解整備」を「当該特定整備」に、「の する自動運行装置をいう。)」に改め、「改造」の下に「その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼす を「特定整備(」に、「又は連結装置」を「、連結装置又は自動運行装置(第四十一条第二項に規定 第四十九条第二項中「第五十八条第一項の」を「第五十八条第一項に規定する」に、「分解整備(

を同条第七項とし、同条第五項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第六項と を「の規定による指定を」に改め、同項第一号中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項 項中「の指定」を「の規定による指定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「の指定を」 第七十五条の三第二項から第四項までの規定中「指定」を「規定による指定」に改め、同条第七 同条第四項の次に次の一項を加える。

この場合において、国土交通大臣は、指定の効力を停止するときは、当該停止の日までに製作さ 置が講じられたものと認めるまでの間、同項の規定による指定の効力を停止することができる。 反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措 項の規定による指定に係る部分に限る。)に違反していると認めるときは、当該者に対し、当該違 れた装置について当該停止の効力の及ぶ範囲を限定することができる。 国土交通大臣は、第一項の申請をした者が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定

しくは」に改める。 を「第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項」に、「者又は」を「者若 第七十五条の六第一項中「第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項」

第七十六条中「指定」を「規定による指定」に改め、「同条第四項の」の下に「規定による」を加

第七十五条の三第五項若しくは第六項」を「第七十五条第八項若しくは第九項、第七十五条の二第 第百三条第二項中「第七十五条第七項若しくは第八項、第七十五条の二第四項若しくは第五項、

五項若しくは第六項、第七十五条の三第六項若しくは第七項」に改める。 第百九条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、 第八号の次

-11-

に次の一項を加える。 
「次の一項を加える。 
近次の一項を加える。 
近次の一項において」を加え、 
近次の一項において」を加え、 
近次の一項において」を加え、 
近次の一項において」を加え、 
近次の一項において」を加え、 
近次の一項において」を加え、 
近次の一項に対しなければ」に改め、 
近次の一項において」を加え、 
近次の一項に対しなければ」に改め、 
近次の一項に対しなければ」に改め、 
近次の一項に対しなければ」に改め、 
近次の一項に対しなければ」に改め、 
近次の一項に対しな対しなが、 
近次の一項を加え、 
近次の一項を加える、 
近

の使用者に提供するよう努めなければならない。整備をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該自動車整備をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを当該自動車のの又はその輸入する自動車について、当該自動車の使用者が第四十七条の規定による点検及び、前項に定めるもののほか、自動車製作者等は、その製作する自動車で本邦において運行される

号」に改める。 第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項中「第四十一条各号」を「第四十一条第一項各

及び第六項」に改める。 第七十五条第七項及び第八項、第七十五条の二第四項及び第五項並びに第七十五条の三第五項を「第七十五条の六第一項中「第七十五条第八項、第七十五条の二第五項及び第七十五条の三第六項」

事業をいう。)」に改める。 
「自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」で、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」で、「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業」を「自動車分解整備事業(自動車」を「自動車分解整備事業(自動車」を「自動車分解整備事業(自動車」を「自動車分解整備事業(自動車」を「自動車分解整備事業(自動車」を「自動車分解整備事業(自動車」を「自動車分解整備事業(自動車」を「自動車分解整備事業(自

官

める。

「自動車特定整備事業者」に、「分解整備が」を「特定整備が」に、「且つ」を「かつ」に改業者」を「自動車特定整備事業者」に、「分解整備事業」に、「附し、又は」を「付し、及び」に第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「附し、又は」を「付し、及び」に第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備事業」に、「分解整備事業」に、「分解整備を」を「特策十十八条第一項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に、「分解整備を」を「特

5第二号及び同条第三項中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。 第七十九条第一項中「自動車分解整備事業の認証」を「自動車特定整備事業の認証」に改め、同

・「自動車特定整備事業」に、「分解整備に」を「特定整備に」に改める。・・「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業」を「、自動車特定整備事業」に改め、同項第二号口

特定整備事業者」に改める。 事業を」を「自動車特定整備事業を」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車事業を」を「自動車特定整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備

が自動車特定整備事業」に改める。第八十三条第一項中「自動車分解整備事業者が自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業者

第八十四条中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める

第八十九条第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「見易い」を「見象第三項中「分解整備」を「自動車特定整備事業者」を「自動車特定整備事業者」を「自動車特定整備事業者は、特定整備」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者は、特定整備」に、「分解整備に」を「特定整備に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者は、特定整備」に、「分解整備に」を「特定整備に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者は、分解整備事業者は、特定整備」に改め、同条第二項中「自動車分解整備事業者は、分解整備事業者は、特定整備記録簿」に改める。

第八十九条第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「見易い」を「見まます」、「自動車特定整備事業者」に、「見易い」を「見まます」、「日本に表情すます」に、「日本に表情が、「日本は、日本に表情が、「日本は、日本に表情が、「日本に表情が、「日本は、日本は、日本に表情が、「日本は、日本に表情が、「日本は、日本は、日本は、日本は、日本

業の」を「自動車特定整備事業の」に改める。第九十一条の三中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

を「自動車特定整備事業」に改める。 に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同条第三項中「自動車分解整備事業」に、「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業の」に改め、同条第二項中「同項第二号ロ」を「第二号ロ」を「第十四条の二第一項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に、「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

事業者等」を「自動車特定整備事業者その他の者」に改める。第九十五条第二号中「あつ旋する」を「あつせんする」に改め、同条第五号中「自動車分解整備第九十四条の八第二項中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」に改める。

第百条第一項第十一号を次のように改める。つて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。)」を削る。第九十六条の四第一項中「(入出力装置を含む。以下同じ。)」及び「(電子計算機に対する指令であ

十一 自動車特定整備事業者

四項中「第二項の」の下に「規定による」を加える。 第百条第三項中「且つ」を「かつ」に、「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条第

第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。事業」を「自動車特定整備事業」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「自動車分解整備第百九条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同条第十号中「自動車分解整備

に改める。 第百十条第一項第一号中「から第四十二条まで」を「、第四十一条第一項若しくは第四十二条」 第五十七条の二第一項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

3

(号外第 17 号)

じ」を、「ある整備又は改造」の下に「(同号に掲げる行為を除く。)」を加える。第四十九条第二項中「自動運行装置をいう」の下に「。第九十九条の三第一項第一号において同第四十一条第二項中「この項」の下に「及び第九十九条の三第一項第一号」を加える。 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第九十九条の二中 「検査対象外軽自動車」の下に「(以下「自動車検査証交付済自動車等」という。)」

第九十九条の三を第九十九条の四とし、第九十九条の二の次に次の一条を加える

(特定改造等の許可)

·**九十九条の三** 自動車検査証交付済自動車等について、次に掲げる行為(以下「特定改造等」と 許可を受けなければならない。 いう。)をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣の

のためのプログラム等が適切なものでなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあよる処理の用に供する情報をいう。以下同じ。)の改変による自動車の改造であつて、当該改造 るものとして国土交通省令で定めるものを電気通信回線を使用する方法その他の国土交通省令 で定める方法によりする行為 自動運行装置その他の装置に組み込まれたプログラム等(プログラムその他の電子計算機に

省令で定める方法により自動車の使用者その他の者に対し当該改造のためのプログラム等を提一 前号に規定する改造をさせる目的をもつて、電気通信回線を使用する方法その他の国土交通 供する行為

れらの規定中「条件」とあるのは、「条件又は期限」と読み替えるものとする。 第七十八条第三項及び第四項の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、こ

国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなけれ

で定める基準に適合する者であること。 申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力及び体制を有する者として国土交通省令 同項の許可をしてはならない。

第一項の許可を受けた者は、その能力及び体制を、前項第一号の国土交通省令で定める基準に一 申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が保安基準に適合すること。

適合するように維持しなければならない。

5 改変その他特定改造等の適確な実施を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める事第一項の許可を受けた者は、前項に定めるもののほか、プログラム等の適切な管理及び確実な 項を遵守しなければならない。

6 るため、又は特定改造等の適確な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを命ずることがめる事項を遵守していないと認めるときは、当該者に対し、その能力及び体制を基準に適合させ める基準に適合せず、又は第一項の許可を受けた者が特定改造等に関し前項の国土交通省令で定国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者の能力及び体制が第三項第一号の国土交通省令で定

めて特定改造等の停止を命じ、又は同項の許可を取り消すことができる 国土交通大臣は、第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、 期間を定

この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき

偽りその他不正の手段により第一項の許可を受けたとき。 第二項において準用する第七十八条第三項の規定により許可に付した条件に違反したとき。

8 国土交通大臣は、 第一項の許可に関する事務のうち、次に掲げるものを機構に行わせるものと

るかどうかの審査 一項の許可の申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車が保安基準に適合す 項の許可の申請者が特定改造等を適確に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査

> 令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。 機構は、前項各号に掲げる審査を行つたときは、遅滞なく、これらの審査の結果を国土交通省

第百条第一項に次の一号を加える。

十七 第九十九条の三第一項の許可を受けた者

するかどうかの」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。 第百一条第一項中「自動車を」を「次の各号に掲げるものを」に、「当該自動車が保安基準に適合

自動車 当該自動車が保安基準に適合するかどうかの審査

二 第九十九条の三第一項の許可を受けた者の物件 に実施するに足りる能力を有するかどうかの審査 同項の許可を受けた者が特定改造等を適確

改め、同項に次の各号を加える。 の各号に掲げる」に、「第七十五条の五第一項の」及び「当該」を「それぞれ当該各号に定める」に第百二条第四項中「自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する」を「次 第百一条第二項中「前項の」を「前項各号に定める」に、「、当該」を「、これらの」に改める。

自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者 第七十五条の五第

一 第九十九条の三第一項の許可を申請する者 同条第八項各号に掲げる審査 第百二条第五項中「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項ただし書中

を「前項各号」に改め、同条第六項中「第四項」を「第四項各号」に改める。 第百三条第二項中「又は第九十四条の八第一項」を「、第九十四条の八第一項又は第九十九条の

条に次の二号を加える。 三第七項(許可の取消しの場合に限る。)」に改める。 第百九条第五号中「又は第九十三条」を「、第九十三条又は第九十九条の三第七項」に改め、

十五 第九十九条の三第六項の規定による命令に違反した者 十四 第九十九条の三第一項の規定に違反して、特定改造等をした者 (同項第二号の規定による について、当該違反に係るプログラム等の改変による自動車の改造をした場合に限る。) 提供をした者にあつては、当該違反により当該提供を受けた者が自動車検査証交付済自動車等

第四条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

第十条中「ときは」の下に「、国土交通省令で定めるところにより」を加え、「書面により」を削

第五十八条第二項を次のように改める 第十二条第二項中「記入」を「変更記録」に改め、同条第三項中「(第四号」を「(同号」に改める。

2 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載さ 事項」という。)が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない れ、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項(以下「自動車検査証記録 方法により記録されたカードとする。

第五十八条に次の一項を加える。

理するために必要な事項を記録して利用することができる。この場合において、これらの者は、 民間事業者その他の者であつて国土交通省令で定めるものが、国土交通省令で定めるところによ ばならない。 を図るため必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従つて自動車検査証を取り扱わなけれ 自動車検査証記録事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の自動車検査証記録事項の安全管理 自動車検査証は、特定の自動車を識別して行う事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、 自動車検査証の自動車検査証記録事項が記録された部分と区分された部分に、当該事務を処

同

第六十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「記入して」を「記録して」に 同条第五項中「記入」を「変更記録」に改める。

第六十六条第二項第二号中「記入して」を「記録して」に改める。

第六十七条の見出しを「(自動車検査証記録事項の変更及び構造等変更検査)」に改め、同条第一項 「変更記録」に改め、同条第二項中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に 「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に、「事項の変更」を「変更」に、「記入」

のは」を「あるのは、」に改め、「読み替える」の下に「ものとする」を加える。 るのは」を「あるのは、」に改め、「読み替える」の下に「ものとする」を加え、同条第九項中「ある を削り、同条第七項中「同条第二項」を「第二項」に改め、「読み替える」の下に「ものとする」を 加え、同条第八項中「あつた場合に」の下に「ついて」を、「おいて、」の下に「同条中」を加え、「あ 第七十一条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「の記入の申請をすべき事由」

第七十二条第一項中「本章」を「この章」に、「記入」を「変更記録」に改める。

第七十四条から」の下に「この条まで、第七十五条から」を加える。 第七十四条の四の次に次の二条を加える。 第七十四条の四中 「、第六十三条の三、第六十三条の四」を「から第六十三条の四まで」に改め

(継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託)

による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに第六十六条第二項の規定による検査第七十四条の五 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十二条第二項の規定 標章の交付に関する事務 (継続検査の結果の判定その他国土交通省令で定める事務を除く。)を国 土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

行者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。 前項の規定による委託を受けた者(次項及び第百条第一項第八号において「特定記録等事務代

を返付せず、又は検査標章を交付しないこと。 て、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をせず、若しくはこれ 第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けるべき者の請求がある場合におい

は同号の者以外の者に自動車検査証を返付し、又は同号の者以外の者に検査標章を交付するこ 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をし、若しく

3 への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務を行う場合について準用す 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定記録等事務代行者が自動車検査証 2

(自動車検査証の変更記録に関する事務の委託)

第七十四条の六 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十七条第一項の自動 交通省令で定める事務を除く。)を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができ 車検査証の変更記録に関する事務(変更記録をすることが適当であるかどうかの審査その他国土

代行者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。 前項の規定による委託を受けた者(次項及び第百条第一項第九号において「特定変更記録事務

前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をすること。 第六十七条第一項の規定により自動車検査証の変更記録を受けるべき者の請求がある場合に いて、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をしないこと。

3

証の変更記録に関する事務を行う場合について準用する。

第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、

特定変更記録事務代行者が自動車検査

の次に次の二号を加える 第百条第一項中第十七号を第十九号とし、 第八号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、

第七号

特定記録等事務代行者

特定変更記録事務代行者

第二項、第七十五条の四第二項」に改める。第百十条第一項第一号中「第七十五条の四第二項」 を 「第七十四条の五第二項、 第七十四 [条の六

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する

第二条中道路運送車両法第七十五条の六の改正規定 公布の日から起算して二十日を経過した

第一条及び附則第九条の規定 公布の日

四 第三条並びに附則第十四条及び第二十条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範三 附則第三条の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

囲内において政令で定める日

内において政令で定める日 法律第八十一号)第二十二条の二第三項の改正規定並びに同条第十二項の表第百条第一項の項及 る。)、第十五条、第十六条(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十条の十五第 び同表第百条第二項の項の改正規定に限る。)の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲 六号)第百六十条第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四条第一項第二号の改正規定に限 第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十三条(地方税法(昭和二十五年法律第二百1附則第四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 項及び第二項の改正規定に限る。)、第十八条及び第二十二条(総合特別区域法(平成二十三年

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の日(次項及び第三項において「施行日」という。)前にした第二条の規定に 運送車両法(次項及び第三項において「新法」という。)第七十八条第一項の規定に基づいてした自車分解整備事業の認証は、国土交通省令で定めるところにより、第二条の規定による改正後の道路 動車特定整備事業の認証とみなす。その認証の申請についても、同様とする。 よる改正前の道路運送車両法(同項において「旧法」という。)第七十八条第一項の規定による自動

までも、同様とする。 間内に同項の認証を申請した場合において、認証があった旨又は認証をしない旨の通知を受ける日 土交通省令で定めるところにより、引き続き当該事業を経営することができる。その者が、その期施行日から起算して四年を経過する日までの間は、新法第七十八条第一項の規定にかかわらず、国 う整備又は改造であって国土交通省令で定めるものを行わないものに限る。)を経営している者は、 この法律の施行の際現に新法第七十七条第一項に規定する自動車特定整備事業に相当する事業 (原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行

第九十一条の特定整備記録簿とみなす。 この法律の施行の際現に備えている旧法第九十一条の分解整備記録簿は、 施行日において、

(第三条の規定による改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の道路運送車両法第九十九条の三第一項の許可を受けようとする 者は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、 (第四条の規定による改正に伴う経過措置) その申請を行うことができる。

第四条 第四条の規定による改正後の道路運送車両法(以下「第六号新法」という。)第七十四条の 第六号に掲げる規定の施行の日 第一項及び第七十四条の六第一項の規定による委託に関し必要な手続その他の行為は、附則第一条 (以下「第六号施行日」という。)前においても行うことができる。

第百六十条第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第五条 第六号施行日前に第四条の規定による改正前の道路運送車両法 (以下「第六号旧法」という。) 準用する場合を含む。) 若しくは第七十一条第四項の規定又は附則第二十二条の規定による改正前の 第六十条第一項、第六十二条第二項(第六号旧法第六十三条第三項及び第六十七条第四項において 総合特別区域法第二十二条の二第三項の規定により交付され、又は返付された自動車検査証につい 前の例による。 ては、第六号施行日以後も、第六号新法第五十八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、 なお従

て一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、同条第二項中「カード」とある第六条(第六号新法第五十八条第二項及び第三項の規定の適用については、第六号施行日から起算し のは「カード(第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車の自動車検査証にあつては、自動車 検査証記録事項が記載された書面)」と、同条第三項中「自動車検査証は」とあるのは「自動車検査 (第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車の自動車検査証を除く。)は」とする。

2 動車の自動車検査証については、同日後も、第六号新法第五十八条第二項及び第三項の規定にかか 三項の規定により交付され、又は返付された第六号新法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自 七十一条第四項の規定又は附則第二十二条の規定による改正後の総合特別区域法第二十二条の二第 第六号施行日から前項の政令で定める日までの間に第六号新法第六十条第一項、第六十二条第二 (第六号新法第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第 なお従前の例による。

第七条 第六号施行日前に第六号旧法及びこれに基づく命令の規定によってした処分、手続その他の 行為は、第六号新法及びこれに基づく命令の相当規定によってした処分、手続その他の行為とみな

第八条 第六号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、 (政令への委任) なお従前の例による。

**第九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過 措置を含む。)は、政令で定める。

車両法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

措置を講ずるものとする。

第十一条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第百七十五 号)の一部を次のように改正する。

金曜日

第九条第一項及び第二項第一号中「自動車分解整備事業者」を「自動車特定整備事業者」 に改め

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十二条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号) のように改正する。 の一部を次

百二条第五項」に改める。 第二条第一項第二号中 「第三項」 を「第四項」に改め、 同条第二項中 「第百二条第四項」 を 第

(地方税法の一部改正)

令和元年 **5** 月 **24** 日

第十三条 地方税法の一部を次のように改正する。

十一条」を「第四十一条第一項」に改める。 送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、 条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第六号イ中「道路運送車両法第四十一条」を 第百四十九条第一項第二号イ及びロ、第四号イ⑴()及び(i)並びに第五号イ⑴()及び(i)中 同号二⑴()及び())中 中「第四 第四十

> 第四百四十六条第一項第二号イ及び口並びに第三号イ(1)()及び(i)中 「第四十一条」を 「第四十一

第四百五十四条第一項第二号中「記入」を「変更記録」に改める。

条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第 第一項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」 条第一項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「、同条」を 附則第十二条の二の十三第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同 同条

項」に改める。 附則第十二条の三第二項第二号及び第三十条第二項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一

協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の一部改正) 日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する (日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに

第十四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域 並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に 部を次のように改正する。 関する協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十三号) の

(自動車損害賠償保障法の一部改正) 第一条第二項中「、第九十九条の二」を「から第九十九条の三まで」に改める

第十五条 自動車損害賠償保障法 される」に改める。 第九条第五項中「記入すべき」を「記録すべき」に改め、 (昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。 同条第八項中「記入される」を 一記録

(租税特別措置法の一部改正)

第十六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

**送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、同号ハ⑴i及びii中** 条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第六号イ中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運 第九十条の十二第一項第二号イ及びロ、第四号イ(1);)及び(i)並びに第五号イ(1)及び(2)中 第

十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に 号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第三項第一号中「第路運送車両法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条」及び「同条」を「同項」に改め、同項第三 を「同項」に改める。 改め、同条第五項第二号から第四号までの規定中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」 四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一 項」に、「同法第四十一条」を「同項」に改め、同項第二号中「道路運送車両法第四十一条」を「道 第九十条の十四第一項第一号中「道路運送車両法第四十一条」を「道路運送車両法第四十一条第

(道路交通法の一部改正) 第九十条の十五第一項及び第二項中「記載された」を「記録された」に改める

**第十七条** 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。 (住民基本台帳法の一部改正) 第七十一条の二中「第四十一条第十一号」を「第四十一条第一項第十一号」に改める。 第七十一条第五号の五中「第四十一条第十六号」を「第四十一条第一項第十六号」に改める。

第十八条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第一の百十三の項中「第六十七条の記入」を「第六十七条第一項の変更記録」に改める。

号」を「前項第十五号」表第百条第一項の項中

に改める。

同表第八十条第一項第二号ロの項中「自動車分解整備事業」

「第十三号」を「第十五号」に改め、

同表第百条第二項の項中「前項第十三

「自動車特定整備事業」に改め、同「自動車特定整備事業者」に改め、

を

措置法の一部改正) (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別

る特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。 第十九条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関す 第二十条 改正する。 (独立行政法人自動車技術総合機構法の一部改正) 第四十条第一項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。 独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号)の 一部を次のように

をした者及び同項の許可を受けた者が同項に規定する特定改造等を適確に実施するに足りる能力を 有するかどうか」を加える。 第十二条第一号中「適合するかどうか」の下に「並びに同法第九十九条の三第第七条第二項中「第七十五条の五第一項」の下に「及び第九十九条の三第八項」 一項の許可の申請 を加える。

に改

(総合特別区域法の一部改正)

(総合特別区域法の一部改正)

(総合特別区域法の一部改正)

(総合特別区域法の一部改正) 第二百十三条第二項第一号ロ中「第百二条第四項ただし書」を「第百二条第五項ただし書」に第二十一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。(特別会計に関する法律の一部改正) める。

財務大臣 総務大臣 上 玉 土交通大臣 原 石 麻 石 安 田 井 生 田 倍 義啓太真晋昭一郎敏三

環境大臣

### 2. 通達等

(1)「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」の一部改正について

国自整第7号の4 平成30年4月6日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省

自動車局整備課長

「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」 の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので連絡します。

別添

国 自 整 第 7 号 平成30年4月6日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」 の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」(平成 13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

> 平成30年4月 整備課

### 改正の概要

### 1.医療防疫車の構造要件について

昨今、病院が個別に「医療防疫車」を保有するのは負担が大きいため、複数の病院などが協同組合を組織し、同組合の名称により医療防疫車を所有、 使用するケースがある。

このような、病院又は診療所等が使用することが明らかな車両は、本来想定している医療施設と同様に取扱うことが適切であると考えられることから、病院又は診療所等による協同組合であって、その組合員が医療法に基づく病院又は診療所等により構成されていることが確認できる場合は、これを使用者特定書面として取扱うこととし、更に、構造上の要件を満足しているものは「医療防疫車」として扱ことが可能となるよう、医療防疫車の構造要件を見直す改正を行うこととした。

### 2. その他所要の改正を行う

### 改正スケジュール

本改正規定は、公布の日から適用する。

糛

平成 13 年 4 月 6 日 国自技第 50 号改正 平成 30 年 4 月 6 日 国自整第 7 号

(傍線の部分は改正部分)

亩

使用者特定書面一覧表	雪面一翼	清	使用者特定書面-	面一覧表	洪
	計画			計画	
車体の形状	9	使用者の業を特定するために提出を求めている書面	車体の形状	Э	使用者の業を特定するために提出を求めている書面
	累石			舞凸	
用途区分通達 4	- 1 - 10	)自動車	用途区分通達4-	1 - 10	自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(智)
用途区分通達 4	- 1 - 20	の自動車 <u>(注)</u>	用途区分通達4-	1 - 2の自	自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(弱)
		・医療法に基づく病院又は診療所等(中小企業等は同組合の場合は、その組合員がごれらの			・医療法に基づく病院又は診療所等若しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした
7 1 1 1 1		団体で構成されていることを証する書面)若	7 1 1 1 1		者であることを証する書面の写し
医焦奶发早		しくは獣医療法に基づく診療施設の開設の届	医旗刃授里		
		出をした者であることを証する書面の写し			
		·(略)			•(略)
		・図書館法第2条に規定する一般社団法人又は一般			コ区丫ギ四社翎―?4三畄当当。7 銭半調旱図・
		財団法人である場合には、当該法人 <u>であることを</u>	<b>劉</b> 典舒出		財団法人である場合には、当該法人 <u>の定款等で図</u>
区画品和		<u>証する</u> 書面の写し	区当		<u>書館業務を行うこととしている旨の</u> 書面の写し
		・使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合			・使用者が地方自治体・日本赤十字社であった場合

	はそれを確認できる委任状等の書面	雪面			はそれを確認できる委任状等の書面	雪面
(略)	(略) (略)		( 路	(略)	(略)	
用途区分通達	4 - 1 - 3の自動車		用途区分通達	達4 - 1 - 3の自	車便自動車	
(略)	(略) (略)		(略)	(略)	(略)	
注:「用途区分通達	·通達4-1-2の自動車」について、法第71条に規定	こ規定する予備検査	(新設)	-		
	を受ける場合においては、車検証の交付申請時に書面を確認すること。	影すること。				
注:「道路作業車」	車」については、構造要件を参照のこと。		注:「道路作	道路作業車」については、	1、構造要件を参照のこと。	
2 用途区分通達	通達 4 - 1 - 2の自動車		2 用途区:	途区分通達4-1-2	2の自動車	
車体の形状	構造 要件	留意事項	車体の形状	蒱	造要件	近隼等思
医療防疫	国、地方自治体、日本赤十字社 <mark>又は</mark> 医療法に	•(略)	医療防疫	国、地方自治体、	体、日本赤十字社、医療法に基	( 略 )・
車	基づく病院 <u>若しくは</u> 診療所等 <u>(これらの団体に</u>	・国、地方自治	₩	づく病院 <mark>又は</mark> 診	づく病院 $\overline{oldsymbol{olgbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{oldsymbol{ol{oldsymbol{ol}}}}}}}}}}}}$	・国、地方自治
9	より構成される中小企業等協同組合を含む)に	体、日本赤十		療等のため、又	療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の	体、日本赤十
<del>SI</del>	おいて、健康診断、治療等のため、又は獣医療	字社以外が使		開設の届出をし	開設の届出をした者が、動物の治療等のために	字社以外が使
Ę	法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、	用者となる場		使用する自動車	使用する自動車であって、次の各号に掲げる構	用者となる場
<del>/=  </del>	動物の治療等のために使用する自動車であっ	合っまって		造上の要件を満	上の要件を満足しているものをいう。	合にあって
7	て、次の各号に掲げる構造上の要件を満足して	は、当該自動				は、当該自動
	いるものをいう。	車の使用者が				車の使用者が
	~ 6 (略)	医療法に基づ		1~6(點)		医療法に基づ
		く病院又は診				く病院又は診
		療所等である				療所等である
		ことを証する				ことを証する
		書面(中小企業				書面又は獣医
		等協同組合の				療法に基づく
		場合は、その				診療施設の開

習用自動車証			明書又は指定		
教習所路上教			習用自動車証		
し指定自動車			教習所路上教		
後、使用者に対			し指定自動車		
実確認をした			後、使用者に対		
部は、所定の事			実確認をした		
道府県警察本			会は、所定の事		
をした場合、 <mark>都</mark>	車体の形状には適用しないものとする。		場合、 <u>公安委員</u>	体の形状には適用しないものとする。	
車の証明願い	なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本		明願いをした	なお、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車	
て教習用自動	するものをいう。		用自動車の証	するものをいう。	
察本部に対し	って、助手席にて操作できる補助ブレーキを有		に対して教習	って、助手席にて操作できる補助ブレーキを有	
ら都道府県警	て必要な技能の講習の用に供する自動車であ		ら <u>公安委員会</u>	て必要な技能の講習の用に供する自動車であ	
ては、使用者か	て使用し、かつ、初心運転者に対し運転につい		ては、使用者か	て使用し、かつ、初心運転者に対し運転につい	
自動車につい	108条の4第1項に定める指定講習機関におい		自動車につい	108条の4第1項に定める指定講習機関におい	
いて使用する	教習の用に供する自動車、又は道路交通法第		いて使用する	教習の用に供する自動車、又は道路交通法第	
車教習所にお	つ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は		車教習所にお	つ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は	
又は指定自動	第99条の指定自動車教習所において使用し、か		又は指定自動	第99条の指定自動車教習所において使用し、か	
・自動車教習所	道路交通法第98条の自動車教習所又は同法	教習車	・自動車教習所	道路交通法第98条の自動車教習所又は同法	教習車
			とする。		
			認を行うもの		
			提出を求め確		
			委任状等)の		
			にあっては、		
			者となる場合		
			十字社が使用		

4/9

タンク車	接車	車体の形状が	3 - 1 用
(略)		器)	用途区分通達 4
		尚	4 - 1 - 3 (
		畑	(1)の自動車
		4	
・道路運送車両 の保安基準の 細目を定める 告示第81条第2 項第4号、5号又 は6号、第159条 第2項第4号、5	保安基準 目を定め <u>示第81条3</u> <u>示第8号、第1</u> 第8号、第1 第2項第8	留意事項・道路運送事項	
		<b>計</b>	<u>ω</u>
タンク車		車体の形状がない	1 用途
(略)		器)	用途区分通達4-
		尚	
		瞅	(1)の自動車
		4	力車
· <u>実施要領4-41-3、4-41-4、4-41-5参照</u>		留意事項	

										₩	活魚						₩	17	7.				
											活魚運搬							ルト運搬	アスファ				
											(器)								(略)				
لو	Ţ,	<u> </u>	धार	ध्यम्	<b>四</b>	lmn	站	短	<u>l</u> jmin	ĒΛo	• CÆ1	liv.	<u>   </u>	11/4	<u> </u>	⊓l≄	菜	<u>Q</u>	<b>严</b>	<u> </u>	<u> </u>	<u> 2</u>	<u> </u> ^
する。	复第4号	\$第23	92項第	第4号、	₹第81€	を定	<b>R</b> 安基	<b>§運送</b>	量の算定は、	器の最	的記さ	2.垻弗4亏 麥照	くは第2	€第2項	項第4号、	示第8	組目を	分保安	<b></b> 直路運	( 器 )	又は6号参照	2項第4号、	(は第2
	<u>項第4号</u> を準用	は第237条第2	第2項第4号又	第159条	示第81条第2項	目を定める告	保安基準の細	路運送車両の	は、道	器の最大積載	密閉された容		又は第237条第	条第2項第4号	、第159	告示第81条第2	を定める	の保安基準の	道路運送車両		参照	를, 5号	くは第237条第
				INIC	п	Ш			чши	₩ ₩			lant	Idia	10	110		<u></u>	7			1912	Jun
										ІШІ	活魚運搬						ІШІ	レト運搬	7スファ				
																		要					
											(器)								(略)				
							を半	施曼	量の	器 C	· 例 二							3参照	実施	·(略)			
							を準用する。	施要領4-41-3	量の算定は、	器の最大積載	密閉された容							E03	実施要領4-41-				
				_			ō	41-3	洲	積載	た容					_		_	1-41-				

		• (略)			• (略)
散水車	散水作業を行うために使用する自動車であっ	・1の物品積載	散水車	散水作業を行うために使用する自動車であっ	・1の物品積載
	て、次の各号に掲げる構造上の要件を満足して	設備は、最大積		て、次の各号に掲げる構造上の要件を満足して	設備は、最大積
	いるものをいう。	載量を算定す		いるものをいう。	載量を算定す
	1~3 (略)	るものとする。		1~3 (略)	るものとする。
		• 道路運送車両			• (新設)
		の保安基準の			
		細目を定める			
		告示第81条第2			
		項第4号、第159			
		条第2項第4号			
		又は第237条第			
		2項第4号参照			
糞尿車	<b>糞尿を回収して運搬するために使用する自動</b>	・1の物品積載	糞尿車	糞尿を回収して <b>運搬するために使用する</b> 自	・1の物品積載
	車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を	設備は、最大積		動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件	設備は、最大積
	満足しているものをいう。	載量を算定す		を満足しているものをいう。	載量を算定す
	1~3 (略)	るものとする。		1~3 (略)	るものとする。
		• 道路運送車両			• (新設)
		の保安基準の			
		組目を定める			
		告示第81条第2			
		項第4号、第159			
		条第2項第4号			
		又は第237条第			

### (2)「封印取付け委託要領」の一部改正について

国自情第 1 2 5 号 平成 3 0 年 8 月 2 8 日

地 方 運 輸 局 長 殿 内閣府沖縄総合事務局長 殿

自 動 車 局 長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」(平成18年10月4日付け国自管第86号)を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は平成30年9月1日から施行する。

「封印取付け委託要領」(平成18年10月4日付国自管第86号局長通達)の新旧対照表

限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合	車両法第11条第2 場合を含む。)又は	1997年199日次に送りついた。1997年19日の夕除へ。)に限る。)	声移録令(昭和 5 6 年政令第 5 5 6 号)第 4 0 条による	ワー変更強験人は移転強験を受ける場合(単両法第14条第11項の排庁により当該自動画の登録番号が変更されるもの(自	の提出により新規登録を受ける場合	及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)	備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証	て、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予	イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。) につい	完検証の提出により新規登録を受ける場合	ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて	なる封印の取付けの委託を受けた者。	辨	(3)乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。)の	<b>兇</b>	严	封印取付委	叁	第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それ	(定義)	といろによる。	同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定める	の委託(以下「封印取付け委託」という。)に関しては、同法、	両法」という。) 第28条の3第1項の規定による封印の取付け	第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(以下「車	(適用)	封印取付け委託要領	改正案
114	車両法第11条第2項 場合を含む。)又は第	<del>ر</del> .	世路銀合	フー変更登録人は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1 項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自	の提出に	及び限定保安基準適合証(以下「保安基準適合証等」という。)	備検証」という。)、保安基準適合証又は限定自動車検査証	て、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証(以下「予	イ その販売する自動車(販売用中古自動車を含む。) につい	完検証の提出により新規登録を受ける場合	ア その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて	なる封印の取付けの委託を受けた者。	ある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要と	(3)乙種受託者 完成検査終了証(以下「完検証」という。)の	受託者	受託		ぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それ	(定義)	ところによる。	同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定める	の委託(以下「封印取付け委託」という。)に関しては、同法、	両法」という。)第28条の3第1項の規定による封印の取付け	第1条 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)(以下「車	(適用)	対印取付け委託要領	現 行

- 4) 丙種受託者 4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要 なる封印の取付け委託を受けた者  $\cap$
- 車)について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合変更登録又は移転容録を受けてほか、/エー:・
- 証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提 示をしたものを除く。) に限る。)
- 車両法第11条第2項(自動車登録令43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合。
- 号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」 という。)であって、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は いて、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた 輸支局等」という。)に提出する書類を作成した自動車につ 陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運 自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局にあっては、 行政書士法(昭和26年2月22日法
- の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行 かせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同 等の提出により新規登録を受ける場合 当該自動車 (第10条第2項及び第3項の規定により封印 )の提示に代えて、<mark>完検証、</mark>予備検証、保安基準適 i合証
- 当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が 変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号) 40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
- ,場合を含む。) 又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係

- 4) 丙種受託 封印の取付け委託を受けた者 ア その構成員の販売する自動車(新車及び販売用中古 4) 丙種受託者 一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体(以下「団体」という。)であって、以下の場合に必要となる
- について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、 保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
- 示をしたものを除く。)に限る。) 変更登録又は移転登録を受ける場合(車両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提
- 場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合。
- (5) 丁種受託者 行政書士法 (昭和26年2月22日法律第4号) 第15条に規定される行政書士会 (以下「行政書士会」という。)であって、その所属する行政書士が運輸監理部、 運輸支局又は自動車検査登録事務所(内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。)に提出する書類を作成 委託を受けた者 た自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け
- 当該自動車(<u>乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車</u>を除く。以下、本号イにおいて同じ。)の提示に代えて、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を 受ける場合
- 両法第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変 浬 140条による提示をしたものを除く。) に限る。) 車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係 されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256 当談 動車に係る変更登録又は移転登録を受ける
- る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄区域内に

限る。 )の規定による封印の取付けが必要な場合

第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行

(委託に当たっての考慮事項)

こととする。 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行う

# 1) 封印取付け責任者

安託者は、野川取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び 委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとと もに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印 時付け要数の存在を曲よいよ。 取付け業務の統括管理させるものとする。

### 2) 事業場

受託者は、封印取付け責任者が常駐し、必要な施設を備 :事業場において封印の取付けを行うものとする。 γV

# 施封センター方式

定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置する 乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で設置した施設においても行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選

## 4)巡回施封方式

を行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸 店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付けを行うことができるものトすス ~の坦今 共中でいませい 局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。 丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売事業

(事業場) 服る。 )の規定による封印の取付けが必要な場

第3条 封印取付けの委託は、事業場毎に行

第4条 封印の取付けの委託に当たっては、次の点を考慮して行 (委託に当たっての考慮事項)

(1) 封印取付け責任者 ととする。

受託者は、封印取付け責任者を予め選任し、自動車登録番号及び車台番号の確認、封印の保管及び出納並びに法令及び 取付け業務の統括管理させるものとする。 委託に附した条件の遵守について必要な監督を行わせるとと もに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印

### (2) 事業場

た事業場において封印の取付けを行うものとする。 受託者は、封印取付け責任者が常駐し、必要な施設を備

# (3) 施封センター方式

いて十分審査し、業務運営の適正が確保されるよう措置する 定、封印取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画につ 合、封印取付け責任者及び施設における封印取付け職員の選 置した施設においても行うことができるものとする。この場 乙種受託者は、封印の取付けを、複数の受託者が共同で

## (4)巡回施封方式

合会を通じた指導を行っしてこりもシ、、メニュニ支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。 団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸 運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ一般社 営の適正が確保されるよう措置すること。なお、適正な業務 理体制等封印取付けの実施計画について十分審査し、業務運 者及び巡回封印取付け職員の選定、巡回封印取付け業務の管 を行うことができるものとする。この場合、封印取付け責任 店舗又は所属する行政書士の事務所においても封印の取付け 丙種及び丁種受託者は、構成員である自動車販売

## (5)

の自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、 封印の取付けを対象となる自動車の保管場所(自動車の保管 場所の確保等に関する法律(以下「車庫法」という。)第3 条の保管場所を言う。以下同じ。) 等において行うことが出 場合に限る。) は、(2) から(4)までに加え、事業場等へ 来るものとする。 3条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項 (管轄区域内に限る。) の規定による封印の取付けが必要な よる変更登録及び車両法第11条第2項(自動車登録令4 (乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の住所変更

この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録 確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標 番号標の返納方法等を記載した書面を運輸支局等に提出し、 を遅滞なく交付代行者に返納等しなければならない。

# (封印取付け受託者準則)

・ユニューを制事務所長を含む。以下同じ。)は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。

封印取付季計事〉 運輸支局長(運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸 i事務

## (封印取付委託書

第6条 6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に して封印取付け委託書(別記様式)を交付するものとする。 类

合を含む。)、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土7等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託するこ 7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41条第3項(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場 を含む。)、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂

自動車検査登録事務所がある都道府県においては、 甲種母

> を対象となる自動車の保管場所(自動車の保管場所の確保等に関する法律(以下「車庫法」という。)第3条の保管場所を言 持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付け 区域内に限る。)の規定による封印の取付けが必要な場合に限 の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(管轄 受託者(乙種受託者又は丙種受託者は、使用者の任所変更による変更登録及び車両法第11条第2項(自動車登録令43条 う。以下同じ。) 等において行うことが出来るものとする。 る。) は、(2) から(4) までに加え、事業場等への自動車の

する自動車の車台番号、出張封印の希望、自動車登録番号標の 録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうと 交付代行者に返納等しなければならない。 け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく 返納方法等を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受 営が確保されるよう措置するとともに、当該出張封印に係る登 この場合、受託者は、封印取付け責任者により適正な業務

# (封印取付け受託者準則)

第5条 1. ユニュー・コンスで古む。以下同じ。)は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。
「封印取はキャー、 運輸支局長(運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務

## (封印取付委託書)

第6条 運輸支局長は、封印取付け委託をしたときは、受託者に して封印取付け委託書(別記様式)を交付するものとする。 (委託の制限)

第7条 道路運送車両法第20条第4項又は道路運送法第41 和45年法律第75号)第52条第2項において準用する場合を含む。)、貨物自動車運送事業法第34条第3項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第9条第3項の規定による封印の取付けは、委託することができ ない。 3項(同法第81条第2項及びタクシー業務適正化特別措置法(昭

第8条 Ш 動車検査登録事務所がある都道府県においては、 甲種母

託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、を託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。

は、全ての自動車について委託することができるものとする。 第9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位 置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

(封印作業の再委託及び再々委託)

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることが出来る。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

	輸入自動車販売事業者	日本自動車輸入組合の		作業者
封印の取付け作業	た自動車の新規登録に伴う	て出張予備検査を	・輸入車特別取扱制度の一環	作業範囲

託者への委託は運輸支局(自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第11条第1項又は第2項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第4項又は第6項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。
9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位

9条 前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。

舥

(封印作業の再委託)

第10条 甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることが出来る。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

	輸入自動車販売事業者	日本自動車輸入組合の		作業者
封印の取付け作業	た自動車の新規登録に伴う	として出張予備検査を行っ	・輸入車特別取扱制度の一環	作業範囲

32年法律第185号) に基   け作業	で難団・日常田・	子幸用井岸女 /子 - 今	動 <sup>1</sup>	・車両	一葉田の	**	年 東	· (自) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	規反	8 0	西 治	十分精通した行政書士 又に	目動車登録業務に入口である。		数 単 必 な で で で で で で で で で で で で で で で で で で	て造		半	90	子值	車の	^°	成員	承	類を	_
f業 	その販売する中古自動車の 新規登録に伴う封印の取付	第4項若しくは第6項に基 づく封印の取付け作業 7 でにまたる ホナム 和まの	動車登録令第43条の規定   に係る場合を含む。)又は	車両法第11条第2項(自	)に限る。	、る提示をした	令第256号)第4			85号) 第14条第1項の	(昭和 2	:移転登録(道	)にして	スにも次びが塩メにもが海    成員の販売する自動車を除	類を作成した目動車(乙種	に掘出す	他人の依頼を受け報酬を得	伴う封印の取付け作業	等の提出による新規登録に	基準適	提示に代えて完検	) について、当該自動	の販売する自動車	AM	〔を作成した自動車(乙種	
3 2 年治	指定整備事業体の組織に関											十分精理	日動車													_
85号)	者すりる	<del>‡</del>										通した行攻書士														

く封印の取付の作業		く野印の取付の作業	
477年47年4年		はい こうがった はっぱい こうじょう こうしょう こうしょう こうしょう はいしょう はいしょう はいかい はいかい しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしょう しょう	
4項若しくは		4項若しくは第6項基	
に係る場合を含む。)		に係る場合を含む。)又は	
<b>令第43</b>		動車登録令第43条の規定	
1 ※		・車両法第11条第2項(自	
付け作業		付け作業	
)に伴う封日		世四	
0条による提示をしたもの		0条による提示をしたもの	
6年政令第256号)		号) 第	
の(自動車登録令(昭		の(自動車登録令(昭和2	
の登録番号が変更され	良自動車整備事業者に限る。)	の登録番号が変更されるも	良自動車整備事業者に限る。)
販売する自動車を除く	2種として認定を	販売する自動車を除く。)	2種として
及び丙種受託者の構成員の	車体整備作	種受託者の構	瘟
り当該自動車(乙種受	令第72·	り当該自動車(乙種受託者	7 2 号) 别
第14条第1項の規定によ	認定規則(昭和	条第1項の規定に	悶定
・変更又は移転登録(車	事業者 (優.	移転登録(車両	車体整備事業者(優良自動車
づく封印の取付け作業		づく封印の取付け作業	
第4項若しくは第6項		4項若しくは第	
に係る場合を含む。)		を含む。) 又	
動車登録令第43条の		動車登録令第43条の規定	
・車両法第11条第2項(自		法第11条第2項(	
に伴う封印の取付け作		封印の取付け作	
ものを除く。)に限る		ものを除く。)に限る。)	
第40条による提示を		第40条による提示をした	
和26年政令第256	合の組合員を含む。)	和26年政令第256号)	合の組合員を含む。)
れるもの(自動車登録令(昭	協同組合にあっては、当該組	れるもの(自動車登録令(昭	協同組合にあっては、当該組
く。)の登録番号が変更	整備事業者である自動車整備	く。)の登録番号が変更さ	者である自動車整
澴	お設立さ	員の販売する自動車を除	号) に基づき設立された指定
託者及び丙種受託者の構	年法律第	託者及び丙種受託者の構成	(昭和24年法律第181
により当該自動車(乙種受	業等協同組合	り当該自動車(乙種	業等協同組合
法第14条第1	動車整備	両法第14条第1項の規定	76 10
対談人は必ず	47/11相任短调学	《 人 内 圣 人 词 少	

封印を行うことができることとする。 0条第1項第1号の規定により申請した自動車に限る。)に封印の取付け作業を乙種受託者のをにないでは、 当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張 じ。) 又は一 般社団法人日本自動車販売協 徭 | | | | | |

- 政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。 丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると 認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行 ω
- 認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士 に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせること 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある  $\sim$

(封印受領証等)

- 第11条 11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付(前渡しを含む。)したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交 交付数量を明確にできるようにしておかなければならな
- (封印の出納の記録) 前項の受領証等は、 次年度末まで保存しなければならない。
- ければならない。 運輸支局長は、 封印の出納状況を明確に記録しておかな

(封印取付け報告書)

し封印取付け報告書を提出させるものとする。 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に

ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限り

2 なければならない。 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、 次年度末まで保存し

(施行期日)

第1条 本通達は、 平成30年9月1日から施行する。

> 封印を行うことができることとする。 の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。 0条第1項第2号の規定により申請した自動車に限る。)に封印 この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張 限る。 (行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号) じ。)又は一般社団法人日本自動車販売 協会 徭  $\sim$

- 行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第4条(5)の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。 万種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある認めるときは、当該団体の構成員に又は当該団体の構成員を通 C
- 名において行わせることができる。 認めるときは、行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の 丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要がある

4

(封印受領証等)

- 第11条 運輸支局長は、受託者に封印を交付(前渡しを含む。 付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。 したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交
- 0 (封印の出納の記録) 前項の受領証等は、 次年度末まで保存しなければならない。
- 第12条 運輸支局長は、 ければならない。 封印の出納状況を明確に記録しておかな

- 第13条 (封印取付け報告書) §13条 運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関 し封印取付け報告書を提出させるものとする。
- ではない。 ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限り
- なければならない。 提出を受けた前項の封印取付け報告書は、 次年度末まで保存

野門

0

(施行期日)

第1条 本通達は、 平成29年4月1日から施行する。

(経過措

- 付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者<mark>及び丁種受託者</mark>は、本通達の施行の日に本通達第2条第2号  $\frac{5$  号の丁種受託者</u>としてそれぞれ第6条の規定による運輸支局 長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことがで の甲種受託者、 14 本通達施行の際に現に旧通達第6条の規定により封印取 第3号の乙種受託者、第4号の丙種受託者及び第
- 書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定に る封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者<u></u>丙種受託者<u>及び丁種受託者</u>として運輸支局長から封印取付け委託 ,封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。

委託する業務の範囲

- 付け」 に係る道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取 「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合
- 第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第11条第第4項又は第6項に係る封印の取付け」 区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条 2 自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合「A県(A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)の
- (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合 乙種受託者の場合
- 2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代え て自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証 及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場
- 26年法律第185号) 変更登録又は移転登録を受ける場合 第14条第1項の規定により当該 (道路運送車両法 (昭

舥

ぞれ第6条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。 受託者、第3号の乙種受託者及び第4号の丙種受託者としてそれ 2 ※ に 丙種受託者は、本通達の施行の日に本通達第2条第2号の甲種 付け委託書の交付を受けている甲種受託者<mark>及び</mark>乙種受託者<u>並び</u> 本通達施行の際に現に旧通達第6 条の規定により

種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第5条の規定による封印取付け受 託者準則を受託者に交付するものとする。 運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、 乙種受託者

2

### 別記様式(略

|委託する業務の範囲|

- B 「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第 11条第1項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係 道路運送車両法第11条第4項又は第6項に係る封印の取付け」 自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場
- 車両法第11条第第4項又は第6項に係る封印の取付け」 項又は第2項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送 域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法第11条第1  $\sim$ 「A県(A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。)の区 Ш-動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場
- 乙種受託者の場合 (1) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代え て完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合
- 2) その販売する自動車について、当該自動車の提示に代え 及び限定保安基準適合証の提出に て自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証 より新規登録を受ける
- ယ် 変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法26年法律第185号)第14条第1項の規定により 6年法律第185号) (道路運送車両法 账

自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)

(4) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)の規定による封印の取付けを行う場合

### 丙種受託者の場合

- (1)その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に 代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証 又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2)変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
- (3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印の取付けを行う場合

## 5 丁種受託者の場合

- (1) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(<u>封印取付け委託要領(平成18年10月4日付国自管第86号)第10条第2項及び第3項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合</u>を除く。以下、次号において同じ。)について、当該自動車の提示に代えて<u>完成検査終了証、</u>自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更され

- 自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和;6年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く)に限スー)
- (4) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)の規定による対印の取付けを行う場合

### 丙種受託者の場合

4

- (1)その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2)変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第40条による提示をしたものを除く。)に限る。)
- 3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の規定に係る場合を含む。) 又は第4項若しくは第6項(A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。) による封印の取付けを行う場合

### 丁種受託者の場合

ű

- (1) 所属する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。以下、次号において同じ。)について、当該自動車の提示に代えて自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合
- (2) 所属する行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第14条第1項の規定により当該自動車の登録番号が変

による提示をしたものを除く。)に限る。 もの(自動車登録令(昭和26年政令第2 Ŋ 6 更 舥 4 0 籴

3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の 付けを行う場合 規定に係る場合を含む。)又は第4項若しくは第6項(A県の 区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印の取

### 封印取付け受託者準則

### (適用)

ければならない。 ほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わな 第1条 受託者は、 道路運送車両法及び同法施行規則の規定による

(定義)

ぞれ当該各号に定めるところによる。 第2条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、 かれか

- (1) 對印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付する 1
- (2) 有償受託者 受託者以外の受託者 第14条の規定により手数料請求権を放棄した

(封印受払い簿)

第3条 印の出納状況を明らかにしなければならない。 封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備 型

- い事由を明らかにして行わなければならない。 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、 紛失等受 拉
- 封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならな

(封印の保管

第4条 ければならない。 受託者は、 紛失、 盗難等がないよう封印を厳重に保管

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損 局長に返納しなければならない。 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸  $\forall$ 

(封印の紛失)

40条による提示をしたものを除く。)に限る。 されるもの(自動車登録令 (昭和26年政令第 0 Ŋ 6 中 舥

浬

3) 道路運送車両法第11条第2項(自動車登録令第43条の 付けを行う場合 区域に使用の本拠を有する自動車に限る。)による封印の取 規定に係る場合を含む。)又は第4項若し くは第6項 (A県の

### 別記

## 封印取付け受託者準則

### (適用)

ほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わな ければならない。 第1条 受託者は、 道路運送車両法及び同法施行規則の規定によ

(定義)

第2条 ぞれ当該各号に定めるところによる。 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、

なかれ

(1)對印の前渡し 予め一定数量の封印を受託者に交付する

(2) 有償受託者 受託者以外の受託者 第14 : 条の規定により手数料請求権を放棄した

第3条 (封印受払い簿) 印の出納状況を明らかにしなければならない。 封印の前渡しを受けた受託者は、 封印受払い簿を備 Ņ 世

2 封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、 い事由を明らかにして行わなければならない。 紛失等受払

封印受払い簿は、記録した日から2年間保存しなければならな

(封印の保管)

ω

第4条 受託者は、 ければならない。 紛失、 盗難等がないよう封印を厳重に保管しな

(打損した封印等)

第5条 受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支 局長に返納しなければならない。

(封印の紛失)

舥 数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。 受託者は、 封印の紛失を発見したと きば、 ササやかに 

(封印取付け届出書)

変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第 は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、 1号様式) 2通を提出しなければならない。 有償受託者たる乙種受託者、 丙種受託者及び丁種受託者

(出張封印確認書)

第8条 書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2 18条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番 提出しなければならない。 号、出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した 闽

(封印取付け報告書)

- 第9条 封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け 様式)を提出しなければならない。 | 封印の前渡しを受けた受託者は毎月10日までに、前月 || 対け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書(第2 声 9
- 2 た自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託 は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付を 付しなければならない。  $\subset$ 華

(変更届)

請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更があったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け 出なければならない。 10条 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。 第12条 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件 件数について支払う。 書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求 数

(手数料の請求)

受託者は、 毎月 4 田  $\vdash$ Ш から 一般年 ω 且 ω  $\vdash$ Ш Ж はに行っ

> 徭 数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。 6 籴 受託者は、封印の紛失を発 見したと きなり、 ナスやかにその

7条 有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、 封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変 更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書(第1 号様式) 2 通を提出しなければならない。

(出張封印確認書)

第8条 出張封印を行おうとする受託者は、登録申請又は交換申 出張封印の希望、ナンバープレートの返納方法等を記載した書面 時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号、 又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則2通提出し なければならない。

(封印取付け報告書)

第9条 封印の前渡しを受けた受託者は毎月 封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書 様式)を提出しなければならない。 10日までに、

(第2 前月 の号

た自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付 しなければならない。 は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をし 封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁

2

変更届

第10条 あったときを除く。)は、すみやかにその旨を運輸支局長に届 請書に記載した事項に変更があったとき(事業場の位置に変更が 出なければならない。 受託者は、道路運送車両法施行規則第12条第1項の申

(手数料額)

第11条 手数料の額は、毎年度ごとに定めるもの とする。

第12条 により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求 書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件 数について支払 手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件

(手数料の請求)

第13条 受託者は、 年 田 4 旦 \_ Ш から 一、翌年  $\omega$ 圧  $\omega$  $\vdash$ Ш またに行っ

た封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

- 2 前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。
- ればならない。
  3 乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

第14条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

(無償母託)

第1号様式 (略) 第2号様式 (略)

た封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。

前項の手数料の請求は、次年度4月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。

2

ယ

乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。

(無償受託)

第14条 受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。

第1号様式 (略) 第2号様式 (略)

### (3)「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

国自情第 1 2 9 号 平成 3 0 年 8 月 2 8 日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」(平成18年10月4日付け国自管第86号)を一部改正することから、その具体的な運用について別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

「封印取付け委託要領の運用等」(平成18年10月4日付国自管第87号課長通達)の新旧対照表

くは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

## 基本通達第2条第5号について

### (1) 安託先

- ① 行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)第15条に 規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と 行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、 本省自動車情報課にも事前に相談させること。
- ② 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。
- 5 基本通達第10条第1項について

(甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

は販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

## 基本通達第2条第5号について

### )委託先

 $\Theta$ 

- 行政書士法(昭和26年2月22日法律第4号)第15条に規定される行政書士会(以下「行政書士会」という。)とする。 封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。
- 委託に際しては、基本通達第4条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること

(0)

## 基本通達第10条第1項について

ŋ

(甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者(以下「輸入自動車販売事業者」という。)、自動車登録業務に十分精通した行政書士(以下「行政書士」という。)、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

(ア) 輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(4) 中種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

<u> </u>	Ŕ
作業	青規寺
	・自動車予備検査証番号欄の
輸入自動車販売事業者が出	末尾にローマ字「A」が付
張予備検査を受けた輸入自	され、かつ、運輸支局名小
動車	印が押印された自動車予備
	検査証 (写)
行政書士が他人の依頼を受	
け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自	客からの書類作成ん
車(乙種受託者及び丙	善
受託者の構成員の販売する	4
自動車を除く。)	
指定整備事業者が自ら販売	・譲渡証明書(写)等及び保
する中古自動車であって現	安基準適合証
車提示の省略される自動車	
指定整備事業者たる自動車	・当該組合が所属する自動車
整備協業組合又は自動車整	整備振興会から予め提出の
備協同組合の組合員が自ら	あった当該組合の組合員名
販売する中古自動車	<b>灣</b>
	• 譲渡証明書 (写) 等
変更登録又は移転登録に伴	・登録事項等通知書及び旧自
い指定整備事業者又は車体	動車検査証 (写)
整備事業者が行う封印の取	
付け 	

(イ) 甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

	· / · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	作業範囲	書類等
番号欄の		・自動車予備検査証番号欄の
A」が付	輸入自動車販売事業者が出	末尾にローマ字「A」が付
支局名小	張予備検査を受けた輸入自	され、かつ、運輸支局名小
動車予備	動車	印が押印された自動車予備
	行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に	
書 (写)	出する書類を作成した 車(乙種受託者及び丙 託者の構成員の販売す 動車を除く。)	・顧各からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書(写)等
等及び保	定整備事業者が自らる由土自動車でもっ	・譲渡証明書(写)等及び保会は海海の証
	する中古目動車であって現車提示の省略される自動車	安基準適合証
る自動車	業者たる	・当該組合が所属する自動車
め提出の	整備協業組合又は自動車整	整備振興会から予め提出の
組合員名	備協同組合の組合員が自ら	あった当該組合の組合員名
	販売する中古自動車	織
築		• 譲渡証明書 (写) 等
及び旧自	変更登録又は移転登録に伴	・登録事項等通知書及び旧自
	い指定整備事業者又は車体	動車検査証 (写)
	整備事業者が行う封印の取	
	付け	

	取り外した封印の取付け
写真	等による又は整備のために
及び取り外した状況を示す	第6項に基づき封印のき損
・顧客からの整備依頼の書面	車両法第11条第4項及び
・出張封印確認書	必要となる封印の取付け
請書 (写)	ち再交付又は交換のために
・承認印のある交換再交付申	車両法第11条第2項のう
	なる封印の取付け
動車検査証 (写)	ち番号変更のために必要と
・登録事項等通知書及び旧自	車両法第11条第2項のう

## 基本通達第10条第2項について

(1)(乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2)(乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という。)に行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項<u>第1号</u>の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ 乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすれのとする。

等による又は整備のために 取り外した封印の取付け	車両法第11条第4項及び 第6項に基づき封印のき損	車両法第11条第2項のう ち再交付又は交換のために 必要となる封印の取付け	車両法第11条第2項のう ち番号変更のために必要と なる封印の取付け
写真	・顧客からの整備依頼の書面 及び取り外した状況を示す	・承認印のある交換再交付申 請書 (写) ・出張封印確認書	・登録事項等通知書及び旧自 動車検査証(写)

## 基本通達第10条第2項について

(1)(乙種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を わせる場合の方法等)

行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ乙種受託者と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(2)(乙種受託者の名において一般社団法人日本自動車販売協会連合会(以下「自販連」という。)に行政書士法施行規則(昭和26年総務省令第90号)第20条第1項の申請に係る封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

自販連に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ 乙種受託者と自販連との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、 具体的な封印の取扱いに関して当該乙種受託者から自販連に書 類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受演しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすれのアオス

- | 基本通達第10条第3項について
- (丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書: に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)
- 7) 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(則無)

(4) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

- 基本通達第10条第3項について
- (丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書:に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)
- 丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。
- (1) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る 封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書 (写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを 確認のうえ引渡すこととする。
- 2) 当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ丙種受託者たる団体と行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して団体の構成員から行政書士に書類作成を依頼する際に希望を伝えるとともに確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

なお、丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡之を認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、 後日、譲渡証明書(写)等の提示をもって当該構成員自ら販売 する自動車に係る封印であることを確認するものとする。また、当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる 祭に当該構成員は、封印を行政書士に引渡すこととする。

) 丙種受託者は、構成員への基本通達第2条(4)アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書(写)等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の 先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種 受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、 適正な封印取付けであることを確認するものとする。

基本通達第10条第4項について (工籍承託者のをにおいてにか事士では並装行

 $\infty$ 

(丁種受託者の名において行政書士<br/>
又は当該行政書士を通じ<br/>
の行政書士<br/>
に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等)

- (ア) 行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。
- 再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせ 財印の取付けを依頼する際に希望を伝えると 事項について確認し、 それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう必要に応じて基本的 である当該行政書士から再々委託先である他の行政書士に 再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じ 来 名 を 於 む や や の フ や 心 受演しの記録 るすると あらかじめ丁種受託者たる行政書士会間で 確約書においては、 具体的な封印の取扱いに関 報告・調査等に関する  $^{\sim}$ て封印の管理 て再委託
- 7) 丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイ に係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客か らの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自 ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を 作成した自動車(基本通達第10条第2項及び第3項の規定

(新設)

基本通達第10条第4項について (丁種受託者の名において行政書士に封印の取付け作業を行

せる場合の方法等)

 $\infty$ 

行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

(新設)

丁種受託者は、行政書士へ基本通達第2条(5)ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、譲渡証明書(写)、顧客からの書類作成依頼の書面等の提示をもって、当該行政書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する

により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名に おいて行わせることができる場合を除く。)に係る封印であ ストトを確認のうさ引継オトトトナス

ことを確認のうえ引渡すこととする。

確認するものとする。 恢行政書士) 際と同様の書面等に ものとする 丁種受託者が認めた行政書士 にあり この場合 ては J-0 ・種受託者は、 |印の先渡し 適正な封印取付けである を認める (再委託先である 後日、 世田月 (1 とができ (1 7

- 9 基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について 運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その 記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付 し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。 10 基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について
- 0 基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について 運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書 面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確 認済印を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通 は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるま で保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は 交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認するこ ととする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登 録申請に係るものは確認印を押印した日から5年間保存しなけれ

自動車を除く。) に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

の販売する自動車を除く。)に係る封印であるこ 書類を作成し 書士自ら他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する ただし、丁種受託者が認めた行政書士にあっては、 のとする を認めることができるものとする 後 た自動車 譲渡証明 <u>N</u> 唺 種受託者及び丙種受託者の構成員 (年) 等の提示をもって当該行政 この場合、 とを確認する 小量学

基本通達別記封印取付け受託者準則第7条について 運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その 記載内容を確認したうえ、1通は確認済印を押して受託者に交付 し、他の1通は次年度4月末まで保存しなければならない。

9

基本通達別記封印取付け受託者準則第8条について 運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認 別日を押して、1通を受託者に交付することとする。他の1通は後日受託者に交付した1通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認印を押印した日から5年間保存しなければならない。

国自技第116号 平成30年9月12日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局技術政策課長

「自動運転車の安全技術ガイドライン」の策定について

自動運転は、交通事故の削減、渋滞の緩和、高齢者の移動手段の確保等の課題の解決に大きな効果が期待されており、2020年までに、高速道路での高度な自動運転(レベル3以上)の市場化や限定地域における無人自動運転移動サービス(レベル4)の実現を目指すとともに、2025年を目途に、高速道路における完全自動運転(レベル4)の市場化等が政府全体の目標として示されています。

また、レベル3以上の高度な自動運転を実現するためには、道路交通関連 法規について見直しが必要であり、「自動運転に係る制度整備大綱」(平成30 年4月 IT総合戦略本部決定)において、2020年以降2025年頃の導入初期 段階を想定した道路交通関連法規の見直しに関する政府全体の方向性がと りまとめられ、レベル3又はレベル4の自動運転システムを有する自動車 (以下「自動運転車」という。)の早期実用化に向けた取り組みを加速して いるところです。

このような背景を踏まえ、自動運転の早期実用化に向けて、国際基準が策定されるまでの間も、安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、今般、「自動運転車の安全技術ガイドライン」を策定いたしましたので、貴会傘下会員にこの旨周知徹底方お願いします。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成30年9月12日 自動車局技術政策課

### 自動運転車の安全技術ガイドラインの策定

~自動運転車の開発が一層促進されます~

国土交通省は、自動運転車の安全技術ガイドラインを策定し、レベル3、4の 自動運転車※が満たすべき安全性に関する要件を明確化しました。

これにより、自動車メーカーの自動運転車の開発が一層促進されることが 期待されます。

国土交通省は、自動運転の早期実用化に向けて、国際基準が策定されるま での間も、安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、自動運転車の 安全技術ガイドラインを策定し、レベル3、4の自動運転車※が満たすべき安全 性に関する要件を明確化しました。

これにより、自動車メーカーの自動運転車の開発が一層促進されることが期 待されます。

国土交通省は、引き続き、国際的な議論を主導して、自動運転に係る国際 基準の策定に向けた検討を進めて参ります。

### 「自動運転車の安全技術ガイドライン」のポイント (※ 詳細については別紙をご覧ください。)

- 「自動運転システムが引き起こす人身事故がゼロとなる社会の実現を目 指す」ことを目標として設定
- 具体的には、自動運転車が満たすべき車両安全の定義を、「自動運転車 の運行設計領域(ODD)において、自動運転システムが引き起こす人身事 故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないこと」と定め、ド ライバーモニタリング機能の装備、サイバーセキュリティ対策、ユーザーへ の情報提供など、自動運転車が満たすべき安全性に関する要件を設定
- ※レベル3とは「システムが全ての運転操作を行うが、システムの介入要求等に対してドライバー が適切に対応することが必要」な条件付自動運転であり、レベル4は「特定条件下においてシス テムが全ての運転操作を行う」特定条件下における完全自動運転のことを指します。

### 問い合わせ先

自動車局 技術政策課 : 久保、藤倉、永島

代表:03-5253-8111(内線 42259、42214、42216)

直通:03-5253-8591、FAX 03-5253-1639

自動運転車の安全技術ガイドライン

平成30年9月

国土交通省自動車局

### <目次>

1. ガイドフイン策定の背景・目的	• • • •	1
2. ガイドラインの対象車両	• • • • •	2
3. 自動運転車の安全性に関する基本的な考え方	• • • • •	3
4. 自動運転車の安全性に関する要件		
(1)運行設計領域(ODD)の設定	• • • • •	4
(2) 自動運転システムの安全性	• • • • •	4
(3) 保安基準の遵守等	• • • • •	5
(4) ヒューマン・マシン・インターフェース ( <b>HMI</b> )	• • • •	6
(5) データ記録装置の搭載		7
(6) サイバーセキュリティ		7
(7) 無人自動運転移動サービスに用いられる車両の		
安全性(追加要件)	• • • • •	8
(8) 安全性評価	• • • • •	8
(9) 使用過程における安全確保	• • • • •	S
(10) 自動運転車の使用者への情報提供		ç

### 1. ガイドライン策定の背景・目的

「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 閣議決定)や「官民 ITS 構想・ロードマップ 2017」(平成 29 年 5 月 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)において、2020 年までに、高速道路での高度な自動運転(レベル3以上)の市場化や限定地域における無人自動運転移動サービス(レベル4)の実現を目指すとともに、2025 年を目途に、高速道路における完全自動運転(レベル4)の市場化等が政府全体の目標として示されているところである。

また、レベル3以上の高度な自動運転を実現するためには、車両の安全基準や交通ルール等の多岐にわたる道路交通関連法規について見直しが必要であり、「自動運転に係る制度整備大綱」(平成30年4月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)において、2020年以降2025年頃の導入初期段階を想定した道路交通関連の法制度の見直しに関する政府全体の方向性がとりまとめられ、国を挙げてレベル3又はレベル4の自動運転システムを有する自動車(以下「自動運転車」という。)の早期実用化に向けた取り組みを加速しているところである。

自動運転車の実用化に向けては、運転者による運転を前提とした従来の車両の安全基準に加え、自動運転システムが車両の操作を行うことに対応した新たな安全基準や安全性評価(基準認証)手法を設定する必要がある。現在、全国各所において官民を挙げた実証実験・検証が進められるとともに、自動車の安全・環境基準の国際的な調和を図る場である国連の自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において、緊急自動ブレーキや自動操舵、サイバーセキュリティ等の自動運転に係る国際的な安全基準や安全性評価(基準認証)手法の策定に向けた議論を我が国が主導して取り組んでいるところである。

本ガイドラインは、制度整備大綱において、自動運転車が満たすべき安全性の要件や安全確保策について本年夏頃を目途にガイドラインとして取りまとめることとされたことを踏まえ、自動運転車の導入初期段階において車両が満たすべき安全要件を定めることにより、国際的な議論を踏まえた安全基準や安全性評価(基準認証)手法が策定されるまでの間においても、適切に安全性を考慮した自動運転車の開発、実用化を促すことを目的として策定するものである。

なお、本ガイドラインは、自動運転車が満たすべき基本的な考え方を示したものであり、今後、具体的な要件の検討を行うとともに、今後の技術開発や国際基準の 策定動向等を踏まえ、適宜見直すこととする。

### 2. ガイドラインの対象車両

本ガイドラインの対象車両は、政府全体の市場化目標が設定され、今後早期に実 用化されることが見込まれる、レベル3又はレベル4の自動運転システムを有する 乗用車、トラック及びバスとする。

なお、本ガイドラインにおける自動運転化レベルは、「自動運転に係る制度整備 大綱」における定義(SAE J3016(2016)等)を採用する。

自動運転化レベルの定義の概要

0	名称 部又は全ての動的運転 運転自動化なし	運転者が全ての動的運転タスクを実行 システムが縦方向又は横方向のいずれ	安全運転に係る 監視、対応主体 運転者
1	運転支援	かの車両運動制御のサブタスクを限定 領域において実行	運転者
2	部分運転自動化	システムが縦方向及び横方向両方の車 両運動制御のサブタスクを限定領域に おいて実行	運転者
自動運転シス	ステムが(作動時は)	全ての運転タスクを実行	
3	条件付運転自動化	システムが全ての動的運転タスクを限 定領域 <sup>1</sup> において実行 作動継続が困難な場合は、システムの 介入要求等に適切に応答	システム(作動 継続が困難な場 合は運転者)
3 4	条件付運転自動化高度運転自動化	定領域 <sup>1</sup> において実行 作動継続が困難な場合は、システムの	継続が困難な場

赤枠: 本ガイドラインの対象範囲

<sup>1</sup> 本ガイドラインにおける「運行設計領域(ODD)」は、「自動運転に係る制度整備大綱」においては「限定領域」と表記されている。

### 3. 自動運転車の安全性に関する基本的な考え方

我が国における交通死亡事故発生件数の多くが運転者の違反(ヒューマンエラ 一) に起因することから、自動運転技術の実用化により、これらヒューマンエラー に起因する交通死亡事故が大幅に削減されることが期待されている。このため、自 動運転車は、それぞれのレベルに応じた走行条件下において、人間のみが運転する 場合よりも高度な認知、判断及び操作を行い、ヒューマンエラーに起因する事故が 削減されるものでなければならない。また、自動運転の実現により、高齢者等の移 動支援、物流サービス等における運転手不足への対応等、我が国で生じている道路 交通に関する様々な課題を解決することが期待されているが、レベル3以上の高 度な自動運転システムは開発途上の技術であり、社会受容性を踏まえると、その開 発・普及に向けては、自動運転システムが引き起こす事故を未然に防止することを 念頭に、運転者が自動運転システムを正しく使用し、自動運転車の走行に求められ る役割を果たすことを前提として、全てに優先して自車及び周囲の道路交通の安 全が確保されることが必要である。

これを踏まえ、本ガイドラインでは、自動運転の実現において、「自動運転シス テムが引き起こす人身事故<sup>2</sup>がゼロとなる社会の実現を目指す」ことを目標として 設定し、自動運転車の開発・普及促進を行う意義を明確にする。

この目標の達成に向けて、自動運転車が満たすべき車両安全の定義を、「許容不 可能なリスクがないこと」<sup>3</sup>、すなわち、自動運転車の運行設計領域(ODD)⁴にお いて、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止 可能な事故が生じないことと定め、この定義に基づいて自動運転車が満たすべき 車両安全要件を設定し、その安全性を確保する。

<sup>2</sup> 本ガイドラインにおける「自動運転システムが引き起こす人身事故」とは、自動運転システム に責任がある事故のことを指し、故意の飛び出し等被害者側に責任がある事故や整備不良等に 起因する事故は含まない。

<sup>3「</sup>安全側面の規格への導入指針の国際規格」(ISO/IEC Guide 51:2014) において、安全の定義 を「許容不可能なリスクがないこと」、許容可能なリスクを「現在の社会の価値観に基づい て、与えられた状況下で受け入れられるリスク」と定めており、本ガイドラインにおける自動 運転車が満たすべき車両安全の定義は、この国際規格の定義に沿って設定した。

<sup>4</sup> 運行設計領域(ODD: Operational Design Domain)とは、自動運転システムが正常に作動す る前提となる設計上の走行環境に係る特有の条件のことをいう。(4.(1)参照) ※ODD に含まれる走行環境条件としては、例えば次のものが挙げられる。

道路条件(高速道路、一般道、車線数、車線の有無、自動運転車の専用道路等)

地理条件(都市部、山間部、ジオフェンスの設定等)

環境条件(天候、夜間制限 等)

<sup>✓</sup> その他の条件(速度制限、信号情報等のインフラ協調の要否、特定された経路のみに 限定すること、保安要員の乗車要否 等)

### 4. 自動運転車の安全性に関する要件

自動運転に用いられる車両は、次の措置を講じることにより、その安全性を確保しなければならない。

### (1) 運行設計領域(ODD)の設定

レベル3以上の高度な自動運転システムは未だ開発段階の技術であり、あらゆる道路環境や気象条件等で自動運転車が完全に安全な走行が行える技術水準に至っていない。このため、個々の自動運転車が有する性能及び使用の態様に応じた運行設計領域(ODD)を定め、走行環境や運用方法を制限し、自動運転システムが引き起こす人身事故であって、合理的に予見される防止可能な事故が生じないことを確保する必要がある。

### 【要件】

- ①自動車製作者等及び自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、 自動運転車が有する性能及び使用の態様に応じた ODD を定め、走行環境や 運用方法を制限し、自動運転システムが引き起こす人身事故であって、合理 的に予見される防止可能な事故が生じないことを確保すること。
- ②ODD は、自動運転システムが機能する特定の条件を規定し、例えば次の走行環境条件について設定すること。
  - ・道路条件(高速道路、一般道、車線数、車線の有無、自動運転車の専用道路等)
  - ・地理条件(都市部、山間部、ジオフェンスの設定等)
  - •環境条件(天候、夜間制限 等)
  - ・その他の条件(速度制限、信号情報等のインフラ協調の要否、特定された 経路のみの運行に限定すること、保安要員の乗車要否等)

### (2) 自動運転システムの安全性

自動運転車は、設定された ODD の範囲内において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないことを確保する必要がある。このため、制御系やセンサ系の冗長性を確保する等によりシステムの安全性を確保するとともに、設定された ODD の範囲外となった場合(範囲外となりそうな場合を含む。以下同じ。)や自動運転車に障害が発生した場合等、自動運転の継続が困難となった場合には、最終的に車両を自動で安全に停止させることが必要である。

### 【要件】

①交通ルールに関する法令を遵守するものであること。

- ②設定された ODD の範囲内にあるかどうか確実に認識し、当該範囲内においてのみ自動運転システムが作動するものであること。
- ③自動運転システムの作動は、運転者(又は運行管理者)の意思により行うことができるものであること<sup>5</sup>。
- ④制御系やセンサ系の冗長性を確保すること等により、システムの安全性を確保することができるものであること。
- ⑤レベル3の自動運転車については、次の要件を満たす自動運転システムであること。
  - ・設定された ODD の範囲外となった場合や自動運転車に障害が発生した場合等、自動運転の継続が困難であるとシステムが判断した場合。において、運転者に対し介入のための警告(運転権限の委譲)を行うこと
  - ・運転者に運転権限が委譲されるまでの間、システムの機能を維持又はシステムの機能を制限した状態でシステムの稼働を継続させるフォールバック (縮退運転)を行うことにより、安全に自動運転を継続すること
  - ・システムから運転者に運転が引き継がれたか否かを判別することができる こと
  - ・システムから運転者に運転が引き継がれない場合において、車両を自動で安全に停止<sup>7</sup>させるミニマル・リスク・マヌーバー(MRM)を設定すること
- ⑥レベル4の自動運転車については、設定された ODD の範囲外となった場合 や自動運転車に障害が発生した場合等、自動運転の継続が困難であるとシス テムが判断した場合において、車両を自動で安全に停止<sup>7</sup>させる MRM を設 定すること<sup>8</sup>。

### (3) 保安基準の遵守等

自動運転車は、既に定められた自動運転に係る道路運送車両の保安基準を満たすこと。また、関係する ISO 等の国際標準等を満たすことが望ましい。

### 【要件】

-

<sup>5</sup> 運転者(又は運行管理者)の意思により自動運転システムの作動を停止させることができること等、具体的な要件について、国際的な議論を踏まえつつ検討を進める。なお、レベル4の車両について当該要件を課す必要があるかどうかについては、今後の国際的な議論を踏まえ別途検討する必要がある。

<sup>6</sup> 設定された ODD の範囲外に出ることが予想される場合は、あらかじめ運転者に対し、システムからの介入のための警告(運転の権限委譲)が行われる可能性があることを注意喚起することが望ましい。

<sup>7</sup> 車両を路肩等の安全な場所に自動で移動して停止させることが望ましい。

<sup>8</sup> 自動運転車の MRM の設定は、周囲への警報を行いつつ、車線を維持、又は車線を変更しなが ら自動で安全に停止させる措置が想定されるが、今後の技術開発の動向及び国際的な基準の検 討状況を踏まえ具体的要件を検討する。

- ①自動運転に係る装置・機能のうち、道路運送車両の保安基準が定められているものについては、当該基準に適合するものであること
- ②①以外の自動運転に係る装置・機能については、今後早期に国連規則が成立 することが見込まれる装置・機能の要件や、関係する ISO 等の国際標準や業 界標準に適合することを推奨する
- ③自動運転に係る装置・機能以外の車両の構造・装置については、道路運送車 両の保安基準の規定に適合するものであること

### (4) ヒューマン・マシン・インターフェース(HMI)

自動運転車は、これまで運転者が行っていた認知、判断及び操作をシステムが担うことから、システムの作動状況を運転者(又は運行管理者)又は乗員に知らせるためのヒューマン・マシン・インターフェース(HMI)を備えることが必要である。

また、レベル3の自動運転車は、あらかじめ設定された ODD の範囲内においてシステムが運転操作を行うことができるが、走行環境の変化等により ODD の範囲外となった場合や自動運転車に障害が発生した場合等、システムによる運転の継続が困難となった場合には、システムからの介入のための警告に応じ、運転者がシステムから運転操作を引き継ぐことが必要となる。このため、例えば運転者が居眠りをしていないか等、運転者がシステムから運転操作を引き継ぐことが出来る状態にあることを監視し、必要に応じ警報を発することができるドライバーモニタリング等の機能を有する HMI を備えることが必要である。

### 【要件】

- ①レベル3の自動運転車については、次の機能を有する HMI を備えること。
  - ・自動運転システムの作動状況を運転者が容易かつ確実に認知することがで きる機能

  - ・システムからの引き継ぎ要求を運転者が確実に認知することができる機能
  - ・システムから運転者に運転が引き継がれたかどうか判別することができる 機能

<sup>9</sup> レベル3の自動運転車に乗車中の運転者に係る義務の見直し等に関する関係省庁における検討を踏まえ、ドライバーモニタリングを行った上で警報を発する必要がある運転者の挙動について、今後具体的な要件を検討する。

- ②レベル4の自動運転車については、次の機能を有する HMI を備えること。
  - ・自動運転システムの作動状況<sup>10</sup>を運転者(又は運行管理者)又は乗員が容易かつ確実に認知することができる機能<sup>11</sup>
  - ・自動運転の継続が困難であるとシステムが判断し、車両を自動で停止させることをあらかじめ運転者又は乗員(及び運行管理センターにおいて遠隔監視される車両にあっては運行管理者)に知らせることができる機能

### (5) データ記録装置の搭載

自動運転システムの作動状況や運転者の状況等をデータ<sup>12</sup>として記録する装置 を備えることが必要である。

なお、今後、データ記録装置の具体的な要件(データとして記録する事項、記録時間、保持期間等の要件や、データの使用目的及び個人情報の取扱い等)や搭載義務化について検討されることとなっており、これを踏まえ、具体的なデータ記録装置の要件について決定する。

### 【要件】

自動運転システムの作動状況や運転者の状況等のデータ <sup>12</sup> を記録する装置を備えること。

### (6)サイバーセキュリティ

自動運転車は、3次元デジタル地図情報、交通情報、信号情報等の運行に必要な情報に係る通信のほか、運行管理センターからの遠隔監視のための通信、ECUの制御プログラムや自動運転ソフトを無線通信によりアップデートする OTA (Over The Air) など、最新のデータやプログラムを無線通信で取得することを前提として自動運転システムが安全に機能することとなると考えられる。このため、ネットワークに接続したコネクテッドカーである自動運転車の安全確保の観点から、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策を講じることが不可欠である。

### 【要件】

自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、サ

<sup>10</sup> レベル3とレベル4の両方の自動運転モードを有する自動運転車については、運転者がレベル3の自動運転モードであるかレベル4の自動運転モードであるかを区別して認知できること。

<sup>11</sup> レベル4における当該機能の義務づけについては今後検討する

<sup>12</sup> 記録するデータとしては、自動運転システムの作動状況や運転者の状況のほか、周囲の状況、自動車の制御情報等が想定されるが、記録すべきデータについては、国際動向や事故責任のあり方の動向も踏まえつつ今後検討を行う。

イバーセキュリティに関する国連(WP29)等の最新の要件<sup>13</sup>を踏まえ、自動運転車のハッキング対策等のサイバーセキュリティを考慮した車両の設計・開発を行うこと。

### (7) 無人自動運転移動サービスに用いられる車両の安全性(追加要件)

無人自動運転移動サービス(レベル4)に用いられる自動運転車については、 (1)~(6)の要件に加え、次の要件<sup>14</sup>を満たすものであること。

### 【要件】

- ①設定された ODD の範囲外となった場合や自動運転車に障害が発生した場合等、自動運転の継続が困難であるとシステムが判断した場合において、路肩等の安全な場所に車両を自動で移動し停止させる MRM を設定すること 15。
- ②運行管理センターから車室内の状況が監視できるカメラ、音声通信設備を設置すること。
- ③車室内の乗員が容易に押せる位置に非常停止ボタンを設置すること。
- ④非常停止時(MRM 作動や事故による停止を含む。以下同じ。)に、運行管理センターに自動通報する機能を有すること。
- ⑤非常停止時における運行管理センターとの連絡状況等、非常時の対応状況について HMI により乗員にわかりやすく伝える機能を有すること。

### (8)安全性評価

自動運転車は、設定された ODD において、自動運転システムが引き起こす人 身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないことを担保する 必要がある。このため、自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスの システム提供者は、設定された ODD において合理的に予見される危険事象に関 し、シミュレーション、テストコース又は路上試験を適切に組み合わせた検証を

<sup>13</sup> 平成 29 年 3 月に国連で成立したサイバーセキュリティガイドライン等で示されている要件の 例

<sup>・</sup>自動運転車の接続及び通信の安全確保

<sup>・</sup>車外のネットワークから車内の制御系ネットワークが影響を受けないこと

<sup>・</sup>システムの機能不全時の「セーフモード」を備えること

<sup>・</sup>不正操作を検知したときは、運転者に警告の上、車両を安全にコントロールすること

<sup>14</sup> ①~⑤の要件の他、旅客運送事業に用いられる車両については、今後、運転者が乗車しない場合の輸送の安全及び旅客の利便性確保のための運行管理、整備管理等に係る遵守事項を検討し、運送事業者等が自動運転車を事業に円滑に導入するために必要な新たな要件や手順等についてガイドラインが策定される予定となっていることから、当該ガイドラインにおいて定められる車両安全に係る要件を考慮すること。

<sup>15</sup> 移動サービスにあっては、乗客が安全に外部へ降車できる必要があることから、路肩等の安全な場所に車両を自動で移動し停止させる MRM を備えることを要件とした。

行い、その安全性について事前に確認することが必要である。

### 【要件】

自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、設定された ODD において、自動運転システムが引き起こす人身事故であって合理的に予見される防止可能な事故が生じないことについて、シミュレーション、テストコース又は路上試験を適切に組み合わせた検証を行い確認すること<sup>16</sup>。

### (9) 使用過程における安全確保

使用過程の自動運転車の安全確保の観点から、自動運転車の保守管理(点検整備)及びサイバーセキュリティを確保するためのソフトウェアのアップデート等に係る措置を講じることが必要である。

### 【要件】

- ①自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、 自動運転車に搭載されるソフトウェア等について、使用過程においてサイバ ーセキュリティを確保するために必要なアップデート等に係る措置を講じ ること。
- ②自動運転車の使用者は、自動運転車の保守管理(点検整備)を行うとともに、 自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者の 求めに応じ、サイバーセキュリティを確保するために必要となるソフトウェ アのアップデート等の必要な措置に係る作業を実施すること。

### (10) 自動運転車の使用者への情報提供

自動運転車が安全を確保するためには、自動運転車の使用者が、乗車する自動運転車の機能のみならず、機能限界時の挙動や運転者の義務等について理解することが必要不可欠である。このため、ディーラーを含む自動車製作者等又は自動運転車を用いた移動サービスのシステム提供者は、自動運転車の使用者に対し、システムの使用方法、ODDの範囲、機能限界、システムによる運転の継続が困難になった場合に運転の引き継ぎが必要になること等を周知し、使用者が理解することができる措置を講じることが必要である。

### 【要件】

自動車製作者等(ディーラーを含む)又は自動運転車を用いた移動サービスの システム提供者は、自動運転車の使用者に対し、平易な資料等を用いて次の点

<sup>16</sup> 自動運転車の安全性が確保されているかどうかを国が評価(基準認証)するための手法について、国際的な議論を踏まえつつ検討を進める。

を周知し、使用者が理解することができる措置を講じること。

- ・システムの作動条件、ODD の範囲、機能限界
- ・運転者のタスク (レベル3の車両にあっては、システムによる運転の継続が 困難になった場合に運転操作を引き継がなければならないこと等)
- ・システムの性能や作動状況に応じて行い得る運転以外の行為(レベル3の車 両)
- ・HMI の表示(自動運転システムが作動中であるか否か等)に係る情報
- ・システムに異常が発生した場合の車両の挙動
- ・使用過程の自動運転車の保守管理(点検整備)やソフトウェアのアップデートを適切に行うこと<sup>17</sup>

<sup>17</sup> 車両安全に直接影響する自動運転システムのソフトウェア等のアップデートについて、自動 運転車の使用者の責任で行うこととするべきか、または自動車製作者又は移動サービスのシス テム提供者の責任で行うこととするべきかについて、今後検討が必要。

(5)「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)」の一部改正について

国自整第152号の2 平成30年9月28日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い 及び指導の要領について(依命通達)」の一部改正について

自動車点検基準等の一部を改正する省令(平成30年国土交通省令第51号)により、自動車分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に代えて電磁的方法による交付が可能となったことから、今般、標記通達について改正した旨を別添のとおり地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

本取扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

別添

国 自 整 第 1 5 2 号 平成 3 0 年 9 月 2 8 日

地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い 及び指導の要領について(依命通達)」の一部改正について

自動車点検基準等の一部を改正する省令(平成30年国土交通省令第51号)により、自動車分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に代えて電磁的方法による交付が可能となったことから、今般、標記通達について別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会には別添のとおり通知したので申し添える。

自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)の一部改正について

### 1. 改正の背景

「自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達)」(平成14年7月1日付け、国自整第63号)では、道路運送車両法第91条の3の規定に基づく道路運送車両法施行規則第62条の2の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなければならない事項等の取扱い及び指導について規定しているところ。

今般、自動車点検基準等の一部を改正する省令(平成30年国土交通省令第51号)により、自動車 分解整備事業者が、点検又は整備の依頼者に対し、当該作業の概算見積りを記載した書面の交付に 代えて電磁的方法による交付が可能となった。

これを受け、当該通達について所要の改正を行うこととする。

### 2. 改正の概要

自動車分解整備事業者が点検又は整備作業の依頼者に対し交付する概算見積りについて、書面に よる交付に代えて電磁的方法による交付でもよいこととする。

### 3. スケジュール(予定)

施 行:平成30年10月1日(省令改正の施行日)

# 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導の要領について(依命通達) (国自整第63号 平成14年7月1日) 新旧対照表

書面に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概	また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した
また、この場合においては、事業者控の料金概算見積りを記載した	うえで作業を行うものとする。
について連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。	追加整備の内容及び変更後の概算見積りについて連絡し、承諾を得た
き、原則として依頼者に対し追加整備の内容及び変更後の概算見積り	あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し
新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除	て見積金額の変更を伴う整備の必要性が新たに発見された場合には、
付した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う整備の必要性が	付又は、これを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程におい
ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交	ii 点検又は整備の作業に係る料金の概算見積りを記載した書面を交
i(略)	i (昭)
の交付	の交付又は、これを記録した電磁的記録の提供
イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面	イ 定期点検整備作業の依頼者への説明及び概算見積りを記載した書面
ア (略)	ア(略)
ればならない事項の取扱い及び特導は、次のとおりとする。	ればならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。
という。) 第62条の2の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなけ	という。)第62条の2の2に規定する自動車分解整備事業者が遵守しなけ
法第91条の3の規定に基づく道路運送車両法施行規則(以下「施行規則」	法第91条の3の規定に基づく道路運送車両法施行規則(以下「施行規則」
(1) 自動車分解整備事業者の遵守事項等	(1)自動車分解整備事業者の遵守事項等
1. 自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等	1. 自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者の遵守事項等
第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領	第2節 自動車分解整備事業及び指定自動車整備事業の指導要領
安溟(哈)	安良 (哈)
第1節 自動車/	世
뺍	빤
本文 (略)	本文 (略)
指導の要領について(依命通達)	指導の要領について(依命通産)
自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び	自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び
旧	新
(CCGTTXTV) (CCGTXW.I)	

	Ī
制	
書面 <u>又は、これを記録した電磁的記録</u> に依頼者の承諾年月日、必要となった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記載 <u>又は記録</u> して	算見積りの額を記載しておくこと。
おくこと。	
ウ・エ (略)	ウ・エ (略)
(2) (略)	(2) (路)
2. 自動車検査員の服務	2. 自動車検査員の服務
(1)~(2)(路)	$(1) \sim (2)$ (路)
(3) 自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「独立行政	(3)自動車検査員は、法第94条の5第4項の検査を行う際には、「 <u>自動車検</u>
法人自動車技術総合機構法](平成11年12月22日法律第218号)第   13条第1項に定める案本事務の事権に関する規程に準にて始本を行うと	<u> 査猟立行政法人法</u> 」(平成11年12月22日 <u>法</u> 第218号)第13条第1 項に定めろ案本事務の実施に盟する規定に準じて始本を行うとともに 自動
ともに、自動車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行	車登録番号標又は車両番号標及び車体表示についての確認を行うこと。
\(\frac{1}{\chi_{\chi}}\)	
(4)(略)	(4) (略)
3. ~4. (略)	3. ~4. (略)
附則(平成30年9月28日国自整第152号) 本改正規定は平成30年10月1日から施行する。	
別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申請書類	別添1 自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定等に係る申 請書類
I. 自動車分解整備事業関係	I. 自動車分解整備事業関係
1. 法弟 79条弟 1 頃に基つく総証に係る申請書の記載項目及い回案界 2 項及び第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び	1. 法界 79条界 1 現に基づく認証に除る申請書の記載項目及の同法界 2 項及び第3項に基づく書面は次のとおりとする。(法第79条第1項、第2項及び
第3項)	第3項)
$(1) \sim (2)$ (路)	$(1)\sim(2)$ (路)
別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準	別添2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準
1. (略)	1. (時)

2

$3-4 \sim 3-6$ (PA)	(昭各) (昭各)	例示してある点検作業の範囲	作業	点検するために不可欠な・「自動車の点検及び整備に関する手引」	ア〜オ (略)	3—3 完成検査場	$3-1 \sim 3-2$ (路)	3. 作業場等の基準の解釈	(時) (時)	例示してある点検作業の範囲	作業 ( <u>平成 19 年国土交通省告示第 317 号</u> ) に	点検するために不可欠な・「自動車の点検及び整備に関する手引」	い。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。	検査工は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならな	2-5 検査工	$2-1\sim 2-4$ (略)	2. 要員関係の基準の解釈	新
3-4~3-6 (略)	(昭各)		作業	点検するために不可欠な	ア〜 半 ( 器 )	3-3 完成検査場	3-1~3-2 (路)	3. 作業場等の基準の解釈	(昭各)		作業	点検するために不可欠な	い。ただし、次に掲げる作業を行うことは差し支えない。	検査工は、当該検査に	2-5 検査工	2-1~2-4 (略)	2. 要員関係の基準の解釈	
	(略)	てある点検作業の範囲	( <u>平成7年運輸省告示第 342 号</u> ) に例示し	・「自動車の点検及び整備に関する手引 <mark>き</mark> 」					(略)	てある点検作業の範囲	( <u>平成7年運輸省告示第342号</u> ) に例示し	・「自動車の点検及び整備に関する手引 <mark>き</mark> 」	5作業を行うことは	口は、当該検査に係る自動車の整備作業に直接従事してはならな				III

### (6)「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の一部改正について

国自環第112号の3 平成30年11月30日

- 一般社団法人 日本自動車工業会 会長日本自動車輸入組合 理事長
- 一般社団法人 日本産業車両協会 会長
- 一般社団法人 日本農業機械工業会 会長
- 一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長
- 一般社団法人 日本建設機械工業会 会長
- 一般社団法人 日本自動車車体工業会 会長
- 一般社団法人 日本自動車部品工業会 会長
- 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長
- 公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 会長
- 一般財団法人 日本車両検査協会 理事長
- 一般財団法人 日本自動車研究所 理事長
- 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 会長
- 一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 会長
- 一般社団法人 日本自動車機械工具協会 会長
- 一般社団法人 日本陸用内燃機関協会 会長

殿(単名各通)

国土交通省自動車局環境政策課長

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の一部改正について

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」 (平成22年2月5日国自環第247号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、 別紙のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局並びに関係機関に対して通知しまし たので了知いただくとともに、傘下会員(組合員)に対し周知方お願いいたします。

別紙

国 自 環 第 1 1 2 号 平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿(単名各通) 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局環境政策課長

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」の一部改正について

「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」 (平成22年2月5日国自環第247号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正した ので了知されるとともに、今後はこれにより実施されたい。

また、別紙のとおり関係機関及び関係団体に対して通知したところであるが、さらに関係者に対し周知徹底を図られたい。

# 「マフラー騒音規制適用車に係る消音器の基準適合性の確認等の取扱いについて」(平成 22 年 2 月 5 日国自環第 247 号)の一部改正について 新旧対照表

平成 22 年 2 月 5 目付け 国自環第 247 号改正 平成 22 年 3 月 31 目付け 国自環第 295 号改正 平成 23 年 3 月 31 目付け 国自環第 205 号改正 平成 23 年 6 月 30 目付け 国自環第 70 号改正 平成 24 年 10 月 22 目付け 国自環第 143 号改正 平成 30 年 11 月 30 目付け 国自環第 112 号

第1 消音器等の改造及び構造

擀

. ~ 2. (器

3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について

「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管(テールパイプをいう。以下同じ。)との接合部の内径が拡大されていないも側の排気管(テールパイプをいう。以下同じ。)との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し」若しくは「予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け」は、細目告示第118条第2項第6号及び第196条第2項第6号の規定(以下「加速走行騒音性能規制」という。)に影響しない改造の例とする。

なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(平成23年6月30日付け国自環第70号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。) 記6.(1)②、(2)②又は(3)②の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。

使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について

異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添10、別添11又は別添12の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等(加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められ

第1 消音器等の改造及び構造

1. ~ 2. (码)

3. 加速走行騒音性能規制に影響しない消音器の改造の例について

「指定自動車等に備えられている消音器本体と同一であって、消音器本体と消音器出口側の排気管(テールパイプをいう。以下同じ。)との接合部の内径が拡大されていないも側の排気管(テールパイプをいう。以下同じ。)との接合部の内径が拡大されていないもの」又は「消音器出口側の排気管に装着する意匠部品(騒音を増大等させるためのものを除く。)の取付け又は取外し」若しくは「予めその基準適合性が確認されている消音器(指定自動車等に備えられている消音器を含む。)であって、排気管部分へのDPF又は触媒の取付け」は、細目告示第118条第2項第6号及び第196条第2項第6号の規定(以下「加速走行騒音性能規制」という。)に影響しない改造の例とする。

-73-

なお、この例は、「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」(平成23年6月30日付け国自環第70号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。) <mark>記6. (2)</mark>の加速走行騒音値に影響する消音器の改造を行う場合に該当しない例とする。

4. 使用過程車における消音器以外の装置の改造により加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造について

異型式の原動機への換装(指定自動車等に備えられた消音器等であって、換装後の原動機用の加速走行騒音性能規制に適合した消音器等とセットで換装した場合を除く。)は、加速走行騒音性能規制に適合しなくなるおそれがある改造として取り扱うものとし、この場合における加速走行騒音性能規制への適合性については、改造車の新規検査時提出書面通達別添10の加速走行騒音試験結果成績表により確認するものとする。なお、この場合の加速走行騒音試験結果成績表は、公的試験機関又は自動車製作者等(加速走行騒音試験の実施について、自動車製作者と同等な能力を有すると認められる改造施工者を含む。)

る改造施工者を含む。)において実施されたものの写しで差し支えないものとする。

### 第2 (略)

- 第3 協定規則及び欧州連合指令による取扱い
- . 協定規則と同等な欧州連合指令について
- (1) 細目告示<u>第118条第3項第1号イ(5)及び第3号イ(5)並びに第196条第3項第1号イ(5)</u>の「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第9号\*及び第41号\*にあっては、78/1015/EEC\*又は97/24/EEC\*の指令とし、協定規則第51号\*にあっては、70/157/EEC\*の指令とする。
- (2) 細目告示<u>第118条第3項第1号イ(6)及び第3号イ(6)並びに第196条第3項第1号イ(6)</u>の「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則59号※にあっては、70/157/EEC\*の指令とし、協定規則92号※にあっては、97/24/EEC\*の指令とする。

※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり

- 協定規則第9号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- 協定規則第41号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- 協定規則第51号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定
- 協定規則第59号とは、乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定
- ・協定規則第92号とは、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)の交換用消音器に関する規定

(欧州連合指令)

- ・欧州連合指令 78/1015/EEC 及び 97/24/EEC とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定(97/24/EEC には二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)
- 欧州連合指令 70/157/EEC とは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音 器に関する規定
- 2. 協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について
- (1) 細目告示<u>第118条第3項第1号イ(5)及び第3号イ(5)並びに第196条第3項第1号イ(5)</u>の「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示」とは、次に掲げる表示をいう。
- -~② (暴)
- (2) 細目告示<u>第118条第3項第1号イ(6)及び第3号イ(6)並びに第196条第</u>

において実施されたものの写しで差し支えないものとする。

### **純2** (點)

- 協定規則及び欧州連合指令による取扱い
- 1. 協定規則と同等な欧州連合指令について
- (1) 細目告示<u>第118条第3項第1号二及び第196条第3項第1号二</u>の「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則第9号\*及び第41号\*にあっては、78/1015/EEC\*又は97/24/EEC\*の指令とし、協定規則第51号\*にあっては、70/157/EEC\*の指令とする。
- (2)細目告示第118条第3項第1号ホ及び第196条第3項第1号ホの「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令」とは、協定規則59号※にあっては、70/157/EEC\*の指令とし、協定規則92号\*にあっては、97/24/EEC\*の指令とする。

※協定規則及びこれと同等の欧州連合指令の概要は、それぞれ次のとおり。 (は一品目)

8定規則)

- ・協定規則第9号とは、側車付二輪自動車が発生する騒音に関する規定
- 協定規則第41号とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定

-74-

- ・協定規則第51号とは、四輪以上の自動車が発生する騒音に関する規定
- ・協定規則第59号とは、乗車定員9人以下の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物車の交換用消音器に関する規定
- 協定規則第92号とは、二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)の交換用消音器 に関する規定

(欧州連合指令)

- 欧州連合指令 78/1015/EEC 及び 97/24/EEC とは、二輪自動車が発生する騒音に関する規定(97/24/EEC には二輪自動車の交換用消音器に関する規定を含む。)
- 欧州連合指令 20/122/EBC とは、四輪以上の自動車が発生する騒音及び交換用消音 器に関する規定
- 2. 協定規則又は欧州連合指令により消音器に表示される特別な表示について
- (1) 細目告示第118条第3項第1号二及び第196条第3項第1号二の「協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示」とは、次に掲げる表示をいう。
- ①~② (器)
- 2)細目告示第118条第3項第1号ホ及び第196条第3項第1号ホの「協定規則第

2/4

3項第1号イ(6)の「協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。

①~② (器)

3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について (1) 次に掲げる自動車は、細目告示<mark>第118条第3項第1号ロ(2)及び第3号ロ(2)</mark>

1) (水に物) の日勤年は、帰日口が光110米約3項約1万年(2) (2) 並びに第196条第3項第1号ロ(2) の「外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。

①~④ 〔器

(2) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第4号ロ(3)及び第196条第 3項第2号ロ(3)の外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号第 4改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該 当するものとする。

① 欧州連合規則 168/2013 に基づく自動車製作者が発行する完成車の適合性証明書 (COCペーパー) 又はこれと同等のもの(WVTAラベル・プレート)を有する 自動車

② 協定規則第41号第4改訂版に基づくマークが、車両識別表示(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自動車

協定規則第41号第4改訂版又は欧州連合規則 168/2013 に適合する旨の認可書(協定規則第41号第4改訂版附則Ⅰの車両型式認可書又は欧州連合規則 901/2014 附則Ⅵ付録1の車両型式認可書をいう。)の写しを有し、かつ、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められる自動車

この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。

(3) 次に掲げる自動車は、細目告示第118条第3項第2号ロ(2)及び第4号ロ(3)並びに第196条第3項第2号ロ(3)の外国の法令に基づく書面又は表示により、 施定規則第51号第3改訂版又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車に該当するものとする。

① 協定規則第51号第3改訂版に基づくマークが、車両識別表示(車両データプレ

○ 協定規則第51号第3改訂版に基づくマークが、車両識別表示(車両データプレート)内か又はその近くに表示されている自動車

② 協定規則第51号第3改訂版又は欧州連合規則540/2014 に適合する旨の認可書 (協定規則第51号第3改訂版附則Iの車両型式認可書又は欧州連合規則540/2014 附則I付録2の車両型式認可書をいう。)の写しを有し、かつ、当該認可書に記載さ れた車両型式の自動車と同一と認められる自動車

59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示」とは、次の表示をいう。

①~② (器)

3. 協定規則又は欧州連合指令への適合性を証する外国の法令に基づく書面等について 次に掲げる自動車は、細目告示<u>第118条第3項第2号ロ及び第196条第3項第2号 2</u>の「外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが明らかである自動車」に該当するものとする。

 $(1) \sim (4)$  (略)

3/4

<u>この場合において、当該認可の車両型式と同型の自動車であって、当該自動車に備える消音器が、当該認可に係る消音器と同一の構造であり、かつ、同一の位置に備えられていることが明らかであるものは、当該認可書に記載された車両型式の自動車と同一と認められるものとする。</u>

- 第4 検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い
- . ~ 3. (器
- 4. 装置指定を受けた消音器の取扱いについて

装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。

(1) 細目告示第40条第1項第3号に係る自動車について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が<u>道路運送車両法第75条の3</u>第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器(以下「装置指定消音器」という。)であり、かつ、同法施行規則第62条の4の騒音防止装置の型式指定番号標(以下「型式指定番号標」という。)が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)\_また書きの規定による「S」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。主た、細目告示第40条第1項第4号又は第5号に係る自動車について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が装置指定消音器又は道路運送車両法第75条の3第7項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置の消音器であるときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(2)又は(3)また書きの規定によりよる「A」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。

2) (略)

第5 指定自動車等の製作者が行う表示

1. 製作者表示を行うことができる場合について

指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示(<u>細目告示第</u> 118条第3項第1号イ(1)及び第3号イ(1)並びに第196条第3項第1号イ(1)

の「指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示」をいう。以下同じ。)を行うことができる。

- . ~ 3. (器)
- 育6 (略)
- 別添1 (略) 別紙1 (略)

検査における加速走行騒音試験結果成績表等の取扱い

 $1. \sim 3.$  (器)

4. 装置指定を受けた消音器の取扱いについて

装置指定を受けた消音器に係る取扱いは次のとおりとする。

(1) 指定自動車等について消音器の改造を行う場合であって、改造後の消音器が<mark>道路運送車両法第75条の2</mark>第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置の消音器(以下「装置指定消音器」という。)であり、かつ、同法施行規則第62条の4の騒音防止装置の型式指定番号標(以下「型式指定番号標」という。)が当該消音器を備えた自動車に表示されているときは、当該表示は、改造車の新規検査時提出書面通達記6.また書きの規定による「S」マークが付された性能等確認済表示と同等に取り扱って差し支えない。

(2) (略)

指定自動車等の製作者が行う表示

1. 製作者表示を行うことができる場合について

指定自動車等の製作者は、当該指定自動車等に備える消音器に、製作者表示(<mark>細目告示第</mark> 118条第3項第1号イ及び第196条第3項第1号イの「指定自動車等の製作者が、当 該指定自動車等に備える消音器に行う表示」をいう。以下同じ。)を行うことができる。

~3. (器)

2

- 第6 (略)
- 別添1 (略)
- 別紙 1 (略)

(7)「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整 第 93 号、国自技第 122 号)の一部改正について

> 国自整第245号の2 平成31年2月5日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整第 93 号、国自技第 122 号)の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局 運輸部長あて通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方 お願い致します。

### 整備工場コードの申請書記載に係る通達改正について

### 【改正の背景】

従来より、点検整備を実施した事業場の特定を容易にするため、これまでにも指定自動車整備事業場は申請書に指定一連番号を記入のうえ検査申請し、さらに、自動車ユーザーが、国の認証を受けた整備工場で点検整備が行われたことを自動車検査証において認識できるよう、自動車検査証に認証工場の整備工場コードを記載し、ユーザー代行車検と認証工場で整備が行われた上で受検した車検の差別化を図るため、平成30年6月から自動車分解整備事業者のうち、軽自動車以外の申請にあっては認証一連番号を記入のうえ検査申請しているところであるが、今般、軽自動車検査協会において、自動車分解整備事業者の申請に係る体制が整ったことから、平成31年4月から軽自動車についても同様に、認証一連番号を記入のうえ検査申請させることとする。

### 【改正の概要】

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成16年9月30日付け、国自整第93号、国自技第122号)について、軽自動車の申請書への認証工場の整備工場コードの記入方法を追加する。

### 【スケジュール】

通達発出:平成31年2月5日 通達施行:平成31年4月1日

別添

国 自 整 第 2 4 5 号 平成 3 1 年 2 月 5 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整第 93 号、国自技第 122 号)の一部改正について

従来より、点検整備を実施した事業場の特定を容易にするため、これまでにも指定自動車整備事業場は申請書に指定一連番号を記入のうえ検査申請し、平成30年6月から自動車分解整備事業者のうち、軽自動車以外の申請にあっては認証一連番号を記入のうえ検査申請しているところであるが、今般、軽自動車検査協会において、自動車分解整備事業者の申請に係る体制が整ったことから、平成31年4月から軽自動車についても同様に、認証一連番号を記入のうえ検査申請することとしたことから、標記通達について別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、関係者に周知徹底を図られたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

# 「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成16年9月30日付け国自整第93号、 国自技第122号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

	(下緑部分に攻止部分)
新	旧
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿	各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長一殿	沖縄総合事務局運輸部長一殿
自動車局整備課長	自動車局整備課長
継続検査等申請書への整備工場コードの記入について	継続検査等申請書への整備工場コードの記入について
街頭検査等において、車両の点検整備の実施状況を調査する機会が増大していること等から、点検整備を実施した自動車分解整備事業場又は指定自動車整備事業場(以	街頭検査等において、車両の点検整備の実施状況を調査する機会が増大していること等から、点検整備を実施した自動車分解整備事業場又は指定自動車整備事業場(以
下「自動車整備事業場」という。)を容易に特定することができるようにするため、新期格本若しくは予備格本(道路運送市両洋(昭和26年沖建第185号)第16条第1	下「自動車整備事業場」という。)を容易に特定することができるようにするため、平
項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定による自	185号。以下「法」という。)第94条の5第7項の適用を受ける自動車に限る。)_
<u>動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に限る。</u> 限 <u>る。)</u> 又は継続検査を申請する場合においては、別添、「整備工場コード記入要領」	又は継続検査を申請する場合 <u>(軽自動車にあっては法第94条の5第1項に基づく保</u> 安基準適合証が交付された自動車の申請をする場合に限る。)_においては、別添、「整
により申請書の整備工場コード欄に運輸支局コード及び自動車整備事業場の認証又は	備工場コード記入要領」により申請書の整備工場コード欄に運輸支局コード及び自動
貴局管内の自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者に対し周知徹底を図られ	申請の際に必要となる旨貴局管内の自動車分解整備事業者及び指定自動車整備事業者
たい。	に対し周知徹底を図られたい。
另1) 添 ( ) () () () () () () () () () () () () (	別添 (略)

別添

国自整第245号の2 平成31年2月5日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

### 国土交通省自動車局整備課長

「継続検査等申請書への整備工場コードの記入について」(平成 16 年 9 月 30 日付け、国自整第 93 号、国自技第 122 号)の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局 運輸部長あて通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方 お願い致します。 (8)「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について

国自整第 259 号の 3 平成 31 年 3 月 8 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱い について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国 自 整 第 259 号 平成 31 年 3 月 8 日

各地方運輸局長 殿沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱い について」の一部改正について

「道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則の一部を改正する省令」 (平成31年国土交通省令第8号)が制定されたことに伴い、当該省令の規定に基づき、「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」 (平成7年3月27日付け、自技第43号、自整第63号)を別添新旧対照表のとおり 改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、関係団体には別紙のとおり通知したので申し添える。

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部 改正について

平成31年3月自動車局整備課

### 1. 改正の背景

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて(平成7年3月27日付、自技第43号、自整第63号)」では、道路運送車両法第94条の5の規定に基づく保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付する場合の取扱い等について規定しているところ。

今般、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)及び指定自動車整備事業規則(昭和37年運輸省令第49号)の一部を改正する省令(平成31年国土交通省令第8号)により、指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供した場合に保安基準適合標章を依頼者に交付するときは、自動車検査員等の押印を省略できることとし、保安基準適合標章について電磁的方法により交付されるものの様式を新たに定めることとなった。これを受け、当該通達について所要の改正を行うこととする。

### 2. 改正の概要

指定自動車整備事業者が保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関 に提供した場合に保安基準適合標章を依頼者に交付するときは、自動車検査員等の押印を省略でき ることとし、保安基準適合標章について電磁的方法により交付されるものの様式を新たに定める。

### 3. スケジュール

施 行:平成31年3月8日

「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」(平成7年3月27日付け、自技第43号、自整第63号)新旧対照表

<ul> <li>2 適合標章の用紙 (略)</li> <li>適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合 証の交付時のみに使用する専用紙であること。</li> <li>(1) 指定規則<u>第2号様式の2</u>(表面又は裏面)の端部に、マイクロ文字及び製造 者名並びに固有の一連番号が印刷されていること。</li> </ul>	ムへの入力により行う。 ただし、法第16条第1項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第69 条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車 及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。 (1)~(12) (略)	電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領登録情報処理機関に提供する情報 登録情報処理機関に提供する情報 法第94条の5第2項、第3項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報(以下「電子適合証」という。)は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステ	附則 (平成 31年 3月 8日   国自整第 259 号)   1. 本改正規定は、平成 31年 3月 8日から施行する。   別紙 1 (略)   男紙 2	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて 1 本文 (略)	新
2 適合標章の用紙 (略) 適合標章となるべき用紙は、次に掲げる不正防止対策が施された、電子適合 証の交付時のみに使用する専用紙であること。 (1) 指定規則 <u>第2号様式</u> (表面又は裏面)の端部に、マイクロ文字及び製造者 名並びに固有の一連番号が印刷されていること。	ムへの入力により行う。     ただし、法第 16 条第 1 項の申請に基づく抹消登録を受けた自動車並びに法第 69 条第 4 項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の場合は、(7)及び(11)の入力を要しない。     (1) ~ (12) (略)	電磁的方法による保安基準適合証、保安基準適合標章の取扱要領  1 登録情報処理機関に提供する情報  法第94条の5第2項、第3項の規定における、適合証の交付に代えて電磁的方法により登録情報処理機関に提供する情報(以下「電子適合証」という。)は以下の事項とし、電子適合証の作成は登録情報処理機関への情報提供が可能なシステ	(新設) 別紙 1 (略) 別紙 2	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて本文 (略)	(下線部分は改正部分)

(2) 表面に地紋が印刷されていること。	(2) 表面に地紋が印刷されていること。
3 適合標章の記載方法	3 適合標章の記載方法
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 適合標章(裏)には、上記1(1)から(11)と同一の情報をプリンタにより印	(3) 適合標章(裏)には、上記1(1)から(11)と同一の情報をプリンタにより印
字すること。 <u>この場合には、自動車検査員は押印することを要しない。</u>	字すること。
<u>削除</u>	(4) 適合標章(裏)の自動車検査員の証明欄には、法第94条の5第4項の点検
	及び検査を行った全ての自動車検査員が押印すること。
4 適合標章の表示 (略)	4 適合標章の表示 (略)
5 用紙配布等 (略)	5 用紙配布等 (略)
6 交付状況の把握等 (略)	6 交付状況の把握等 (略)
別表 1 ~別表 6 (略)	別表 1 ~別表 6 (略)

### (9)「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について

国自技第256号の3 国自整第305号の3 平成31年3月22日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会(組合)におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員(組合員)に対し周知方お願いします。

平成31年3月 自動車局技術政策課 整 備 課

「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について

### 1. 改正背景及び概要

- (1)職権打刻作業時の自動車と打刻プレート等との同一性確認及び打刻プレート等の管理方法を明確化
- (2) 基準緩和自動車認定要領の改正に伴う幅広貨物輸送用トレーラの検査証 への記載事項について明確化
- (3) 車体の形状がドリー付トレーラとなる自動車の検査証等の記載事項について明確化
- (4) 自動車検査証の電動機の定格出力の記載についてMOTAS仕様への整合化 (小数点第2位まで記載)
- (5) その他所要の改正

### 2. スケジュール

公布:平成31年3月22日 施行:平成31年3月22日

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式2の検査票は、この要領による改正後の様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

# 「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」(昭和36年11月25日自車第880号)の一部を改正する通達 新旧対照表 昭和36年11月25日付け自車第880号 改正 平成31年3月22日付け 国自技第256号、国自整第305号

	以
新	一
自動車檢査業務等実施要領	自動車検査業務等実施要領
目次 (略)	目次(略)
第1章 総則(略)	第1章 総則 (略)
第2章 職権による打刻等(略)	第2章 職権による打刻等 (略)
2-1~2-5 (略)	$2-1$ $\sim 2-5$ (略)
2-6(職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)	2-6(職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印の管理等)
$2-6-1\sim2-6-3$ (略)	$2-6-1\sim 2-6-3$ (略)
2-6-4 職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式は、職権による打刻を行う自動車の 2-5(2)又は(3) (以下、「シリアル番号等」という。)に定める事項と関連付けるものとする。 関連付けた職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を記載した書面(以下、「打刻指示書」という。)を作成すること。 この際、予め自動車検査情報システム内の職権打刻台帳に、職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式及びシリアル番号等を入力した場合にあっては、職権打刻台帳から打刻指示書を出力できるものとする。	(新設)
2-6-5 職権による打刻に係る作業を行う者(以下、「打刻実施作業者」)という。)は、 以下の事項により職権による打刻に係る作業を行うものとする。 (1) 職権による打刻に使用する職権打刻プレート及びセキュリティラベルの枚数又 は刻印は、打刻指示書の記載事項と同一であることを確認して保管場所より持ち 出すものとする。 (2) (1)により使用しない職権打刻プレート、セキュリティラベル及び刻印は、保管 場所から持ち出さないものとする。	(新設)

- (3)とがないよう1台毎に管理するものとする こ使用する職権打刻プレート、 同時に複数の自動車に職権による打刻を行う場合にあっては 、セキュリティラベル及び打刻指示書が混在するこ 職権による打刻
- 打刻作業実施場所への職権による打刻に使用する職権打刻プレート及びセキュ イラベル又は刻印の運搬は、 第三者には行わせないものとする
- 5 シリアル番号等及び職権による打刻に使用する職権打刻プレートの内容又は刻印 及び職権により打刻すべき車台番号又は原動機型式と、 職権による打刻作業を開始する前に、 自動車に表示されている
- 認作業は行わないこととする。 職権による打刻作業開始前に確認作業を行うこととし、 同時に複数の自動車に職権による打刻を行う場合にあっては、それぞれの 、同時に複数の自動車の確
- いことを確認するものとする **指示書及び職権による打刻に必要な工具等は** よう管理のうえ作業することとし、 職権による打刻に使用する職権打刻プレート **恣難、紛失等が発生することのない** 、セキュリティラベル、
- を保管場所へ戻すものとする。 よる打刻を刻印で行った場合にあっては、 打刻作業終了後速やかに刻印

## 2-7 (職権打刻作業依頼)

対し職権打刻作業依頼を行うことができるものとする。 職権による打刻又は塗まつにあたり、必要と認めた場合においては、自動車機構等に

なお、職権打刻作業を依頼した場合にあっては自動車機構等の打刻作業実施者に対 2-6-5(3)から(6)の事項を厳守させるものとし、 職権による打刻で使用した刻

第3章 自動車の検査 (事務関係)

 $3-1 \sim 3-3$ (器

# 3-4 (検査証等の記載事項等)

 $3\!-\!4\!-\!1\!\sim\!3\!-\!4\!-\!11$ (器)

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するも

 $(1) \sim (8)$ (器)

### 2-7 (職権打刻作業依頼)

対し職権打刻作業依頼を行うことができるものとする。 職権による打刻又は塗まつにあたり、必要と認めた場合においては、自動車機構等に

第3章 自動車の検査 (事務関係)

 $3-1 \sim 3-3$ (器)

# 3-4 (検査証等の記載事項等)

 $3\!-\!4\!-\!1\!\sim\!3\!-\!4\!-\!11$ (器)

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するも 02430

 $(1) \sim (8)$ 

(瑟

(11) (9)から移動	<u>備考</u> 最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。	乗車定員     最大積載量       一人     26000 [40000] kg	(10) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。 ① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記載する。 ② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。 (例)	乗車定員     最大積載量     車両重量     車両能重量       二人     40000 kg     9850 kg     49850 kg       優考 長大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。	(9) 保安基準第2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物(以下単に「幅広貨物」という。)を輸送することに関する基準緩和認定(以下「幅広貨物基準緩和認定」)を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を記載するものとし、次の例により記載する。 (例)   (例)  (例)  (例)
	<u>中括弧内は分割不</u> と装着した幅広貨物 が。	<u>車位</u> <u>車両重量</u> <u>サ両重量</u>	本物品基準緩和認定 接着して幅広貨物基 とし、それぞれ次の とし、それぞれ次の 「内には分割不可能 を記載する。」	<u>車両重量</u> 9850 kg  1/は、長大又は超重 び車両総重量をそえ	9品基準緩和認定を 5幅広貨物(以下単 位に近貨物(以下単 位には、分 可総重量欄には、分 列により記載する。 重な
	<u>は量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する</u> 括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載 1両総重量をそれぞれ示す。	車体の形状         2ミトレーラ         車両総重量         35990 [49990] kg	基準緩和認定を受けた被けん引自動車で工幅広貨物基準緩和認定を受けたものに それぞれ次の例により記載する。 括弧外には、スタンションを装着した幅は分割不可能な単体物品輸送時の事項を 載する。	<u>車両総重量</u> 49850 kg  量で分割不可能な単体物品	2条(幅)及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であ 1認定要領に規定する幅広貨物(以下単に「幅広貨物」という。)を 1関する基準緩和認定(以下「幅広貨物基準緩和認定」)を受けたも 最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時 下るものとし、次の例により記載する。 車体の形状
(11) 新設(13)に移動			(10) 新設(12)に移動		(9) 新設(11)に移動

(12) (10)から移動	修動						(新設)
	<b>修動</b>						(新設)
$3-4-13\sim 3-4-14$	14 (略)						$3-4-13\sim 3-4-14$ (略)
3-4-15 附属又	は脱着する	う装置を用	附属又は脱着する装置を用いる自動車は、		各号により	次の各号により記載するものと	2 3-4-15 新設(1)に移動
する。		1					
(1) (略) (2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付バントレーラ及び3-4-10 注2	が「ドリー	立てし	ラ」(ドリ	「本ズン」	、レーラ及び	<b>バ3-4-10 注2</b>	(新設) (新設)
においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。	-付001	トレーラと	と付記した。	ものを含む	。) 」とな	となる自動車の検	
<u> 査証等の記載事項等については、</u> (例)	(事項等につ	ついては、	次の例により記載する。	より記載す	8		
				車体の	車体の形状		
				ドリー付	ドリー付トレーラ		
乗車定員	最大積載量	載量	車両重量	重量	車両総重量	演量量	
	[12700]	00]	[7200]	00]	[19900]	00]	
<u>\_</u>	12700 kg	kg	9300 kg	) kg	22000 kg	0 kg	
東京なり	<u>=</u>	恒み	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
[10±01]	[CE.7]	170					
<u> </u>	<u> </u>	021011	000000	D Or	TOTON &	SVOTOR	
<u>備考</u> 脱着装置,	*第五輪	*第五輪荷重*4,		g以上のも	980kg以上のものとする。		
<u>括弧内はセミ</u> <u>850kg、</u>	アレー後後軸	<u>ラ時を示す</u> <u>重2850</u>	0 9	ト ト イ イ	-ラ時の軸直	ラ時の軸重は後前軸重2	
3-4-16 (略)							3-4-16 (略)
I .	量又は定格	出力欄は	、次の各号	いこより記載	就するもの。	% 97	3-4-
(2) 定格出力は、単位をキロワ 位まで記載するものとする。 に「O」を記載する。	、単位をキ -るものと3 <u>載する。</u>	ロワットとし する。ただし、	とし、 <u>小数</u> ごし、小数,	<u>点第 3 位以</u> 5.第 2 位が	下を切り搭不明なもの	定格出力は、単位をキロワットとし、 <u>小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2</u> 立まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位 こ「0」を記載する。	2 (2) 定格出力は、単位をキロワットとし、 <u>小数点第2位以下を切り捨てるものとする。</u> 2
3-4-18 (略)							3-4-18 (時)

3 - 4 - 19させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。 また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

(器)

3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記載するものとす

(<u>室</u>)

50 kg

<u>ーラ時の軸重は後後軸重 5</u>

850 kg車軸自動昇降装置付き車、 車軸下降時後前軸重2850kg、後後軸重2

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表 にあっては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。 必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないもの 右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については

<b>\</b>			以下 (略)
			一ラを除く。)
			広貨物輸送用セミトレ
			第3号で定めるもの (幅
			るもの及び第4条表中
			括弧書きの告示で定め
ಲ್	(略)	(略)	39. 保安基準第2条第1項
			<u>ーラを除く。)</u>
			広貨物輸送用セミトレ
			第3号で定めるもの (幅
			るもの及び第4条表中
			括弧書きの告示で定め
ယ္	(略)	(略)	38. 保安基準第2条第1項
1			1.~37. (略)
πιψ	記載例	記載されるべき趣旨	記載を要する自動車
1			

3-4-21

(器)

3-4-21

(器)

3 - 4 - 19させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。 また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

=

(新設)

(器)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表 にあっては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。 必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないもの 右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ~37. (略)		
38. 保安基準第2条第1項	(略)	(略)
括弧書きの告示で定め		
るもの及び第4条表中		
第3号で定めるもの		
39. 保安基準第2条第1項	(略)	(略)
括弧書きの告示で定め		
るもの及び第4条表中		
第3号で定めるもの		
以下 (略)		

### $3-4-22 \sim 3-15$ $3-4-21 \mathcal{O} 2$ 第4章~第6章 (例) (翠 a: 牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s²) FS:牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキカ(N) $m\sim S_V$ (翠 が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。 示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力 効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告 度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力をM で除した値と 効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速 おいて制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有 おいて制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有 による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値 (器) (器) (器) ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査に ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査に $3-4-22\sim 3-15$ $3-4-21 \mathcal{O} 2$ 第4章~第6章 (例) (器) FS:牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキカ (N) a:牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s²) $m\sim S_V$ (翠) から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。 た操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表 距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力をM で除 力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定され した値とする。 (翠 (翠) ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作 ただし、有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動 (器)

別表第1~第2号様式

(器

別表第1~第2号様式

(翠

	©	$\Theta$	再入場確認印	日間	卆	ш	年月		等の通知 ド年月日	改造自動車等の通知 文書番号及び年月日
			j  -   1	確				ı		
			操 本 中 素	緑、青、紫、白、 灰、黒						(後)
				磁 、 、 、 、 、 、 、						
			<b>光</b> 滿	車体の塗色						(前)
			Ē	D.W.	GVW	軸重	タイヤ			
				۳\W ۲۲۶		許容荷重			<b>ガ</b> ケキケケ	
			審査結果通知欄	又は定格出力 ※	Č.	CIII		C II	( 0 )	荷台客室寸法
			審査結果通知書	総排気量	G B	B		Cm	(a)	
				CNG、電気、 その他						
				※ ガンリン、軽油、 LPG、メタノール、	cm	cm		cm		車両寸法
		有・無)	( 備考欄記載事項 ※	燃料の種類	かな		₽	O.F	凍	
				kg	kg	kg		kg	>	뿌
								-		※
							•			
							********			前輪
	cm		(e = a / 2 - c)	里 回 彩 里 重	里里	世	最大積載重		· ** 単 だ	何里分布
۰	VIII.		(c)			÷	:	\\ \tag{\frac{1}{2}}	. ); . §	: \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
最大安定傾斜角度	20 3	≤ 	オーズーンング	キャブオーバ、箱型、バン、ステーションワゴン、オートバイ	※ キャブオーバ、 ステーションワ=	自事家	画用途、	乗用、乗合、特種用途、 分児寅田 強霒機械	※ 二 二 本 本 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	林舞是大學、一種。
%	1 11 2	* 1	,	の形状	車体	自家用、事業用の別	曲	用途		自動車の種別
	cm		ボイールベース(計算上)							
前輪荷重割合			ホイールベース (W)	原動機の型式	号	車台番	共	型型	車名	初度登録年月
(様式2)				票2	自動車檢査票2					

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

	©	$\Theta$	再入場確認印	표 전	中學	ш	月	串	平成	(の通知 年月日	改造自動車等の通知 文書番号及び年月日
			田口 二安二	推 ————————————————————————————————————	~				'		ı
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	青黒	L						(後)
			· 同 □	、 商 、 ※ ※	21. *				'	_	-
			· ·	車体の塗色							(前)
			(E)	7	GVW	軸重		タイヤ			
			歯	V\W/ جب تاریخ		容荷重	許			ゲアキチアガ	<i>λ</i>
			審査結果通知欄	又は定格出力 ※		CIL			Č.	( 4 )	荷台客室寸法
			番重結果通知書	総排気量	cm	G			Cm	( a )	
				CNG、電気、 その街							
				※ ガンリン、軽油、 LPG、メタノール、	cm >>	cm	_		cm		車両寸法
		有・無)	( 備考欄記載事項 ※	燃料の種類	O.A.	画	∄		O.F	畑	
				kg	kg		kg		kg	\	뿌
											後輪
											前輪
			(e = a / 2 - c)								
	cm		オフセット	車両総重量	重量	車両重	量	最大積載	Щ	乗車定員	荷重分布
大 。 古	cm		,同上(荷台內側) (c)					<b>火機械</b>	)児専用 、建設	資渡、幼	大型特殊
最大安定傾斜	2 20 3	IIA.		番型、	※ キャブオーバ、箱型、バン、 ステーションワゴン、オートバイ	(火)	*   ==	· 持種用途、	乗用、乗合、特種用途	※ 章 多 : **	*************************************
%	1 11 2	*	\ <u>\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ </u>	の形状	車体の	自家用、事業用の別	自家用、		用途		自動車の種別
	cm		ポイールベース (計篇ト)			-					
前輪荷重割合			オイールベース (W)	原動機の型式		車台番号		型式		車名	初度登録年月
(様式2)				.2	自動車検査票2						

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

 $\widehat{\overline{\Xi}}$ 

附 則 (平成31年3月22日 国自技第256号、国自整第305号)	第4号様式~別添2(略)	新
	第4号様式~別添2(略)	B

### (10)元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

国自安第231号の3 国自環第198号の3 国自技第272号の3 国自情第310号の3 国自審第2101号の3 国自整第313号の3 平成31年4月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局安全 政策 課長

環境政策課長

技術政策課長

自動車情報課長

審査・リコール課長

整備課長

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いに ついて

標記について、別紙により通知したので傘下会員等に対する周知等についてご配慮の程宜しくお願い致します。

 国自安第2
 3
 1
 号

 国自境第2
 7
 9
 8
 号

 国自转第2
 7
 2
 号

 国自精第2
 1
 0
 号

 国自整第2
 1
 0
 号

 国自整第3
 3
 1
 3
 号

 平成3
 1
 4
 月
 1
 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿沖 縄総合事務局運輸部長殿

自動車局安全政策課長 環境政策課長 技術政策課長 自動車情報課長 審査・リコール課長 整備課長

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて

皇室典範特例法(平成29年法律第63号)及び天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令(平成29年政令第302号)により、平成31年4月30日に天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が御即位されることになる。

皇位の継承に伴い、本日、元号法(昭和54年法律第43号)第1項の規定に基づき、 元号を改める政令が公布され、新しい元号が5月1日から用いられることとなった。

従って、5月1日以後、元号は、「令和」を用いることとなったが、これに伴う自動 車検査登録・整備等関係業務の取扱いについては、下記によることとしたので、貴管下 運輸支局等に対する周知方よろしくお願いしたい。

なお、別紙の関係団体に対してもこの旨周知したので申し添える。

記

1.既に交付済みの自動車検査証等の取扱い

(1)4月30日以前に交付された自動車検査証、検査標章、回送運行許可証、臨時

運行許可証その他の書類に記された年月中5月1日以後の日付については、「平成31年」とあるのは「令和元年」と、「平成32年」とあるのは「令和2年」と、「平成33年」とあるのは「令和4年」と、それぞれ読み替えられるものとし、平成35年以後の年についても同様に読み替えられるものとする。

従って、元号の変更を理由とした自動車検査証等の再交付は、行わないものと する。

- 2.5月1日以後に交付又は返付する自動車検査証等の取扱い
  - (1)端末機出力帳票の取扱い

自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される書類について は、全て新元号「令和」で印刷される。

- (2)検査標章等の取扱い
  - イ.自動車登録検査業務電子情報処理システムの端末機で出力される検査標章については、「令和元年」を「1」として右下に、「令和2年」を「2」として左下に、「令和3年」を「3」として左上に、「令和4年」を「4」として右上に表示し、以降順次これを繰り返すものとする。
  - 口.保安基準適合標章については、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。
  - 八.回送運行許可証等、その他交付する書類については、全て新元号「令和」で印刷する。但し、既に「平成」で印刷済みの書類がある場合には、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用するものとし、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。
- (3)出張検査・登録等の際の取扱い

出張検査・登録又はシステムの不具合発生時等の際に既に交付済みの自動車検査 証の有効期間を更新する場合においては、新たに記入する有効期間の欄中「平成」 を二本線で抹消の上、「令和」に訂正し返付するものとする。

なお、この場合においては、訂正印は必要ないものとする。

- 3.申請書の取扱い
  - (1) OCR シートについて
    - イ.元号が入力事項となっている1号、2号、3号様式の2、5号、6号、7号、21号、22号シートについては、5月1日以後は、年月日の欄の冒頭に1を記入すれば、「昭和」が入力され、2を記入すれば、「平成」が入力され、無記入の場合は、「令和」が入力されることとなるので、この点留意されたい。
    - 口.申請年月日等元号が入力事項でないものについては、申請者が「平成」を「令和」に訂正して用いた場合であって、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、申請者が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。
  - (2)その他の申請書類及び添付書類の取扱い

検査登録手数料納付用紙、重量税納付印紙、回送運行許可申請書等の OCR シート以外の申請書類(自動車整備士技能検定申請書、優良自動車整備事業認定申請書、運行管理者資格者証交付申請書等)及び委任状、保安基準適合証、限定保安基準適合証、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、出荷検査証等の添付書類については、申請者又は該当書類の作成者が「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の捺印がない場合であっても、受理して差し支えないものとし、また、当該書類が「平成」を訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

### 4.整備命令書・点検等の勧告書の取扱い

(1)既に交付済のもの

確認期限年月日の日付が5月1日以降のもので、「平成31年」とあるのは「令和元年」と読み替えられるものとする。

(2)5月1日以降に交付するもの

様式等に既に印刷済みの「平成」を二本線で抹消し「令和」に訂正のうえ使用するものとする。なお、この場合においては、訂正印は、必要ないものとする。

また、「整備命令書」・「点検等の勧告書」等は、速やかに新様式のものに変更する ものとする。

(3)整備命令・点検等の勧告を行った旨の自動車検査証への記載

新元号のゴム印等ができるまでの間は、現在使用しているゴム印の「平成」の部分を切り取り使用すること。このとき押印した後、手書き等により、「令和」と記入するものとする。

5 . 点検整備記録簿等の取扱い

点検整備記録簿、分解整備記録簿及び指定整備記録簿等の年月日欄に不動文字で「平成」と印刷されているものについては、「平成」を「令和」に訂正し、訂正印の押印がない場合であっても差し支えないものとし、また、「平成」を訂正せずに用いても差し支えないものとする。

6. 点検整備済ステッカーの取扱い

点検整備済ステッカーについては、(一社)日本自動車整備振興会連合会において、 別紙の通り取り扱うこととしている。

以上

日整連第31-1号 整商連第31-1号 平成31年4月1日

自動車整備振興会 各 自動車整備商工組合 専務理事 殿 道内整備協同組合

> 一般 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車整備商工組合連合会 専務理事 木場 宣行 (公印省略)

元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関連業務の取扱いに 関する国土交通省通達の送付並びに点検整備済ステッカーの取扱いについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、平成31年4月30日に 天皇陛下が御退位され、翌5月1日に皇太子殿下が直ちに御即位されることとなり、御 即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

今般、国土交通省より、元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関連業務の取扱いについて別紙のとおり通達がありましたのでお知らせいたします。

また、点検整備済ステッカーにつきましては、下記により取扱うことについて、関係 当局の了解が得られましたので、ご留意いただくとともに貴会傘下会員に周知方よろし くお願いします。

記

- ○元号が改められることに伴う点検整備済ステッカーの取扱いについて
  - 1.【"平成"表記の点検整備済ステッカー(31年・32年)の取り扱いについて】 改元後(2019年5月1日以降)も、"平成"表記を修正することなく使用 しても差し支えありません。

また、既に自動車の前面ガラスに貼付されている同ステッカー("平成"表記) についても、"平成"表記を修正することなく、貼付期限まで貼付していても差 し支えありません。

2. 【新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布について】

既に日整連第30-453号(平成31年2月19日付)にてお知らせしている通り、整備事業者等への新元号表記の点検整備済ステッカーの頒布については、本年7月1日に開始していただくようお願い致します。(別添内参考参照)

以上

日整連第 30-474 号 平 成 31年 3月 5日

各 自動車整備振興会 専務理事 殿

- <sup>般</sup>社団法人</sub>日本自動車整備振興会連合会 専務理事 木 場 宣 行 (公印省略)

### 改元に伴う点検整備済ステッカーの整備事業者への周知公告について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業に対し、種々ご支援、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、参考【日整連第 30-453 号(平成 31 年 2 月 19 日付)】でご連絡しました改元に伴う 点検整備済ステッカーについて、別紙の記事を日整連ニュース 4 月号に掲載し整備事業者 に周知することをお知らせいたします。

敬具

### 新元号に対応した点検整備済ステッカーを7月から販売

政府は2017年12月8日の閣議で、天皇陛下の退位の日にあたる特例法の施行日を今年4月30日とし、皇太子殿下が翌5月1日に即位されるという日程を正式に決定しました。それに伴い、即位と同じ5月1日に元号を改める改元が行われます。

日整連では、この度の改元に伴い、<u>新元号に対応する点検整備済ステッカーについて元年(表記は1年)用と2年用の2種類を作成</u>(下記イメージ図参照)した上で、<u>本年7月1日より各整備振興会・</u>商工組合の窓口において販売を開始します。

点検整備済ステッカーとは、自動車点検整備推進運動の一環として実施されている「定期点検整備促進運動」で使用されているもので、定期点検整備実施済車に点検整備実施事業場名等を表示した点検整備済ステッカーを発行及び貼付することにより、実施責任を明らかにするものです。また、自動車使用者に対し、次回の点検時期を知らせることによって自動車使用者の保守管理意識の高揚を図るとともに、定期点検整備の実施の励行を促進することを目的としています。

なお、現在販売中の31年及び32年の点検整備済ステッカーについては、7月1日以降も使用することができますが、7月1日より新元号に対応する点検整備済ステッカーが販売開始となることを考慮していただき、在庫には留意しご購入頂きますようお願い申し上げます。

### ○仕様及び表記

	新元号元(1)年ステッカー	新元号2年ステッカー
ステッカーの地色	青色	赤色
表面中央表記	1	2
裏面下部表記	新元号2年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。	新元号3年1月31日を過ぎて貼付していると保安基準違反になります。
イメージ図※	11 12 1 10 2 2 9 1 3 8 4 7 6 5	11 12 1 10 2 2 9 3 4 7 6 5

※2019年3月時点のイメージ図のため、実際の商品では仕様が若干変更となる可能性があります。

※本記事は2019年3月に作成しているため、2019年4月以降、31年及び32年の点検整備済ステッカーについて読替 え規定が適用されることを前提としております。

### (11)非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて

制定 平成 3年 6月28日 地技第168号 改正 平成12年12月27日自技第248号、自環第305号

改正 平成 15年 10月 1日国自技第 148号、国自審第 894号、国自環第 130号

改正 平成17年12月 8日国自環第192号

改正 平成18年 9月29日国自環第139号

改正 平成19年 8月30日国自環第 24号

改正 平成22年 1月 6日国自環第212号

改正 平成23年 3月31日国自環第205号

改正 平成24年10月22日国自環第144号

改正 平成27年 3月25日国自環第226号

改正 平成31年 4月 1日国自環第183号

各運輸局自動車技術安全部長 殿沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局環境政策課長

非認証車に対する排出ガス試験等の取扱いについて

型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車、自動車型式認証実施要領別添2の新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱制度に基づく輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外のもの(非認証車)に対する排出ガス試験等の取扱いについて、下記のとおり定めたので、今後はこれにより取り扱われたい。

なお、これに伴い、「ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験について」(昭和63年4月15日付け地技第97号)、「「ガソリン及び液化石油ガスを燃料とする並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験について」(昭和63年4月15日付け地技第98号)及び「軽油を燃料とする並行輸入等の輸入自動車に対する排出ガス試験について」(昭和62年9月25日付け地技第223号)は廃止する。

記

(ガソリン・LPG軽・中量車)

- 1. ガソリン又は液化石油ガス(以下「LPG」という。)を燃料とする普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下同じ。)を除く。)であって、車両総重量3.5トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの(以下「乗用車」という。)並びに軽自動車(二輪自動車を除く。)に対する排出ガス試験の取扱い
  - (1)「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について」(平成3年6月28日付け地技第156号)(以下「書面通達」という。)記2に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての自動車排出ガス試験結果成績表(以下「成績表」という。)の様式は、細目告示別添42軽・中量車排出ガスの測定方法(道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号。(以下「適用関係告示」という。)により細目告示別添42の測定方法が適用されないこととされている自動車について排出ガス試験を行う場合には、当該測定方法に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法)により測定した場合には、別添様式1とする。
  - (2) 公的試験機関は、同一型式及び同一構造であると申告があった輸入自動車について、当該自動車の輸入者から成績表の発行依頼があった場合には、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの輸入自動車が同一型式及び同一構造であると認められる場合には、10 台に1台の割合で(1)に掲げる測定方法により排出ガス試験を行うこととする。

ただし、次の①及び②に掲げる要件に該当する自動車として(5)に規定するものについては、これらの試験を20台に1台の割合で行っても差し支えない。

- ① 設計・生産時に意図した仕向地における排出ガス対策に必要な措置が原産国の自動車メーカーで行われていること。
- ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、排出ガス試験の成績が安定していること。
- (3) 公的試験機関は、(2)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。
- (4) 公的試験機関は、(1)及び(2)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を成績表に添付するものとする。
- (5) (2) の要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入 整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が本邦に 輸入する自動車であって、設計・生産時に意図した仕向地における排出ガス対策に 必要な措置が原産国の自動車メーカーにおいて行われているものとする。

# (二輪自動車)

2. ガソリンを燃料とする二輪自動車に対する排出ガス試験の取扱い

- (1) 書面通達記 2 に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての成績表の様式は、細目告示別添 44 二輪車排出ガスの測定方法(適用関係告示により細目告示別添 44 の測定方法が適用されないこととされている自動車について排出ガス試験を行う場合には、当該測定方法に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法)により測定した場合には、別添様式 2 とする。
- (2) 公的試験機関は、同一型式及び同一構造であると申告があった輸入自動車について、当該自動車の輸入者から成績表の発行依頼があった場合には、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの輸入自動車が同一型式及び同一構造であると認められる場合には、10 台に1台の割合で(1)に掲げる測定方法により排出ガス試験を行うこととする。
- (3) 公的試験機関は、(2)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。
- (4) 公的試験機関は、(1)及び(2)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を成績表に添付するものとする。

#### (ディーゼル軽・中量車)

- 3. 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量 3.5 トン以下の もの又は乗用車に対する排出ガス試験の取扱い
  - (1) 書面通達記 2 に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての成績表の様式は、細目告示別添 42 軽・中量車排出ガスの測定方法(適用関係告示により細目告示別添 42 の測定方法が適用されないこととされている自動車について排出ガス試験を行う場合には、当該測定方法に代えて適用すべきものとして適用関係告示に定める測定方法)により測定した場合には、別添様式 3 とする。
  - (2) 公的試験機関は、同一型式及び同一構造であると申告があった輸入自動車について、当該自動車の輸入者から成績表の発行依頼があった場合には、申告内容が真正なものであることを確認し、それらの輸入自動車が同一型式及び同一構造であると認められる場合には、10 台に1台の割合で(1)に掲げる測定方法により排出ガス試験を行うこととする。
  - (3) 公的試験機関は、(2)の確認にあたり、必要に応じて現車提示等を求めることができるものとする。
  - (4) 公的試験機関は、(1)及び(2)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を成績表に添付するものとする。

(ガソリン・LPG重量車)

- 4. ガソリン又はLPGを燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量 3.5 トンを超えるもの (乗用車を除く。) に対する排出ガス試験の取扱い
  - (1) 書面通達記 2 に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての成績表の様式は、「「シャシダイナモメータによるガソリン自動車 13 モード排出ガス測定方法」について」(平成 9 年 5 月 13 日国自環第 114 号)により測定した場合には、別添様式 4 とし、「「シャシダイナモメータによる JE05 モード排出ガス測定方法」について」(平成 19 年 3 月 16 日国自環第 280 号)により測定した場合には、別添様式 6 とする。
  - (2) 公的試験機関は、(1)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を成績表に添付するものとする。

## (ディーゼル重量車)

- 5. 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量 3.5 トンを超えるもの (乗用車を除く。) に対する排出ガス試験の取扱い
  - (1) 書面通達記 2 に規定する「公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面」としての成績表の様式は、「「シャシダイナモメータによるディーゼル自動車 13 モード排出ガス測定方法」について」(平成 9年 5月 13 日国自環第 115 号)により測定した場合には、別添様式 5 とし、「「シャシダイナモメータによる JE05 モード排出ガス測定方法」について」(平成 19年 3月 16 日国自環第 280 号)により測定した場合には、別添様式 6 とする。
  - (2) 公的試験機関は、(1)の排出ガス試験を行う自動車について、外観及び排出ガス対策装置等を写真等により記録・保存し、当該写真等(同一型式及び同一構造であると認めた自動車の場合は試験を行った自動車のもの)を成績表に添付するものとする。

### (型式認証車と同一の装置を有する自動車)

6.装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置と同一の構造・性能を有する装置を備えた自動車の取扱い

書面通達記2. (2) ロに規定する「同一であることをその装置の型式について指定を受けた者が証明した書面」の様式は、別添様式7とする。

#### (経過規定)

7. 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成3年運輸省令第3号)第1条の規定の施行に伴う取扱い(1.及び3.の自動車に限る。)

公的試験機関において平成5年4月1日以降に排出ガス試験を受ける自動車については、10・15 モード法が適用されるが、公的試験機関において、平成5年3月31

日以前に排出ガス試験を受けた自動車と同一型式及び同一構造である自動車であって、1.(2)及び3.(2)の取扱いを受けようとするものについては、これらの取扱いにより、10モード法を適用しても差し支えない。

8. 新長期排ガス規制 (平成 17 年排出ガス規制) の施行に伴う取扱い (1. の自動車 に限る。)

公的試験機関において、平成19年9月1日以降製作される自動車に10・15モード法と11モード法によるコンバインモード法を適用する際、当該自動車が公的試験機関において平成19年8月31日以前に排出ガス試験を受けた自動車と同一型式及び同一構造である自動車であって、1.(2)の取扱いを受けようとする場合には、これらの取扱いに係る10・15モード法と11モード法による試験結果から重み付けをして算出した値(NMHCの排出ガス値については、平成15年9月30日付け国自環第133号により取り扱うことができるものとする。)により判断しても差し支えない。

9. 上記に定めた取扱いのほか、非認証車のうち輸入自動車である普通自動車及び小型 自動車については、独立行政法人自動車技術総合機構法(平成 11 年法律第 218 号) 第 13 条に基づく事務規程において、独立行政法人自動車技術総合機構が定めた取扱 いによることができるものとし、非認証車のうち輸入自動車である軽自動車について は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 76 条の 30 に基づく検査事務規程 において、軽自動車検査協会が定めた取扱いとすることができるものとする。

別添様式1 別添(軽・中量車排出ガス試験法成績表)(略)

別添 (JC08H+JC08C モード法成績表) (略)

別添(10·15 モード+JC08C モード法成績表)(略)

別添(10・15モード法成績表)(略)

別添(11 モード法成績表)(略)

別添(10 モード法成績表)(略)

別添様式2 別添(二輪車モード法成績表)

別添 (二輪車モード (コールドモード) 法成績表)

別添(WMTCモード)

別添様式3 別添(軽・中量車排出ガス試験法成績表)(略)

別添(JC08H+JC08C モード法成績表)(略)

別添(10·15 モード+JC08C モード法成績表)(略)

別添 (ディーゼル 10・15 モード法成績表) (略)

別添(ディーゼル 10 モード法成績表)(略)

別添様式4 別添(ガソリン 13 モード法成績表)

別添様式5 別添 (ディーゼル13モード法成績表)

別添様式6 別添 重量車排出ガス試験法成績表 (JE05 モード法成績表)

別添様式7

# 自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日 発行機関名 (公的機関)

自動車車名型式 自動車車台番号(又はシリアル番号) 自動車通関証明書証明番号 試験自動車車台番号(又はシリアル番号)

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

# 自動車排出ガス試験結果成績表(10・15 モード)

試験年月日		天候		<u> </u>	加定担当者					印	
車 両 諸 元											
車名		型式			ンジン型式	· ·		最高		PS/r	<u>om</u>
車台番号		用途			トイクル				<u>容積</u>	cc	
走行籽数			kn		<u>S速機</u>	手	動	自動	前進		段
車両総重量	<b>=</b> .		kg		域速比						=
試験自動車重	重		kg 1		5月燃料						-
<u>等価慣性質量</u> 試 験 装 置			kg	<u> </u>							
<u> </u>	メータ				CVS装	置	L				
排出ガス分析			アイドリン	ング	<u> </u>		•				
21	· ·				非出ガス試験						
1. アイドリン:	が排出オ	ガス試験	=	ギア	位置		N •	D			
大気圧			mmHg	<u>z</u> 7	<b>火温</b>					$\frac{\mathscr{C}}{\mathscr{C}}$	
室温			$^{\circ}$ C		1温					$^{\circ}$ C	
湿度		Ţ	9	<u>6</u>					Т		
エンジン	<sup>U</sup>	5 気 圧		測	定値(N	ND:	IR)		補 正	濃	度
回転数rpm	-m	mg	CO	%	HC ppm		CO <sub>2</sub> %	, D	CO %	НС	ppm
2. 走行排出ガ	ス試験						<u> </u>		-1		
. =		式験開始時期	時		分	糸	冬了時刻		時 分		
大気圧	<u>µ</u> .	—	mmHg	or 7	大 L L	-//-	<u> </u>		73	$^{\circ}$ C	
<u>// ///</u> 室 温		_	°C		<del>八</del> 油 音					$\frac{\mathbb{C}}{\mathbb{C}}$	
湿度		_	%		<u>/ャン</u> ダイナヨ	トイ	一タ負荷		-mmHg (	30 km/	h)
燃料消費量	Q,	<i>けイクル(</i>	kg/0)								
	希	釈排出ガス濃厚	妄	環	境濃度		正	味	濃度	排出	出重量
成分		A			В		A- (I	3×(	1-1/DF)]		
CO (NDIR)		rq	pm		pp	m			ppn	ı	g/km
HC (FID)			mc		ppı				ppme		g/km
NOx (CLD)			pm		pp				ppn		g/km
CO <sub>2</sub> (NDIR)			%		- 11	%			%		g/km
0 02 (-1	NOx	湿度補正係数				, -					8
	11011		(1111)						ATDC		
◎備考 正規	無負荷	前回転速度(	)		rpm·点/	人民	<b>宇期</b>		BTDC/1	'nm	
		三元触媒(	酸化触如	某 (	EGR	• 1	エアホ゜ンフ゜	(	リート゛ハ゛ルフ゛(	Ť	センサ
	固数)	)	)	,	( )		)		)		( )
		,					<i>'</i>		,		` ′
防止装置								_			
(20.) 集山11.土d	<b></b>	t talls as a									

- (注) 製作者名は、次の方法により記入すること。
  - ① 原産国の自動車メーカーで行われている場合は、「メーカー純正」とする。
  - ② ①以外の場合は、当該装置の製作者の名称(略称でもよい)とする。

## 自動車排出ガス試験結果成績表(10モード)

試験年月日	∃		天候		浿	定担	1当者					印	
車 両 諸	元												
車名			型式				ン型式		最高			PS/rpr	<u>n</u>
車台番号			用途			トイク		気筒		容積		cc	
走行籽数	_			km		速機	• •	動	自動	J	前進		段
車両総重量				kg		速比							_
試験自動車				kg		三用燃							_
等価慣性質				kg									
試験装	置	₽				0	<b>.</b>	ı					
シャシダイ		<u>ー</u> タ		マノいい			VS装置	[					
排出ガスタ	了小门			アイドリン									
1 マノい	<b>ニ</b> ンノガキ	<del>1</del> ⊦Ш 4	₹ ¬ ₹ <b>}</b> ₩	_			ブス試験	N.T.	. D				
1. アイド! 十年に	ノンク1	非山人	/ 人 武 映	_		<u>位置</u> に泪		N	• D	-		°C	
<u>大気圧</u> 室温				mmHg		<u> </u>						<u> </u>	
<u> </u>				<u>°</u>		温							
		нТ	<i>I F F</i>	7	<u>o</u> 測	,—,	/ <del></del>	) TD)		4.1	· <del>- ·</del>	\alla	rdr-
	(ジン 吸気圧					定	値(NI			補		1	度
回転数rpm		-m	mg	CO	%	HC	ppm	$CO_2$	%	CO	%	HC	ppm
2. 走行排出	Hガス記	<b>式験</b>											
			(験開始時期	時		分		終了時	加	時	分		
大気圧		<u>п</u> -	— //◎公○い1シロュカン≥31	mmHg	r 7	<u> </u>		<u>小く 1 m/1 2</u>	<b>√1</b>	H./J	<u> </u>	$^{\circ}$ C	
室温				°C			<u></u> 音					$\frac{\mathbb{C}}{\mathbb{C}}$	
湿度				%			ローグ ダイナモメ	一タ負荷	:	_	-mmH	<u> </u>	km/h)
燃料消費量			Uサイクル (		/Q)	1 • /	, ( ) <u>-</u> ,	> > > 11.3				<u> </u>	1111/ 11/
<u> </u>		希	釈排出ガス濃厚			境濃	 ] ] ]		正味		<del></del>	排出	重量
成分			A			В		A —	ſB× (	(1-1/D)	F)]		
	<b>)</b>					ъ			(D/\	(1 1/1)			/1
CO (NDII	(1)		p	pm			ppn	n			ppm		g/km
HC (FID)			pp	omc			ppm	С			ppmc		g/km
NOx (CLI	<u>)</u>		p	pm			ppn	n			ppm		g/km
CO <sub>2</sub> (NDI	R)			%			9	6			%		g/km
	1	NOx ?	显度補正係数	(KH)									
										AT	DC		
◎備考 ፲	E規 st	無負荷		)		rpı	m・点火	時期			ΓDC/r <sub>l</sub>	om	
一酸化炭	種	類	三元触媒(	酸化触媒	ŧ (		EGR	エアホ。ンフ	· ( )	リート・ハ・ル			アンサ
素等発散	(個	数)	)	)			( )			)		(	( )
防止装置													
	1							1				l	

- (注) 製作者名は、次の方法により記入すること。
  - ① 原産国の自動車メーカーで行われている場合は、「メーカー純正」とする。
  - ② ①以外の場合は、当該装置の製作者の名称(略称でもよい)とする。

# 自動車排出ガス試験結果成績表(11モード)

試験期日	天候		測定担当者				E	[]	
車 両 諸 元	<u>.</u>								
車 名	型式		エンジン型	式	最高	出力	PS/rpn	<u>n</u>	
車台番号	用途		サイクル	复	筒	容量	C	<u>c</u>	
走行籽数		km	変速機	手動	自動	前進	Ę	几 又	
車両総重量		kg	減速比						
試験自動車重	量	kg	使用燃料						
等価慣性質量		kg							
試 験 装置	<u>t</u>								
シャシダイナ	モメータ		CVS 装置						
排出ガス分析	計								
試験条件	:								
	試 験 開	始	時		試	験 終	了 時		
時 刻			時	分			時		分
水温				$^{\circ}\!\mathbb{C}$					$^{\circ}\! \mathbb{C}$
油温				$^{\circ}\!\mathbb{C}$					$^{\circ}\!\mathrm{C}$
大気圧			mn	ıНg				mr	nНg
室温				$^{\circ}\!\mathbb{C}$					$^{\circ}\! \mathbb{C}$
湿 度				%					%
シャシダイナモ	・メータ負荷		-mmHg	l		km/	<u> </u>		
試 験 結 集	<u>l</u>								
	・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		希釈空気濃	 度	正味		排	出	量
成分	A		В			(1—1/DF)]			
CO (NDIR)	ppr	n		ppm		ppm	1	g/T	EST
HC (FID)	ppm	ıc		ppmc		ppmo	;	g/T	EST
NOx (CLD)	ppr	n		ppm		ppm	1	g/T	EST
CO <sub>2</sub> (NDIR)		6		%		%	)	g/T	EST
	NOx 湿度補正係数(K	H)							
◎備 考									

rpm

rpm

触媒

有・無

%

無負荷回転速度

点火進角度

BTDC

# 軽・中量車排出ガス試験成績(10・15+11 モード排出ガス等)

# 試験機関

# ◎試験自動車

車 名			型式						
原動機型式			最高出力		/	1	kW/n	nin <sup>-1</sup>	
車台番号	用途		サイクル	気筒		総排気量		I	<u>.</u>
走行籽数		km	変速機		前進			段	
車両重量		kg	減速比						
車両総重量		kg	使用燃料	比重	_	(温度	_	$^{\circ}$ C)	
試験自動車重量		kg	駆動車輪タイ	ヤ空気圧	(標準)			kPa	
等価慣性重量		kg	駆動車輪タイ	ヤ空気圧	(実測)			kPa	

# ◎試験成績

○アイドリング測定

ギア位置	原動機回転速度	吸気マニホールド内圧力(	濃	度
	$(\min^{-1})$	-kPa)	CO	HC
N			%	ppm
D			%	ppm

# ○重み付け排出量

	10・15モード	11モード	重み付け
CO	g/km	g/km	g/km
MNHC	g/km	g/km	g/km
NOx	g/km	g/km	g/km
PM	g/km	g/km	g/km

# ◎備 考

正規無負荷	苛回転速度	(N)	$\min^{-1}$	正規点火(噴	質射)時期	TDC	
一酸化炭	種類	三元触媒	酸化触媒	O <sub>2</sub> センサー	EGR	エアホ。ンフ。	
素等発散							
防止装置	(個数)	()	()	()	()	()	()
	製作者名						

試験年月日	天候			試験機関							
試験自動車											
車名	型式			原動機型	弌	最高	出力	/		kW/mii	<u>n<sup>-1</sup></u>
車台番号	用	途		サイクル	/	気筒		総排気	量	L	
走行キロ数			km	変速機			前沿	隹		段	
車両重量			kg	減速比							_
車両総重量			kg	使用燃料			密度		(温度	− °C)	_
試験自動車重量			kg	駆動車輪			(標準	1		kPa:	等価慣
重量		kg 駆動	功車輔	タイヤ空	気圧(	<u>実測)</u>			kPa		
試験用機器											
<u>シャシダイナモメ</u> ・											_
送風機(車速比例											
)排出ガス及び粒子											
排出ガス分析計:											
排出ガス分析計:	モード測定月						T	HC (I		γ係数	
and a street		NN	<u> 1C –</u>	FIDメゟ	アン効率	1	//	エタン		2 /	_
CVS装置				delet la market			(採取	'量	m	³/min)	
希釈トンネル	•			精密天秤							_
フィルタソーク記録		BB /		_				_	m. f.		
試験前ソーク時間	時			<u> </u>	時	<u>分~</u>		<u> </u>	時	<u>分)</u>	
試験後ソーク時間	時		00	日	時	<u>分~</u>		日	時	<u>分)</u>	
秤量室内温度:最大	:値 °C	~最小値	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	秤量室内	7湿度:	最大値		% ~揖	是小値_	%	
試験結果											
アイドリング測定		w77 &	, .	221.001	NH-I			- \	مــاب طائد	14-24-	_
	回転速度	吸気マニ					1D I			補正値	
	n <sup>¬1</sup> )	(-	−kPa	a)	CC		С	$CO_2$	СО	НС	
N							pm	%	%	ppr	n
D						% I	pm	%	%	ppn	n
)排出ガス測定											
	<u> 诗 分 冷劫</u>		$^{\circ}\!\mathbb{C}$	<u>~</u> °C						_	
試験室内乾球温度			了後	$^{\circ}$	潤滑和			$\mathbb{C}$	$\sim$	$^{\circ}$ C	
試験室内湿球温度	:開始前	°C ~終	了後	<u> </u>	<u>希釈</u>						
試験室内相対湿度						ガス量		.X)		<u>L/km</u>	
試験室内大気圧					度補正		(H)		. – /	"	
燃費消費率			k	<u>xm/L</u> 排	気管開	口部静压	:差		kPa (	70 km/h)	_
排出ガス成分	希釈排出	ガス濃度	肴	h釈空気濃	度	正	味	濃 度	排	出 重	量
	A			В		A-I	3 (1-1	/DF)			
CO (NDIR)		ppm			ppm			ppı	n		g/km
THC (HFID)		ppmC			ppmC			ppm	$\mathbf{C}$	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	g/km
CH4 (NMC-FID)		ppmC			ppmC			_			
CH <sub>4</sub> (FID)		ppmC			ppmC			ppm	С		
NMHC		r r			11 ~			ppm			g/km
NOx (CLD)		ppm			ppm			ppı			g/km
$CO_2 \text{ (ND I R)}$		%			%				%		g/km
· U ( 11 D 1 IV)		/0			/0				, ,		8, mm

<u></u>	<u> 止用ノイ/</u>	レダの質量変1	<u>L</u>		<u>μ g</u>			
		希釈排出ガ	ス				正味濃度	
	集質量 PMp	サンプル流量 V p		濃度 A=PMp/Vp	捕集質量 PMb	サンプル流量 V b	濃度 B=PMb/Vb	A-B(1-1/DF )
	$\mu \mathbf{g}$		L	$\mu$ g/L	$\mu \mathbf{g}$	L	$\mu$ g/L	$\mu$ g/L
_ <del></del>	_l.,						排出量	g/km

◎備 考正規無負荷回転速度 (N) min<sup>-1</sup> 正規点火(噴射)時期 TDC

3 NEA			1				
<u>試験年月日</u> ⊙試験自動車	天候		J				
♥試験日勤単 車 名	型式	原動機型	<u></u>  -	最高出力	/	kW/min <sup>-1</sup>	1
車台番号		<u>原動成至</u> サイクル		<u>取同山刀</u> 気筒	総排気量		-
走行キロ数	/11.00	km 変速機				<u>.                                    </u>	
車両重量		kg 減速比		11	-1XE	1/	
車両総重量			<u></u>	密川	<b></b>	温度 − ℃)	
試験自動車重量			-	空気圧(標		k Pa 等	価慣
重量	kg 駆動	<u></u> 助車輪タイヤ空				k Pa	
 ○試験用機器							
シャシダイナモメ	ータ						
送風機(車速比例	型)						
○排出ガス及び粒子	状物質測定機器						
排出ガス分析計:						I D) γ 係数	
	<u>NN</u>	MCーF I Dメタ	タン効率		エタン効		
CVS装置			_	(採	取量	m³/min)	
希釈トンネル		<u>精密天秤</u>	7				
③ソーク記録		00	00				
	退出前6時間の温度)	°C ~	$^{\circ}$ C				
ソーク時間 時間 時間 ※ *****************************			分)				
冷却水温度(放置後 ③フィルタソーク記録	.,	放置後) ℃					
シフィルタフーク記録 試験前ソーク時間	·····································	目	時	$\triangle_{\alpha}$	日	時 分)	
		 日	<u>- 时</u>	<del>分</del> ~	<u> </u>	時   分)     時   分)	
試験後ソーク時間				7.1	H	H.11 /21/	
試験後ソーク時間				最大値	% ~昰/	小(値 %	
秤量室内温度:最大		<u>℃</u> 秤量室		最大値	% ~最/	小値 %	
秤量室内温度:最为 ○試験結果				最大値	% ~最/	小値 %	
秤量室内温度:最大 ②試験結果 ○排出ガス測定	て値 ℃ ~最小値	℃ 秤量室	为湿度:		% ~最/	小値 %	
秤量室内温度:最大 ◎試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻	r.値 °C ~最小値 時	<u>℃</u> 秤量室© 分 希	<u>为湿度:</u> 积率(]	DF)	, , , ,		
	<ul><li>下値</li></ul>	℃ 秤量室	为湿度: r釈率(] 希釈排		(Vmix)	L/km	°C
秤量室内温度:最大 ②試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度	<ul><li>下値</li></ul>	<ul> <li>         C</li></ul>	↑湿度: ・釈率(〕 <u>希釈排</u> 冷却水	DF) 出ガス量	(Vmix) ∰°C	L/km	<u>°C</u>
秤量室内温度:最大 ○試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内湿球温度	<ul><li>下値</li></ul>	C     秤量室       分     希       子後     ℃       子後     ℃       %     准	↑湿度: ・釈率(〕 <u>希釈排</u> 冷却水	DF) 出ガス量 温度 : 開始 賃 : 開始前	(Vmix) 前 ℃ ~終		<u>°C</u>
秤量室内温度:最大 ●試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内湿球温度 試験室内相対湿度 試験室内大気圧	下値	℃     秤量室       分     希       子7後     ℃       子7後     ℃       kPa     湿       排	大湿度: 一般率() 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的	DF) 出ガス量 温度 : 開始 賃 : 開始前	(Vmix) 前 ℃ ~終 )		<u>°C</u>
秤量室内温度:最大 ②試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内湿球温度 試験室内相対湿度	<ul><li>下値</li></ul>	C     秤量室       分     希       子7後     ℃       %     費       kPa     湿	大湿度: 一般率() 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的	DF)  出ガス量  温度 : 開始  話: 開始前  系数(KH	(Vmix) 前 ℃ ~終 )		<u>C</u>
秤量室内温度:最大 ●試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内湿球温度 試験室内相対湿度 試験室内大気圧	下値	℃     秤量室       分     希       子7後     ℃       子7後     ℃       kPa     湿       排	大湿度: 一般率() 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的 一种型的	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix) 前 ℃~終 ) k	L/km ~終了後 ~ 『了後 <u>°</u> C 『Pa (70 km/h)	
秤量室内温度:最大 ●試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内鬼球温度 試験室内相対湿度 試験室内大気圧 排出ガス成分	<ul><li>で値 ℃ ~最小値</li><li>時</li><li>: 開始前 ℃ ~終</li><li>: 開始前 ℃ ~終</li><li>希釈排出ガス濃度 A</li></ul>	<ul> <li>C 秤量室</li> <li>分 希</li> <li>子後</li> <li>C 子後</li> <li>% 準</li> <li>k Pa</li> <li>排</li> <li>希釈空気濃</li> </ul>	大湿度: 积率() 希釈排 冷却水 滑油温度 境質補正( 気管開口 養度	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 ご了後 ℃ Pa (70 km/h) 排 出 重	量
秤量室内温度:最大 ②試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内湿球温度 試験室内相対湿度 試験室内大気圧 排出ガス成分	で値 ℃ ~最小値 時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終 希釈排出ガス濃度 A ppm	℃     秤量室       分     希       子7後     ℃       57後     ℃       ½     ½       k Pa     ½       排       希釈空気濃       B	大湿度: 积率() 希积排 冷却水 滑油温度 有管期。 衰管期。 大夏管期。	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 空 で で Pa (70 km/h) 排出重	量 g/km
秤量室内温度:最大   評量室内温度:最大   評量室内温度:最大   計出ガス測定   運転開始時刻   試験室内乾球温度   試験室内湿球温度   試験室内相対湿度   試験室内オカ湿度   試験室内大気圧   排出ガス成分   CO(NDIR)   THC(HFID)	で値 ℃ ~最小値 時 : 開始前 ℃ ~終 : 開始前 ℃ ~終 希釈排出ガス濃度 A ppm ppmC	C     秤量室F       分     看       子後     ℃       57後     ℃       ½     ½       k Pa     ½       排     看釈空気濃       B	大湿度: 不来想 冷却冰 滑油温度 度補正位 気管開 度 東pm ppmC	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 空 で で Pa (70 km/h) 排出重	量
秤量室内温度:最大 ●試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内視球温度 試験室内相対湿度 試験室内大気圧 排出ガス成分 CO(NDIR) THC(HFID) CH <sub>4</sub> (NMC-FID)	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC	○	大湿度: 积率() 希釈排 冷却水 滑油温度 支管開 支管開 東 ppmC ppmC	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 空 で で Pa (70 km/h) 排出重	量 g/km
平量室内温度:最大 ●試験結果 ○計出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内起球温度 試験室内相対湿度 試験室内十気圧 排出ガス成分 CO(NDIR) THC(HFID) CH4(NMC-FID) CH4(FID)	で値 ℃ ~最小値 時 : 開始前 ℃ ~終 : 開始前 ℃ ~終 希釈排出ガス濃度 A ppm ppmC	○	大湿度: 不来想 冷却冰 滑油温度 度補正位 気管開 度 東pm ppmC	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 字了後 ℃ Pa (70 km/h) 排 出 重	量 g/km g/km
秤量室内温度:最大   評量室内温度:最大   評量室内温度:最大   評量を開始時刻   計験室内乾球温度   試験室内起球温度   試験室内相対湿度   試験室内大気圧	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC	○	大湿度: 积率() 希釈排 冷却水 滑油温度 支管開 支管開 東 ppmC ppmC	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 字了後 ℃ Pa (70 km/h) 排 出 重	量 g/km
秤量室内温度:最大 ②試験結果 ○排出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内起球温度 試験室内相対湿度 試験室内相対湿度 対験室内大気圧  排出ガス成分  CO(NDIR)  THC(HFID)  CH4(NMC-FID)  CH4(FID)	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC	○	大湿度: 积率() 希釈排 冷却水 滑油温度 支管開 支管開 東 ppmC ppmC	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 子了後 °C Pa (70 km/h) 排 出 重 :	量 g/km g/km
秤量室内温度:最大   評量室内温度:最大   評量室内温度:最大   評量を開始時刻   計験室内乾球温度   試験室内起球温度   試験室内相対湿度   試験室内大気圧	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC ppmC	○	大湿度: ・釈率() ・希釈排 冷は水 滑油温度 ・気管開い ・気管開い ・大変で ppmC ppmC ppmC	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 ○ 下ろ (70 km/h) 排出重 g g	量 g/km g/km
秤量室内温度:最大   ○試験結果   ○計場結果   ○排出ガス測定   運転開始時刻	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC ppmC ppmC	○	大湿度: 和来域 希釈排 冷却水 滑油温度 実で管開 東pm ppmC ppmC ppmC ppmC	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 ○ 下ろ (70 km/h) 排出重 g g	量 g/km g/km g/km
一	で値 °C ~最小値  時 : 開始前 °C ~終 : 開始前 °C ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC ppmC ppmC ppm %	C     秤量室F       分     希       子後     ℃       Y     ½       kPa     ½       排     A       A     B	大湿度: 和来が 和来が 治さい 清神温度 ででででででででででいる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 で。	DF) 出ガス量 温度: 開始 き: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味	(Vmix)	L/km ~終了後 ○ 下ろ (70 km/h) 排出重 g g	量 g/km g/km g/km
一种量室内温度:最大の試験結果の計出ガス測定 運転開始時刻 試験室内乾球温度 試験室内起球温度 試験室内相対湿度 試験室内相対湿度 対験室内大気圧 排出ガス成分 CO(NDIR) THC(HFID) CH₄(NMC-FID) CH₄(FID) NMHC NOx(CLD) CO2(NDIR)	で値 ℃ ~最小値  時 : 開始前 ℃ ~終 : 開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC ppmC ppmC  ppm %	C     秤量室F       分     希       子後     ℃       Y     ½       kPa     ½       排     A       A     B	大湿度: 和来が 和来が 治さい 清神温度 ででででででででででいる。 ででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 で。	DF) E出ガス量 温度: 開始 E: 開始 系数 (KH 不動圧差 正 味 A-B(1	(Vmix)	L/km ※了後 ※了後 ※了後 ※ Pa (70 km/h) 排 出 重 g g g	量 g/km g/km g/km
一	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC ppmC ppmC が な流速 質量変化	<ul> <li>○</li></ul>	大湿度: 和深率() 希釈排 冷却冰 滑油温度 衰管開 ppmC ppmC ppmC ppmC	DF) 出ガス量 温度: 開始 差: 開始 系数(KH 二部静圧差 正 味 A-B(1	(Vmix)	L/km ~終了後 『了後 ℃ 『Pa (70 km/h) 排 出 重 』 g g g	量 g/km g/km
一	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC ppmC ppmC  対ス流速 質量変化	<ul> <li>C 秤量室F</li> <li>分 希</li> <li>子後 ℃</li> <li>水 準</li> <li>水 担</li> <li>水 内a</li> <li>排</li> <li>希釈空気濃</li> <li>B</li> </ul>	大湿度: 和深率() 希釈排 冷却水 滑油温度 実気管開い 実気管開い 東pm C ppmC ppmC ppmC ppmC	DF) E出ガス量 温度: 開始 E: 開始 系数 (KH 不動圧差 正 味 A-B(1	(Vmix)	L/km ※了後 ※了後 Pa (70 km/h) 排 出 重 g g g kPa	量 g/km g/km
一	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC ppmC ppmC  ppm %  ガス流速 質量変化 :排出ガス プル流量 濃度	<ul> <li>C 秤量室F</li> <li>分 希</li> <li>子後 ℃</li> <li>水 型</li> <li>水 Pa</li> <li>排</li> <li>希釈空気</li> <li>B</li> </ul>	大湿度: 和深率() 希釈排 冷却水 滑油温度 実気管開い 実気管開い 東pm C ppmC ppmC ppmC ppmC	DF) E出ガス量 温度:開始 E:開始 系数(KH 系数(KH 不下味 A-B(1	(Vmix)	L/km ※了後 °C  Pa (70 km/h)  排 出 重 :  g g g kPa  L/km	量 g/km g/km
一	で値 ℃ ~最小値  時 :開始前 ℃ ~終 :開始前 ℃ ~終  希釈排出ガス濃度 A  ppm ppmC ppmC ppmC ppmC  対ス流速 質量変化	<ul> <li>C 秤量室F</li> <li>分 希</li> <li>子後 ℃</li> <li>水 型</li> <li>水 Pa</li> <li>排</li> <li>番釈空気</li> <li>B</li> </ul>	大湿度: 和深率() 希釈排 冷却水 滑油温度 実気管開い 実気管開い 東pm C ppmC ppmC ppmC ppmC	DF) E出ガス量 温度: 開始 E: 開始 系数 (KH 不動圧差 正 味 A-B(1	(Vmix) ① ℃ ~終 ) k 濃 度 -1/DF) ppmC ppmC ppmC ppmC ppmC	L/km	量 g/km g/km

12

# 自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日 発行機関名 (公的機関)

自動車車名型式 自動車車台番号(又はシリアル番号) 自動車通関証明書証明番号 試験自動車車台番号(又はシリアル番号)

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

# ガソリン二輪車モード排出ガス試験結果成績表

試験実施年月	目:	年	F	]	<u>目</u>		試験	機関				
◎車 両 諸	元											
試験車両の種	別:											
車名・型式(	類別)	:			動機型式			最高出	力:	kW/min	1 <sup>—1</sup>	
車台番号:					イクル:		試筒数:				<u>L</u>	
( )   ( <del>- )   -                                 </del>					: 自動式	半日	自動車式	足動式	前進	段		
総走行距離:			<u>km</u>	減速比								
<u>車両重量:</u>			kg	使用燃		*/TV/==	r /≅±-	- (法)		1. T		
<u>試験車両重量</u> 等価償性重量		·/店\	kg Ira	<u> </u>	輪のタイキ 〃	'全凤	<u>生(商)</u> (実測			<u>k F</u>		
<u>寺   頂  注里里</u> ◎試験用装置	(放化	<u> </u>	kg	-			(天伊			kΡ	<u>a</u>	
<u>◎ 吟味用表画</u> シャシダイナ	エメー	タ(DC/DV	7) .									
送風機:	L /·	/ (DC/D1	. / •									
排出ガス分析	計:ア	イドリン	グ測点	対用:		二車	血車モー	- ド測定用:				
CVS装置:				=- · · •		,		(採取		m³/m:	in)	
○二輪車保管記	録											_
保管時間:		F	時間	(入室	日日	時	分 ~	退室	時	<u>分)</u>		
保管室内温度			入室時			$^{\circ}\!\mathbb{C}$	~ 追	室時		$^{\circ}\!\mathbb{C}$		
二輪車モード	測定値	〔(退室後)	温室	图:冷却	水温度		$^{\circ}$ C	潤滑油温度	F Z	$^{\circ}\!$		
◎試験成績	2.5384.4											
○二輪車モー		-	<del>-:</del> /•/•	<del></del>	n-l-	^\	≫ 45⊓⇒⊨	(DD)				
運転開始時刻		· /• ··		·了時刻: ℃- %マ			<u>希釈率</u>		7. :)		т /1	
試験室内乾球温		學公用好 <u>間</u> 學公開好前		<u>℃~終了</u> ℃~終了		$\frac{\mathbb{C}}{\mathbb{C}}$		<u>出ガス量(V</u> 証係数(K1			L/l	<u> </u>
		华公开外口印		U 7/18.	」 1久	<del></del> %		走行距離				km
	<u>w支.</u> 证: ,					k Pa		開口部静圧	差・	kPa (5		_
シャンタイチで	<del>***</del>	設定負荷:				111 4	DIME	1011-10111/ <del></del> /	<u>.                                    </u>	ni a (c	, o III	
		ತ ನ⊟ಟಿ	78 V	etta e-l	× 15⊓ ⊢	- <del> </del>		<b>→</b> #1.	Villa III	LII		. =
		希釈排出	ガス//	農度	希釈的	兰気濃	<b>漫</b>	正味	濃度	排	Н	出 量
排出ガス成分		A	A			В		A- (B×	(1—1/DF)			
CO (NDIR)				ppm			ppm		pp	m		g/km
HC (FID)				ppmC		]	ppmC		ppm	nC		g/km
NOx (CLD)				ppm			ppm		pp	m		g/km
CO <sub>2</sub> (NDIR)				%			%			%		g/km
○アイドリン	/グ測簿	主										
スパークフ	プラグ原	座温度		<u>°C</u> <u>i</u>	冷却水		(	<u>℃</u> 潤滑油	温度		$^{\circ}\!$	
原動機回転	速度	吸気マニ	ホー	ルド	測	定濃	度値(N	DIR)	測定濃厚	度補正値		変速ギ
		内圧力			CO		НС	$CO_2$	CO	НС		ア位置
	min <sup>-1</sup>			-kP	a	%	ppn	n %	%	pp	m	
 ◎排出ガス対策	装置					ı		_ll				
排出ガス	種	類										
対策装置	個	数										
L ◎備 考												
···· •												

# ガソリン二輪車モード(コールドモード)排出ガス試験結果成績表

試験実施年月日:	年	月	日	試験	機関			
 ◎車 両 諸 元	·							
試験車両の種別:								
車名・型式(類別	j) :	<u></u>	原動機型式:		最高出力:		kW(PS)/min <sup>-1</sup>	(rpm)
車台番号:			イクル:	気筒		総排気量		<u>L</u>
ムハ ユン・ロビキル		変速機		半自動	車式 足	動式	前進	段
総走行距離:		<u> 減速</u>						_
車両重量:			燃料:	カ <b>戸</b> / 計	(一)古(		1_	 .D
<u>試験車両重量:</u> 等価償性重量(設		<u>(g</u> <u></u>	車輪のタイヤ: "		:刀())(E) :			<u>:Ра</u> кРа
○試験用装置		78	"	J J			r	<u>кга</u>
<u>◎ ドペパカ表画</u> シャシダイナモメ	ータ (DC/DY) ・							
送風機(車速比例		) :						
排出ガス分析計:		 定用:		二輪車	モード測定	用:		-
CVS装置: (C	FV)					(採取量:	m³	/min)
◎試験車両ソーク記								
<u>ソーク時間:</u>		間(入室				日 時	<u>分)</u>	
ソーク室内温度:		室時		<u>C)~ 退</u>		**	(°C)	
<u> 冷却水温度:(ソ</u>	ーク後)		K (°C)	潤滑油温	<u> </u>	<u>]</u>	K (°C)	
<u>◎試験成績</u>	i <del>d</del>							
<ul><li>○二輪車モード測 運転開始時刻:</li></ul>		冬了時刻:	時 分	・希釈率	(DE) ·			
試験室内乾球温度:	. ,, , , , ,				い). え量(Vmix)	) •	L/l	zm
// 湿球温度:			<u></u>	显度補正係		,	L/ r	XIII
## 相対湿度:		/		モード走行			kı	m
シャッダイ本気圧:					部静圧差:		k Pa (50 km,	_
<del>&gt;+&gt;+1+++++++++++++++++++++++++++++++++</del>	夕散走負荷:							
	希釈排出ガス	濃度	希釈空気	濃度	正味	濃度	排 出	量
排出ガス成分	A		В		A- (B× (	1-1/DF)]		
CO (NDIR)		ppm		ppm		ppm	ı	g/km
HC (FID)		ppmC		ppmC		ppmC		g/km
NOx (CLD)		ppm		ppm		ppm	ı	g/km
CO <sub>2</sub> (NDIR)		%		%		%	)	g/km
○アイドリング測	  定			<u></u>				
スパークプラグ		K (°C)	<u>冷却水</u>		<u>K (℃)</u> <u>潤</u>	滑油温度		K (℃)
原動機回転速度	吸気マニホー	測	定濃度値(N]	DIR)	測定濃度	度補正値	変速ギア位	立置
	ルド内圧力	CO	HC	$CO_2$	CO	HC		
mir	n <sup>−1</sup> —kPa	ı	% ppm	%	%	ppm		
◎排出ガス対策装	置							
	種類							
排出ガス対策装置	種類 個数							
排出ガス対策装置	個数							
	個数							
	個数							
	個数							

#### 自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日 発行機関名 (公的機関)

自動車車名型式 自動車車台番号(又はシリアル番号) 自動車通関証明書証明番号 試験自動車車台番号(又はシリアル番号)

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

## 別添 [様式省略]

自動車排出ガス試験結果成績表(ディーゼル 10・15 モード) 自動車排出ガス試験結果成績表(ディーゼル 10 モード) 軽・中量車排出ガス試験成績表(10・15+11 モード排出ガス等) ディーゼル自動車 4 モード排気黒煙試験成績表

# 自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日 発行機関名 (公的機関)

自動車車名型式 自動車車台番号(又はシリアル番号) 自動車通関証明書証明番号

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

ガソリン自動車アイドリング及びシャシダイナモメータによる13モード排出ガス試験結果成績表

試験年月日	年	月		日 [	試験期	間					
◎試験自動車											
車名・型式(類別	IJ) :				原動	動機型式:		最高出	3力: ]	kWl∕mi	<u>n<sup>-1</sup></u>
車 台 番 号:		用途			サイ	クル数:	気管	新数:	総排気	量:	L
走行料数:		7147		kn		気冷却器の			過給気の有無		<u> </u>
車両重量:									無:: ) 育		段
車両総重量:					_	 束機の減速			, , ,		
駆動車輪のタイプ	ア空気圧	三(緒元	値):	k	Pa 佢	吏用燃料:	密	ぎ度	g/cm³	(温度	
]] ]]		(実測	値):	k	Pa						
◎試 験 用 機 器											
シャシダイナモス	メータ	(DC/I	)Y・送	風機)	:					型	<u> </u>
排出ガス分	析 計	:								7	<u>型</u>
CVS 装置(CFV	) :					型(抄	采取量:		m	³/mir	<u>n)</u>
◎最大軸トルク測定	它成績	(エンジ	ン回転	数は、記	験エ	ノジンの最	高出力時0	)回転数	なに対する割合	合を表す	。)
運転開始時刻:		時	È		<u>分</u>	試験室内	大気圧:			kPa	
		1				T		1			
エンジン 目標	回転数	測定回	<b>証数</b>	制動ト	・ルク	測定最大	帥トルク	総摩擦	損失トルク	冷却液	<b></b>
回転数	□ T-1 9A	IXIXLI	172-199	103 250 1	/• /	DATACE AND CO	пш г / • /	(	N • m)	(	$^{\circ}$ C)
( mi	n <sup>¬</sup> 1 )	( mir	n <sup>-1</sup> )	(N ·	m)	(N ·	m)				
4 0 %											
6 0 %											
8 0 %											
正規の無負荷回	転速度	:	min <sup>−1</sup>	点火	時期:				° BTDC/	min <sup>−1</sup>	
											<u>(</u>
G13モード運転 〇アイドリング	状態に	おける	排出カ	ス試験	成績						
運転開始時刻:	187 AL	時	ŧ	分		試験室内	<del>上</del>		kPa		
		H/J									
冷却液温度 :				$^{\circ}\!\mathbb{C}$		潤滑油	温 度:		$\mathbb{C}$		
				測		定	値		<b>進 庄</b>	補正	ि
エンジン回転数	<b>∜</b> r			例		足	但		仮 戊	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10000000000000000000000000000000000000
$\left(\begin{array}{c} \min^{-1} \right)$	^		C	СО		НС	СО	9	СО	I	НС
, , ,								2			
				%		ppm		%	%		ppm
<u>◎備  考</u>					1						
		種	類								
一酸化炭素等		/m	N								
   発散防止装置		個	数								
1		制作者	名								
		···•411 日 ·									

○CO<sub>2</sub> HC 等測定 運転開始時刻: 試験室内大気圧:

施 水	13	12	11	10	9	8	7	6	ე	4	ω	2	1	生を上げて	iii	試験室	試験室	試験室	試験至
														CO (ppm)	希釈排出	内相対湿	内湿球温	内乾球温	試験室内大気圧:
														HC (ppmC)	希釈排出ガス成分濃度(A)	<u> </u>	試験室内湿球温度:開始前	試驗室内乾球温度:開始前	
														NO x	濃度(A)	前	曹	前	
														CO <sub>2</sub> (%)		%	°C	°C	
														CO (ppm)	希釈	・ 終了後	<ul><li>終了後</li></ul>	<ul><li>終了後</li></ul>	
														HC (ppmC)	希釈空気濃度(B)	XX	XV	XIX	
														NO x	B)	%	റ്	റ്	kра
														CO <sub>2</sub> (%)		湿,		祄	
														CO (ppm)	正味濃	度補正係		却 液	
														HC (ppmC)	正味濃度{A-B(1-	湿度補正係数(KH):最大値		謟	
														NO x	(1-1)/DF)}	: 最大値		度:最大値	
														CO <sub>2</sub> (%)		一			
														DF	希釈率			°C	
排出量														Vmix (L/h)	希釈排出 ガス를	~ 最小値		~ 最小値	
排出量の合計	0.096	0.096	0.028	0.034	0.066	0.028	0.058	0.117	0.088	0.157	0.039	0.036	0. 157	WF	重み係数	値		<u>  </u>	
														CO (g/h)				೧	
														HC (g/h)					
														NO x (g/h)					
														CO <sub>2</sub> (g/h)					
	1	1							_	123	3-	1							

0	◎排出	童	13	12	11	10	9	$\infty$	7	6	<u>ე</u>	4	ω	2	1	画標ードド
○CO等の平均排出量=	◎排出ガス成分の平均排出量	,	40~20%	40%	60%	60%	60%	80%	80%	60%	60%	アイドリング	40%	40%	アイドリング	エンジン回 転 数
1			全関	20%	9 5 %	80%	60%	60%	40%	40%	20%	無負荷	60%	40%	無負荷	エンジン負荷率
排出ガス成分の排出量の合計 仕事率の合計	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,															目標試験回転数 (min <sup>-1</sup> )
	$\neg$															測定試驗回転数 (min <sup>-1</sup> )
排 出 ガ ス 成 分 平均排出量(g/kWh)	7															目標試験軸トルク (N・m)
0																測定試験軸トルク 制動トルク (N・m) (N・m
H C	1															制動トルク (N・m)
N O×			_													総摩擦損失トルク (N・m)
C O <sub>2</sub>	)	仕事率の合計	0.096	0.096	0.028	0.034	0.066	0.028	0.058	0.117	0.088	0. 157	0.039	0.036	0.157	重み係数 WF
																仕事率 (KW)

-124-

# 自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日 発行機関名 (公的機関)

自動車車名型式 自動車車台番号(又はシリアル番号) 自動車通関証明書証明番号

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

# シャシダイナモメータによるディーゼル自動車13モード排出ガス試験結果成績表

試験年月日	1 4	Ę.	月	目	試験期	間				
◎試 験 自 ፤	<b>新</b> 亩									
	<u>事</u>									
車名・型式	こ (類別)	:				协機型式:		最高出	力: k	<u>:W//min<sup>-1</sup></u>
車台番	号:									
			用途						総排気量	-
走行籽									路気の有無	
								機の有無	無:: )前	<u>茂</u> 段
車両総重量		単圧	 (緒元値):			東機の減速は		水庄	$g/cm^3$ (	
<u>一向に男刀・牛・牛柵▽</u> ル			(-L-)=-(-1-)		<u>кга</u> <u>т</u> kPa	是用然作:	72	1皮	g/ cm (	(価 <u>)</u> ( <u></u>
<u>◎</u> 試 験 用 t					<u>κια</u>					
<u> </u>		タ (	DC/DY・送	風機)	:					型
排出ガ	ス分析	計	:							<u>型</u>
CVS 装置	(CFV)	:				型(採取	量:		m <sup>3</sup> /	/min)
希釈トン2	ネル装置	:			型	精密天	平			<u>型</u>
		_	エンジン回転							
運転開始時	<u> </u>				<u>分</u>	試験室内力	<u> </u>			<u>kPa</u>
- 2 (22)		1				<u> </u>		⟨\\  \	日出しまた	<b>火 +n,去</b> 油 <b>声</b>
エンジン	目標回転	数	測定回転数	制動	トルク	測定最大軸	トルク	総学祭	損失トルク	冷却液温度
回転数	,					4		(1	<b>v</b> · m)	(℃)
	( min <sup>-1</sup> )	)	(min <sup>-1</sup> )	(N	• m)	(N · 1	n)			
4 0 %										
6 0 %										
8 0 %										
, -		; #:		11本 台	↓ π±. ₩π					DMD C
正規の無力	貝何凹転遊	送度	: min <sup>-1</sup>	順 外	计時期:					BTDC
<u>◎備 考</u>										
		1	<b>壬 拓</b>							
一酸化质	<b></b>	<u>↑</u>	重 類				+			
発散防」		1	固 数							
光似例	上衣巴	#	訓作者名							
									<u> </u>	

備考	13	12	11	10	9	&	7	6	ე	4	3	2	1	単版もドー	ń	試験宣	試験宣	試験宣	<u>運転</u> ] 試験3	$\bigcirc$ C O $_2$
														CO (ppm)	希釈排出	試験室内相対湿度:開始前	試験室内湿球温度:開始前	試験室内乾球温度:	運転開始時刻: 試験室内大気圧:	○CO <sub>2</sub> HC 等測定
														HC (ppmC)	希釈排出ガス成分濃度(A)	度:開始前	度:開始前	度:開始前		定
														NO x (ppm)	্ (A)	前	前	前	時	
														${ m CO}_2 \ (\%)$		% •	°C·	°C •	分	
														CO (ppm)	希釈2	終了後	終了後	終了後		
														HC (ppmC)	希釈空気濃度 (B)				k	
														NO x (ppm)		%	೧	င	кра	
														${ m CO}_2 \ (\%)$		湿度		谷		
														CO (ppm)	正味濃度{A-B	湿度補正係数(KH):最大値		却 液		
														HC (ppmC)	(A-B (1-1	(KH)		温 庚:		
														NO x (ppm)	(1-1)/DF)}	: 最大値		度:最大値		
														$\begin{array}{c c} \operatorname{CO}_2 & \operatorname{I} \\ (\%) & \end{array}$	維					
														DF V	希釈率   希:	?		°C ~		
排出量の合計														Vmix (L/h)	級排出   重	最小值		最小値		
	0.142	0.037	0.049	0.055	0.077	0.032	0.041	0.064	0.029	0. 205	0.027	0.037	0. 205	WF	重み係数					
														CO (g/h)				೧		
														HC (g/h)						
														NO x (g/h)						
														CO <sub>2</sub> (g/h)						

○PM の総排出量測定 (全量希釈トンネル法二段階希釈方式) 運転開始時刻: 時 分

13	12	11	10	9	∞	7	6	បា	4	ω	2	1		運転モード	試験室内相対湿度:開始前 	試験室内湿球温度:開始前	試験室内乾球温度:開始前	試験室内大気圧:	連點用船时刻:
													(L/h)	C V S 流量	湿度:開始前	温度:開始前	温度:開始前	王:	<u>.</u>
													(L/モード)	希釈排出ガス サンプル流量 <b>TXX</b>	% ・ 終了後 	°C · 終了後	°C · 終了後	mmH	7
													ا ب	黑	%	C	c	mmHg (kpa)	
													¥	重み係数	必要最小最	補修用フィ	PM 捕集質量に対する補正	PM 捕集効率 (η)	
													$\frac{\text{MV p}}{\text{TV p} \times \text{WF}}$	希釈排出ガスサンプル流 量の範囲に係る計算値	<u>必要最小最捕集質量に対する割合:</u>	補修用フィルタの質量変化	<u> </u>	)	
													Α	変動係数	<u>%</u>	<i>20 11</i>			

鯆

娏

							龍光
	μ g /L	μg/L	L/テスト	μ g /テスト	$\mu$ g $ extstyle /  extstyle L$	$\mathbf{L}/ar{ au}$ スト	μ g /テスト
総排	正 味 濃 度 A- {B× (1-1/DR)}	粒子濃度 B= PMb/TVb	サンプル流量 TV b	粒子捕集質量 PMb	P M 濃 度 A=PMp/TVp	サンプル流量 TV p	PM捕集質量 PM p
			希釈空気		×	釈排出ガ	· #
=					-		○PM 総排出量
%	% ~ 最小値	秤量室内湿度:最大值	<u>C</u> 秤量室内	最小値	°C ~ 馬	最大値	秤量室内温度:最大值
		·· 分)	日時	分 ~	時間(日時		試験後ソーク時間:
			日	分 ~	時間(日時		試験前ソーク時間:
						一ク記録	○捕集フィルタのソーク記録
						}	
					(B) $\times 1.05$	. 95	(B) $\times 0.95$
					1) の範囲	各運動モードの変動係数(A(1)の範囲	各運動モー
						13モード全体の変動係数 (B)	13モード全体

13モード全体のCVS流量 (TVmix)

L/テスト L/テスト

13モード全体の希釈排出ガスサンプル流量 (TVp)

PM に係る希釈比の逆数の13モード全体における平均値(1/DR)

0	<u>偏                                    </u>	دري	12	11	10	9	8	7	6	ن ت	4	ω	2	1	画想した。
○CO等の平均排出量=	∭ 考 ◎排出ガス成分の平均排出量	60%	80%	60%	60%	60%	80%	80%	60%	60%	アイドリング	40%	40%	アイドリング	ロサッツ
Ī	排出量	5%	80%	9 5 %	80%	60%	60%	40%	40%	20%	無負荷	40%	20%	無負荷	エンジン負 帯 率
排出ガス成分の排出量の合計 仕事率の合計															目標試験回転数
															測定試験回転数 (min <sup>-1</sup> )
排 出 ガ ス 成 分 平均排出量(g/kWh)															目標試験軸トルク (N・m)
СО															測定試験軸トルク (N・m)
НС															制動トルク (N・m)
N O x															総摩擦損失トルク (N・m)
C O <sub>2</sub>	江事率の合計	0.142	0.037	0.049	0.055	0.077	0.032	0.041	0.064	0.029	0.205	0.027	0.037	0.205	ク 重み係数 WF
PM															仕事率 (KW)

-130-

○PM の平均排出量=

仕事率の合計

PM の総排出量

# 自動車排出ガス試験結果成績表

輸入者名 殿

発行年月日 発行機関名 (公的機関)

自動車車名型式 自動車車台番号(又はシリアル番号) 自動車通関証明書証明番号

標記試験自動車について実施した自動車排出ガス試験の結果は別添のとおりです。

# <u>重量車排出ガス試験成績(シャシダイナモメータによるJE05モード排出ガス等)</u>

試験年月日	生	手 月	日	試験期間						
◎試験自動車										
	こ(類別)				<u> </u>			t - tata		_ , ,
用途:			原動機型式	:	<u>サイ</u>	クル:		<u>気筒:</u>		<u>走行</u>
キロ数:			<u> </u>						L <u>車両</u> 重	
kg	最高出力:		$\frac{1}{\min^{-1}}$	最大トルク		N•m/mi	in⁻¹ (rpm	<u>) 等価</u>	慣性重量(設	定値)
	kg 💈	変速機:		<u>減</u>	速比:					
駆動車輪の	タイヤ空気	瓦圧:	k l	Pa 使用燃	料:		(密度)			_
◎排出ガスお	よび粒子は	犬物質の測算	定方法							
排出ガス		□希釈測定済	去(CFV、]	PDP)		直接測定	法			
粒子状物質	Í [	□全流希釈	去(単段、	二段)		分流希釈	去(全量排	集、部分	捕集)	-
◎試験用装置	<u> </u>									
	・ナモメーク ンナにミ!	タ	型式							<i>≱</i> .√10
排出ガス分		II:11-	型式	松中目型	<del>'</del> →! <del> </del> +			3 / •		<u></u> 希釈
装置	全流希釈	型: *****	-	採取量設2		1 x 0 x <del>- t</del>		m³/mi	<u>n</u>	
11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	<u>分初</u>	流希釈 エリー	型式		(1/9	ナンプル率	設正個		)	
精密天秤		型式								
<ul><li>○試験室およ</li><li>測定開始時</li></ul>		関わる大気 時	条件 分							
試験室内	大気圧(Pa)	)		k Pa	吸入空氛	え温度(Ta	)		K (°C)	
試験室内草	吃球温度(	$\theta_{1}$ )		K (°C)	試験室	内相対温	度(U)		%	
試験室内沒	显球温度(	$\theta_2$		K (℃)	試験室	内水蒸気	圧(Pw)		k Pa	
試天気条例	牛係数(F)	)								
◎吸入空気原			记録							
吸入空気原	エナ				k Pa					
排気圧力	L/J				k Pa					
	器出口の空	/ 年 / 14 年								
和火作品	が出りの子	. X. 血皮			K (	<u>C)</u>				
◎備考 正規	見 無負	荷回転速度	度 (N)	1	rpm·点火	(時期		ВТ	DC/rpm	
	種 類	三元触媒	酸化触媒	O 2	EGR	エア	リード	DPF		7
一酸化炭	1 ///			センサー		ポンプ	バルブ	+	その他	
素等発散	(個数)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	- 12	
防止装置							-	-		
	製作者名									

#### ◎排出ガス試験成績

○アイドリングにおける排出ガス

測定開始時刻	時	<u>分</u>		
エンジン回転速度	r	min <sup>-1</sup> (rpm)	吸気マニホールド内圧力	k Pa

排出ガス成分	СО	нс	${ m CO}_{2}$
排出ガス中の濃度	%	ppm	%
濃度補正値	%	ppm	

○JE05モードの測定試験における排出ガス

測定開始時刻	目	寺 矢	<u>}</u>

希釈排出ガス湿潤質量(Mtotw) kg

F I Dの感度係数 (γ)

積算仕事量 (Wact) kW・h

排出ガス成分	СО	THC	CH <sub>4</sub> (NMC-FID)	CH <sub>4</sub> (GC-FID)	NMHC	NO x	${ m CO}_{2}$
希釈排出ガス中の 濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
希釈空気中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
補正濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
排出量	g/test	g/test	g/test		g/test	g/test	g/test
平均排出量	g/kw·h	g/kw·h	gricat		g/kw·h	g/kw·h	g/kw·h

備考

# ◎粒子状物質の試験成績

備考

測定開始時	<b></b> 持刻	時	分	<u>-</u>				
フィルタ表	長面流速		cm/s	測定中の捕集	<b>ミ</b> フィル	/タの圧	三力降下	k Pa
積算仕事量			kW·h					
全流希釈法	とによる場合)							
		希釈排出ガス				希釈	空気	排出量
捕集質量	希釈排出ガ スの湿潤質 量	サンプル質量	捕集フィル タを通過し た二次希釈 排出ガスの 質量	二次希釈空 気の質量	捕集貿	量	サンプル 質量	
Mf	Mtotw	Msam	貝里 Mtot	Msec	M	d	Mdil	PMmass
mg	kg	kg	kg	kg		mg	kg	g/te
							平均排出量	g/kw·
	たによる場合)							
浦集質量	サンプル率 の平均値の 逆数	サンプル質 量		捕集フィルタ 過した希釈技 スの質量			<ul><li>・ンネルを通</li><li>・希釈排出ガ</li><li>は</li></ul>	排出量
Mf	1/rs	Mse	Mew	Msep			Msed	PMmass
ma		kg	kg		kg		kg	g/te
mg		Ng	кg		кg		Kg	grie
						平	均排出量	g/kw •
捕集フィル	ンタソークの言	己録						
試験前ソー	-ク時間		時間(日	時 分	<del>}</del> ~	日	時 分)	
試験後ソー	- ク時間		時間(  日	時 分	<i>→</i>	日	時 分)	
秤量室内温	温度 最大値	к (℃) ~	最小值 K	<u> </u>	全内沿	湿度 暃	是大值 % ·	~ 最小値
標準フィル	/タの質量変(	Ł						
3 h m	ı	ι g 試験前②		μg <u></u> 平均質	f量(5) :	= (①	+2) /2	Į.
試験 丽(1)	F	<u> </u>		1 3		\ <u>\</u>		P
<u>試験前①</u> 試験後③	ı	μg 試験後④		μ g 平均貿	重量⑥:	= (3)	+4)/2	μ

## 重量車排出ガス測定試験(マッピング曲線測定記録等)

最

試験期日	年	月	且
エンジン型式			

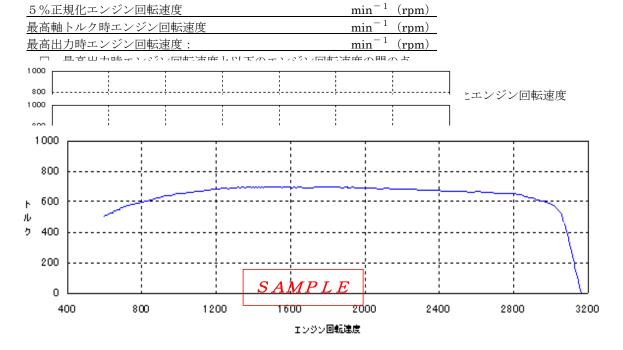
#### ◎変換プログラムに用いる入力値

<u>空車時車両重量(W<sub>0</sub>)</u>	kg	変速機ギヤ比(im)	1速
大積載質量 kg		2速	
乗車定員	人		3速
<u>全高</u>	m		4 速
<u>全幅</u>	m		5速
タイヤ動的負荷半径 (γ)	m		6速
			7速
		終減速機ギヤ比(i f)	
アイドリングエンジン回転速度		min <sup>-1</sup> (rpm)	
最高出力エンジン回転速度		min <sup>-1</sup> (rpm)	
有負荷最高エンジン回転速度		$\min^{-1} (rpm)$	

#### ◎マッピングトルク曲線測定

運転開始時刻 月 日	<u> </u>		
試験室内大気圧(Pa)	k Pa	吸入空気温度(Ta)	K (°C)
試験室内乾球温度 (θ1)	$K(^{\circ}C)$	試験室内相対湿度(U)	%
試験室内湿球温度 (θ₂)	K(℃)	試験室内水蒸気圧 (Pw)	k Pa
大気条件係数 (F)	<u> </u>		

#### ○マッピングトルク曲線の測定結果



備考

証 明 悉 号

申請自動車の製作者等 の 氏 名 又 は 名 称	н	年	月 —	日
所在地				
排出ガス基準適合証明	書			
				_

道路運送車両法施行規則第36条第6項の自動車であって、同条第7項の自動車 以外の自動車である1. の申請自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置は、 2. の道路運送車両法第75条の2第1項の規定により装置の型式について指定を 受けた一酸化炭素等発散防止装置と同一の装置・構造及び性能を有しており、 道路運送車両法施行規則第36条第6項の規定に適合するものであることを証明 します

記

1.	申請自動車

車台番号(シリアル番号)

原動機の型式

車両総重量※

2. 指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置

1. 型式指定番号			
2. 指定装置の名称及び型式			
3. 原動機の型式			
4. 指定製作者等の名称と所在地			
5. 排出ガス規制年区分		年規制	
6. 排出ガス値	СО	(g/kwh)	
	HC(NMF	(g / k w h)	
	NO x	(g/kwh)	
	PM	(g/kwh)	
7. その他	排出ガスタ	対策説明書 (別添)	
	標準車力テゴリ※	カテゴリNO*	
	アコリー	車両総重量の 範囲**	
		最大積載量※ (T1又はT2に 限る。)	

注:※が付された項目は、平成17年以降の規制に適合した装置に限り記入すること。

(発行責任	芸者及び連絡先)

氏 名	:	卸
所属及び職名	:	
電話番号	:	
ファクシミリ	:	
e·mail	:	

## 別 添

(排出ガス対策説明書の例) 1. 一酸化炭素等発散防止装置の型式指定番号 2. 一酸化炭素等発散防止装置の種類 ・排気ガス再循環装置の装備(図示) ・DPF の装備(図示) ・車載式故障診断の装備(図示) その他 一酸化炭素等発散防止装置全体図 3. 原動機型式の打刻位置について 原動機打刻位置図

附 則〔平成18年9月29日日国自環第139号〕

この通達は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、3. 及び 5. の規定のうち「車両総重量 3.5 トン」とあるのは、平成 19 年 8 月 31 日までの間は「車両総重量 2.5 トン」に読み替えて適用するものとする。

附 則〔平成19年8月30日日国自環第24号〕

別添様式6にあっては、細目告示第119第1項第1号、第3号及び第5号が適用されるものに適用する。

# (12)「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」の一部改正について

国自整第14号の4 平成31年4月17日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省 自動車局整備課長

「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」 の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局 運輸部長あて通達したので連絡します。

国 自 整 第 1 4 号 平成 3 1 年 4 月 1 7 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

「「自動車の用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて」(平成 13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

> 平成31年4月 整 備 課

#### 〈改正の概要〉

# 1. 教習車の構造要件について

平成31年3月29日に、警察庁交通局運転免許課から、自動車教習所で使用する教習車に係る取扱いについて、従来の通達の有効期間満了に伴い、内容に所要の見直しを行い、各都道府県警察等の警察関係者へ新たに通達した旨の連絡を受けた。

従来、運輸支局等における自動車検査の際は、本通達の定めるところにより「指定自動車教習所路上教習用自動車証明書」又は「指定外自動車教習所路上教習用自動車証明書」を確認書面としていたところだが、今般、警察庁から、教習用自動車の対象自動車に発行する証明書の名称を変更することが示されたため、運輸支局等における自動車検査の際に確認する書面を、「指定自動車教習所路上教習用自動車証明書」とすることとした。

#### 2. 検査測定車の構造要件について

昨今、自動車走行騒音に及ぼす路面の影響を評価することを目的とした、 測定用の被牽引自動車を、日本の道路で走行させることについて、一般財団 法人日本自動車研究所から相談があった。

当該被牽引自動車は、欧州等においては運行実績があるものの、今回、はじめて日本に輸入される自動車であるため、現行の通達では形状の判断が難しい状況にある。

このような、自動車や道路の調査研究を行うことを目的とする機関が、当該目的のために使用することが明らかな車両を、本通達で定める検査測定車として取扱うことは適切であると考えられることから、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、観測、計測又は実験等を行うために使用する被牽引自動車であって、構造上の要件を満足しているものは「検査測定フルトレーラ」等として扱うことが可能となるよう、検査測定車の構造要件を見直す改正を行うこととした。

## 〈改正スケジュール〉

本改正規定は、公布の日から適用する。

平成 13 年 4 月 6 日 国自技第 50 号改正 平成 31 年 4 月 17 日 国自整第 14 号

(傍線の部分は改正部分)

				(15数ション161×11回))
新				IB
使用者特定書面一覧表	蝓	使用者特定書面	面一覧表	港
書面			堕暈	
<del></del>		曲体の法法	9	<b>使用来の業を特定するために担当を求めている書面</b>
単体の形状 切 使用者の業を特定するだめに提出を外めている貴国		単体の形状	S	使用者の業を特定9 るだめに提出を必めている音風
舞凸			要否	
用途区分通達4-1-1の自動車		用途区分通達4-	1 - 10	自動車
(略) (略) (略)		(略)	(略)	(略)
用途区分通達 4 - 1 - 2の自動車 (注1)	_	用途区分通達4-	1 - 20	)自動車(注)
(略) (略) (略)		(略)	(略)	(略)
・公安委員会が発行した指定自動車教習所で使用す				・公安委員会が発行した指定自動車教習所で使用す
教習車 る路上教習用自動車証明書又は届出自動車教習所		教習車		る路上教習用自動車証明書又は <mark>指定外</mark> 自動車教習
で使用する路上教習用自動車証明書の写し				所で使用する路上教習用自動車証明書の写し
(略) (略)		(略)	(略)	(略)
用途区分通達4-1-3の自動車	_	用途区分通達4-	1 - 3 Œ	3 の自動車
全ての車体の形状       ×       ・不要(注 <mark>2</mark> )		全ての車体の形状	×	・不要(注)
注_1:「用途区分通達4-1-2の自動車」について、法第71条に規定する子	予備 注	::「用途区分通達4	' 	2の自動車」について、法第71条に規定する予備検査を
検査を受ける場合においては、車検証の交付申請時に書面を確認すること。		受ける場合においては、	おいては、	車検証の交付申請時に書面を確認すること。
注 $_{f 2}$ :「道路作業車」 $_{f ar{\Sigma}}$ は「検査測定車」については、構造要件を参照のこと。		::「道路作業車」	について	注:「道路作業車」については、構造要件を参照のこと。

# 2 用途区分通達4-1-2の自動車

車体の形状	薄	省	畑	留意事項	車位
教習車	道路交通法第	第98条の自動	道路交通法第98条の自動車教習所又は同法	自動車教習所又	教習
	第99条の指定自	動車教習所	第99条の指定自動車教習所において使用し、か	は指定自動車教	
	つ、専ら自動車	■の運転に関う	専ら自動車の運転に関する技能の検定又は	: 習所において使	
	教習の用に供る	する自動車、	教習の用に供する自動車、又は道路交通法第	用する自動車に	
	108条の4第1	項に定める排	108条の4第1項に定める指定講習機関におい	ついては、使用者	
	て使用し、かつ	)、初心運転者	て使用し、かつ、初心運転者に対し運転につい	から公安委員会	
	て必要な技能の	の講習の用に	て必要な技能の講習の用に供する自動車であ	に対して教習用	
	って、助手席に	こて操作できる	って、助手席にて操作できる補助プレーキを有	自動車の証明願	
	するものをいう。	5.		いをした場合、公	
	なお、用途区分通達	4 -	1 (3)の規定は、本車	安委員会は、所定	
	体の形状には適用しないものとする。	通用しないも(	<b>かとする。</b>	の事実確認をし	
				た後、使用者に対	
				し指定自動車教	
				習所路上教習用	
				自動車証明書又	
				は <mark>届出</mark> 自動車教	
				習所路上教習用	
				自動車証明書を	
				交付することと	
				なっているので、	
				これらの証明書	

		2 用途区	用途区分通達4-1-2の自動車		
4/	四季事话	車体の形	ĬĖ	の辛事15	
Ŧ	田识尹坛	关	10 女子	田忌尹児	
重教習所又は同法	自動車教習所又	教習車	道路交通法第98条の自動車教習所又は同法	自動車教習所又	
おいて使用し、か	は指定自動車教		第99条の指定自動車教習所において使用し、か	は指定自動車教	
る技能の検定又は	習所において使		つ、専ら自動車の運転に関する技能の検定又は	習所において使	
(は道路交通法第	用する自動車に		教習の用に供する自動車、又は道路交通法第	用する自動車に	
<b>定講習機関におい</b>	ついては、使用者		108条の4第1項に定める指定講習機関におい	ついては、使用者	
こ対し運転につい	から公安委員会		て使用し、かつ、初心運転者に対し運転につい	から公安委員会	
<b>キする自動車であ</b>	に対して教習用		て必要な技能の講習の用に供する自動車であ	に対して教習用	
補助ブレーキを有	自動車の証明願		って、助手席にて操作できる補助ブレーキを有	自動車の証明願	
	いをした場合、公		するものをいう。	いをした場合、公	3-
3)の規定は、本車	安委員会は、所定		なお、用途区分通達4 - 1(3)の規定は、本車	安委員会は、所定	·14
とする。	の事実確認をし		体の形状には適用しないものとする。	の事実確認をし	_
	た後、使用者に対			た後、使用者に対	
	し指定自動車教			し指定自動車教	
	習所路上教習用			習所路上教習用	
	自動車証明書又			自動車証明書又	
	は <mark>届出</mark> 自動車教			は指定外自動車	
	習所路上教習用			教習所路上教習	
	自動車証明書を			用自動車証明書	
	<b>交付することと</b>			を交付すること	
	なっているので、			となっているの	
	これらの証明書			で、これらの証明	

<b>す</b> む。	認を行うものと	の提出を求め確	当該書面の写し	は、交付申請時に	る場合において	予備検査を受け	71条に規定する	路運送車両法第	教習車として道	動車の所有者が	る。なお、当該自	求めるものとす	の写しの提出を
とする。	確認を行うもの	しの提出を求め	に当該書面の写	ては、交付申請時	ける場合におい	る予備検査を受	第71条に規定す	道路運送車両法	が教習車として	自動車の所有者	する。なお、当該	を求めるものと	書の写しの提出

		は、当該法人の	具又はデータ処理装置の近くに設けられた
		となる場合に	定するための設備には、検査等を行う機械器
		一般財団法人	いて、特種な目的に使用するための面積を算
		社団法人又は	にあっては、この限りでない。この場合にお
1人分の乗車設備を含めることができる。		設立した一般	ただし、専ら走行中に検査等を行う自動車
具又はデータ処理装置の近くに設けられた		を目的として	の座席と兼用でないこと。
定するための設備には、検査等を行う機械器		究を行うこと	3 検査等の作業で使用する椅子は、乗車装置
いて、特種な目的に使用するための面積を算		用者が調査研	保されていること。
にあっては、この限りでない。この場合にお		該自動車の使	空間として床面から上方に1,200mm以上が確
ただし、専ら走行中に検査等を行う自動車		って、かつ、当	には、これを用いて検査等に携わる者の作業
の座席と兼用でないこと。		る自動車であ	2 1の機械器具及びデータ処理装置の付近
3 検査等の作業で使用する椅子は、乗車装置		お書きに定め	しないものとする。
保されていること。		・構造要件中な	この場合の検査等に必要な機械器具に該当
空間として床面から上方に1,200mm以上が確		うものとする。	って検査等を行うことができる機械器具は、
には、これを用いて検査等に携わる者の作業		より確認を行	なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持
2 1の機械器具及びデータ処理装置の付近		状等の書面に	ータ処理装置を有すること。
しないものとする。		ることを委任	1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデ
この場合の検査等に必要な機械器具に該当		が使用者とな	<u>l 1.</u>
って検査等を行うことができる機械器具は、		っては、その者	は、1に掲げる要件を満足するものであればよ
なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持		なる場合にあ	を行うために使用する被牽引自動車にあって
一夕処理装置を有すること。		体が使用者と	一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等
1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデ		又は地方自治	は調査研究を行うことを目的として設立した
しているものをいう。		って、かつ、国	しているものをいう。なお、国、地方自治体又
あって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足		る自動車であ	あって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足
査等」という。)を行うために使用する自動車で	₩	お書きに定め	査等」という。)を行うために使用する自動車で
検査、検定、観測、計測、実験等(以下「検	検査測定	・構造要件中な	<b>査測定</b>   検査、検定、観測、計測、実験等(以下「検

1 本改正規定は、公布の日から適用する。	本改正規定は、公布の日から適用する。	1 本改正規定は
附則(平成31年4月日国自整第号)	4月17日 国自整第14号)	附則(平成31年4月
	うものとする。	
	求め確認を行	
	写しの提出を	
	に当該書面の	
	は、交付申請時	
	場合において	
	検査を受ける	
	規定する予備	
	両法第71条に	
	乙道路運送車	
	査測定車とし	
	の所有者が検	
	<u> </u>	
	<u>のとする。な</u>	
	出を求めるも	
	面の写しの提	
	としている書	
	等を行うこと	
	人分の乗車設備を含めることができる。 <u>定款等で検査</u>	1人5

(13)「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

事 務 連 絡 平成31年4月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省自動車局整備課 整備事業班長

「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱い について」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

保安基準適合標章は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第94条の5第7項において、保安基準適合証の交付を受けた自動車は、自動車検査証及び検査標章の交付を受けるまでの間、これらに代えて有効な保安基準適合標章を自動車の前面に表示することで、運行の用に供することができるものであります。

元号が改められることに伴う保安基準適合標章の取扱いについては、「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」(平成31年4月1日付け、国自安第231号、国自環第198号、国自技第272号、国自情第310号、国自審第2101号、国自整第313号)2.(2)口.により、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用し、訂正印は必要ないものと定められたところです。

一方、保安基準適合標章の裏面については、当該標章を表示する際、内側に折り畳み表示しているものであり、当該標章の裏面を自動車の前面に表示するものでもないことから、その取扱いについては、標記通達によるほか、下記のとおりとしますので、 貴会傘下会員の指定自動車整備事業者に対して、周知方お願いいたします。

なお、別紙により、各地方運輸局自動車技術安全部整備課長、各地方運輸局自動車 技術安全部整備・保安課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長あて通知している ことを申し添えます。

記

「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする

別紙

事 務 連 絡 平成31年4月26日

各地方運輸局自動車技術安全部整備課長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部整備·保安課長 殿 沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

> 自動車局整備課 整備事業班長

「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱い について」に係る保安基準適合標章の裏面の取扱いについて

保安基準適合標章は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第94条の5第7項において、保安基準適合証の交付を受けた自動車は、自動車検査証及び検査標章の交付を受けるまでの間、これらに代えて有効な保安基準適合標章を自動車の前面に表示することで、運行の用に供することができるものであります。

元号が改められることに伴う保安基準適合標章の取扱いについては、「元号が改められることに伴う自動車検査登録・整備等関係業務の取扱いについて」(平成31年4月1日付け、国自安第231号、国自環第198号、国自技第272号、国自情第310号、国自審第2101号、国自整第313号)2.(2)口.により、「平成」を「令和」に訂正のうえ使用し、訂正印は必要ないものと定められたところです。

一方、保安基準適合標章の裏面については、当該標章を表示する際、内側に折り畳み表示しているものであり、当該標章の裏面を自動車の前面に表示するものでもないことから、その取扱いについては、標記通達によるほか、下記のとおりとしますので、 貴局管内の指定自動車整備事業者に対して、周知方お願いいたします。

なお、別紙により、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて通知していることを申し添えます。

記

「平成」を「令和」に訂正しないで用いた場合であっても、特段の訂正をせずに用いて差し支えないものとする。

## (14)道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添38近接排気騒音の測定方法に係る取扱い等について

国自環第 20号の3 国自審第247号の3 国自整第 24号の3 令和元年6月17日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿

国土交通省自動車局 環境政策課長 審査・リコール課長 整備課長

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添 38 近接排気騒音の測定方法 に係る取扱い等について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長等に通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

国自環第 2 0 号 国自審第 2 4 7 号 国自整第 2 4 号 令和元年 6 月 1 7 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局 環境政策課長 審査・リコール課長 整備課長

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示別添38近接排気騒音の測定方法に係る取扱い等について

近接排気騒音については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)第 40条、第 118条及び第 196条に基づき、協定規則第 41号及び第 51号並びに細目告示別添 38近接排気騒音の測定方法に測定方法等を規定しているところである。

しかしながら、下記1. に示す一部の自動車については、細目告示別添38に規定する原動機回転速度及び測定方法で近接排気騒音の測定を実施することが困難であるため、当該自動車の近接排気騒音の測定方法については当分の間、下記2. により取り扱われたい。

なお、別紙のとおり関係機関及び関係団体あて通知したところであるが、さらに関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

#### 1. 適用車種

指定自動車等であって、平成28年騒音規制以降のハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車を含む。)のうち、次のいずれかの制御(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって、当該制御を容易に変更又は解除する

ことができないものに限る。)が行われるために、細目告示別添38に規定する原動機回転速度及び測定方法で近接排気騒音の測定を実施することが困難であるもの

- (1) 自動車型式指定申請、共通構造部型式指定申請、新型自動車届出及び輸入自動車特別取扱の届出において、あらかじめ自動車製作者等が定める方法(以下「自動車製作者等が定める方法」という。)で原動機を始動した場合、アイドリング状態の原動機回転速度から加速ペダルを踏み込んでも回転速度が上昇せず、アイドリング状態の原動機回転速度を保つ制御が行われる自動車
- (2) 自動車製作者等が定める方法で原動機を始動した場合、アイドリング状態の原動機回転速度から加速ペダルを踏み込むと回転速度は上昇するが、その踏込量にかかわらず一定の原動機回転速度を保つ制御が行われる自動車

#### 2. 取扱要領

細目告示別添 38 近接排気騒音の測定方法 5. 測定方法等について、次により 取り扱うものとする。

- (1) 自動車の状態
  - ① 自動車は停止状態、変速機の変速位置は中立とする。
  - ② 自動車製作者等が定める方法により原動機を始動させた状態とする。
- (2) 測定方法

原動機の始動後、細目告示別添38の規定に基づき設置された騒音計の測定開始操作を行ったのち、1. (1)又は(2)に示す制御による原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度(指定自動車等の申請又は届出の添付書面に記載された近接排気騒音の測定回転速度)に連続して5秒間程度無負荷運転されている状態から、加速ペダルを急速に放した場合又は絞り弁が急速に閉じられる場合(1.(1)の自動車にあっては、加速ペダル又は絞り弁の操作は要しないものとする。)の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。ただし、原動機の回転速度は、回転計(車載の回転計を除く。)により測定する。

#### 3. 留意事項

(1) 本通達により取り扱う指定自動車等の近接排気騒音の測定回転速度について、 既に交付された自動車検査証の備考欄のうち、平成28年騒音規制の「測定回転 数」に細目告示別添38に基づく「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する 回転速度×95%」の数値が表示されているが、2.(2)のとおり、検査において は「原動機の回転速度を抑制する装置が作動する回転速度(指定自動車等の申 請又は届出の添付書面に記載された近接排気騒音の測定回転速度)」で測定す ること。

なお、自動車検査証の備考欄の表示方法については、今後システム改修等を 行い、指定自動車等の申請又は届出の添付書面に記載された近接排気騒音の測 定回転速度で出力されるよう対応を検討中である。

- (2) 別添に本通達による取扱対象型式を示すが、この別添に記載されていない平成 28 年騒音規制に適合する自動車のうち、1. (1)又は(2)と同様の制御が行われるものについても、本通達により取り扱うものとする。
- (3) 今後、新たに取扱対象型式が増えた場合においても、別添の更新は行わないこととする。

### 取扱対象型式一覧(令和元年5月31日時点)

		車検証語	记載事項	本通達による
車名	型式	近接排気騒音値 (dB)	【読み替え対象】 測定回転数	近接排気騒音 測定回転数 <sup>※</sup>
トヨタ	DLA-ZVW52	68	(rpm) 2375	(rpm) 2500
トヨタ	DAA-ZYX10	68	2375	2500
トヨタ	DAA-NHP130(GR-Sグレード以外)	75	2375	2500
トヨタ	DAA-NHP130(GR-Sグレード)	79	2375	2500
レクサス	DAA-GWZ100	75	2375	2500
トヨタ	DAA-AXVH70	77	2375	2500
ダイハツ	DAA-AXVH70N	77	2375	2500
レクサス	DAA-GVF50	69	2375	2500
レクサス	DAA-GVF55	70	2375	2500
トヨタ	DAA-NTP10	67	2375	2500
レクサス	DAA-GYL26W	72	2375	2500
トヨタ	DAA-UWG60	71	2375	2500
トヨタ	6AA-ZWE211H	68	2375	2500
トヨタ	6AA-AZSH20	71	2375	2500
トヨタ	6AA-AZSH21	71	2375	2500
トヨタ	6AA-GWS224	70	2375	2500
レクサス	6AA-AXZH10	79	2375	2500
レクサス	6AA-MZAH10	74	2375	2500
レクサス	6AA-MZAH15	74	2375	2500
トヨタ	6AE-NHP160V	71	2375	2500
トヨタ	6AA-AXAH52	70	2375	2500
トヨタ	6AA-AXAH54	70	2375	2500
ホンダ	6AA-RP5	67	1140	1200
ホンダ	6LA-ZC5	55	1140	1200
ホンダ	6AA-RT5	58	1140	1200
ホンダ	6AA-RT6	58	1140	1200
ホンダ	6AA-ZE4	56	1045	1100
BMW	3LA-8P06	78	2660	2800

<sup>※</sup>本通達による近接排気騒音の測定回転数は、車検証に記載されている「旧基準適用時測定回転数」と同一である。